

第八章 藩政時代

一 山内氏の土佐入国

慶長五年（一六〇〇）西軍に組した長宗我部盛親が関ヶ原の戦に敗れて、領地土佐一国を没収された。

これに代り山内一豊が遠州掛川六万石より拔擢され、土佐藩主として慶長五年十二月二十五日大阪を出発、甲浦で新年を迎え、一月五日甲浦を発し野根山街道を経て一月八日浦戸に入城した。

これより先、弟山内康豊が海路、鈴木兵平衛、松井武太夫らと共に船八隻をもって浦戸港に入ったが、新領主に従うことを潔よしとしない長宗我部の遺臣の反乱にあい、苦戦の末これを鎮撫した。この戦いにおける生首二百七十三が塩漬にされて大阪に送られている。俗に浦戸一揆といわれているものである。

新領主はさしあたり諸制度を長宗我部時代の先例にならって政治の基本を踏襲することを布告し、民政の安定を図ることにした。

また山内新政では広く天下に人材を求めたが、長宗我部の遺臣であつても仕官を望むものはこれを採用した。所謂郷士がこれである。仕官しないものを地下浪人とよんだ。

長い藩政時代を通じて郷士は下士としてウダツがあがらず、山内侍は上士として郷士に君臨したため、内面的対立は相当深刻なものがあつた。藩政末期における勤王志士達の運動はこれが爆発したものであるとも云えよう。

さて慶長六年（一六〇一）六月大高坂山に新城を築くこととなり、総普請奉行として百々越前守安行とその嫡子百々出雲が選ばれた。同年九月着工、慶長八年（一六〇三）本丸が竣工し、八月二十一日一豊は浦戸より新城に移つた。しかし一豊は新城に移つて僅か二年後の慶長十年（一六〇五）九月二十日、病氣のため、戦国の武将として波瀾

多かった人生を終ったのである。

新城は慶長十六年（一六一一）に至り二代藩主忠義により三の丸を完了、工事は総て終了した。

この新城のある山をはじめ川（河）中山と命名したが、度々洪水等にあった為、縁起がよいのではないかと云うことになり、五台山竹林寺の住僧空鎮上人に名をつけ替えさせた。上人は仏徳にちなんで高智山と呼ぶことを答申し、高智城と呼んだ。のち高知城と改まった。

一豊以来十六代、二百六十余年間、南海の地に白亜の威容を誇り、天下の名城として賞め讃えられたのである。

享保十二年（一七二七）二月一日八代藩主豊敷の時、城西越前町からの出火で城の殆んど全部、また城下町も烏有に帰した。この為享保十四年（一七二九）幕府より再建の許可をうけ、深尾帯刀が築城奉行となり、享保十四年三月、三の丸からの工事に着工、二十五年の歳月を経て宝暦三年（一七五三）漸く復旧した。これが現在の高知城である。

二 滝山一揆

「大日本史料第十二編之一」に

前土佐浦戸城主、長宗我部元親の遺臣、高石左馬之助等貢租を出さず、長岡郡滝山に拠り乱を作す。大高坂山高知城主山内一豊を遣り之を平げ（山内一豊略伝）慶長八年本山土居を山内刑部新に領す。下津野一村貢物不納に因って、庄屋高石左馬之助を召喚して之を責む、不肯、終に北山村の滝山に依って叛す。

註 本山村、下津野村、北山村は何れも現在の本山町

と出ている。

長宗我部元親は岡豊の一領主から起って、土佐一国を統一、更に四国を統一して紀州の根来と組んで京都に上り、天下に号令しようとした大器量の武将であった。

しかしその元親も、豊臣秀吉の四国征伐の軍にあえなく敗れ、土佐一国に封じこめられた。

その子盛親は西軍に組した為、関ヶ原の戦で敗れ、領土である土佐一国は没収、これに代って山内一豊が新領主として入国する。

こうしたどさくさの中に本山郷下津野村に住む高石左馬之助は、もともと元親時代北山で八十石の知行取りであったが、北山五百石を實力で押領し、家来を百姓にして数年間我が心のままに振舞い、所謂作り取りで年貢も納めない状態であった。

一方浦戸城に入った一豊は早速浦戸湾を巡検し、城下を視察したあと東西に亘って国内の状況を調査した。

翌慶長七年（一六〇二）一豊は山内刑部太夫に禄三千石を与えた。その内に本山一千石が含まれ本山土居の城をも支配することになった。

本山の内北山・汗見川・大川内・立川・奥大田の五ヶ村は「北山五百石」と云い伝えられている処であるが、高石左馬之助がこれを横領し、領主気取りでいる所へ、山内刑部太夫がこの北山分を知行としたため、当然問題が起ったのである。

慶長八年十一月、刑部太夫は家臣に命じて、高石左馬之助に貢物の上納を督促した。しかし彼は天性剛直な者であり、しかも数年間作り取りにして来たためか、まるで自分のものを全部取られるように考えて、大いに怒り刑部の命に従わない。

そこで刑部は、彼の配下の家一軒から一名づつの人質を捕え合計三十三人（三十六人ともいう）を浦戸城下の牢屋に入

れた。しかしそれでも左馬之助は上納しない。

左馬之助の貢租不払いに怒った刑部は本山土居の城に左馬之助を召喚し、なぜ貢物を上納しないか、と詰問した。彼は毅然とした態度を崩さず、上納したいが上納する物が無いの一点張り、つまりは刑部を大いにののしって退出した。

左馬之助は何れ討伐のあることを予期し、叛逆の心を抱いて、白髪山の一角滝山の岩窟に立て籠り、力に対決することを弟の吉之助に伝えると共に北山五村の百姓にも話をした。みんながこれを承知したため、各村にわかに不穏な空気が充溢した。

一方刑部は与力の井口総左衛門が、左馬之助とふだんから仲のよいことを承知しているので、左馬之助の退出した翌日、総左衛門に、彼の動向を確かめてくることを命じた。

さいわい総左衛門は下津野に田地を持っていたので、田地廻りにでも行くのを機会にして、左馬之助の邸に出かけた。訪ねてみると果して家財道具を家の中いっばいに取り散らしている。百姓達も数多く集まっている。

左馬之助は総左衛門を見て、

「総左衛門、おぬし早朝なにしに来た。」「いや、俺は別に何のためでもない。田をみに来た。ところがどがひどく乾いたのを茶を一ぱい所望しようと思って来たのぢや。それにしても、この騒動の態、これは何事なら」

「これか。俺は昨日刑部太夫に呼ばれて土居に行ったが、その時少し荒いことを云うて来たきに必ず討手がくる筈ぢや。そこで今から滝山に引き籠って鉄砲を放す覚悟ぢや。総左衛門おぬし、俺のようすを窺いに来たねや。逃すことはできん。」

と云ったかと思うと、

「おーい。みんなこい。」

と叫んだ。

すると忽ち家僕や百姓達が出て来て総左衛門を取り囲む。総左衛門はびっくり。これは大事と思ったが落付き払って、さあらぬ態で

「俺が何の為に平素親しいおぬしを窺うことがあるか。昨日土居城での荒れたことは買物の詮議ではないか。それはそれの時すんでいる。

あとは何の沙汰もない。そんな詮議は俺の知った事ではない。おぬし俺に何の意趣があつてそんなことを云やあ」と逆に押しつけていう。

「いや、昨日あれほど暴言を吐いたので、必ず討手がくる筈ぢや。おぬしが俺の様子をさぐりに来たことは必定である。逃げることはできんぞ」

「俺が田地をここに持っていることはおぬしも承知の筈、また俺が田の見廻りにくることも知つての通りぢや。時々はお茶ももらっている。今日ものがかわいたので、寄つただけのことぢや。

そのわしを疑つて殺すと云うんなら、それは多勢に無勢是非もないが、とに角お茶を一杯くれ」

総左衛門がふだんの通り云うので、左馬之助も心が解けた。左馬之助の命でお茶がはこばれる。

「おぬし。まっことを窺っているのぢやないのか」

「まっことぜよ。土居では何の沙汰もない。どうしておぬしを窺うことがありやあ」

「いよいよ、まっことか」

「まっことぢや」

総左衛門はゆっくりお茶をのむ。左馬之助は、

「滝山へ家財道具を運ぶのに忙しい。おぬしが見分に来たのではないと云うんなら一命を助ける。

俺はこれから滝山にこもつて鉄砲うちぢや。この有様を土居へ帰んだら皆に知らせい」

総左衛門はすまして、しかもさり気なく云う。

「いや、これは思いもよらぬ所へ来た。思いがけもない疑いで、大死するところちゃった。何の為に知らせる必要があらう。運搬の邪魔しちゃあ申訳ない。俺にかまわず運ぶよう下知せい」

こうしているうち左馬之助の心も解けた。

「今回は俺を窺うのではないから命は許す。しかし重ねて討手になって来た時にやあゆるさんぞ」

「それはありがたい。では帰ることにしよう。精を出してやれや」

総左衛門は故意にゆっくり足を運んだ。

急ぎ足に帰ると疑われると考え、遠見をする態で時間をかけて下津野河原まで帰り、ものかげに入って、そっと振りかえて見ると、左馬之助兄弟が鉄砲に火縄を持ち添えて、邸の端に立って総左衛門のようすを見送っていた。

総左衛門は生命を拾った。虎口をのがれた彼は土居に急ぎ、刑部にこのことをくわしく報告し、急ぎ討手をさし向けるよう進言して退出した。

さて高石左馬之助は弟吉之助をはじめ村々の屈強の者共を率い、その日のうちに北山内の滝山に入った。ここは土居城から僅か八キロ（二里）の位置である。うっそうたる大木の茂る南側八合目に横二十四・五米、幅八米ほどの天然の岩窟がある。全く嶮岨そのものである。

本山一揆覚え書（土佐群書類従、拾遺収）には

「嶮難至極にして鳥も通いがたく見えたり」

と書かれている。

左馬之助兄弟はこの嶮窟へ指次をこしらえ、一〇〇米ほど下に葛で材木を釣り、大石をのせた。麓の方には石を積み重ねた。これは滝山の前方笹竹野という地点から寄手が出てくる所を鉄砲で狙うという作戦である。

今考えてみても自分一人でさえ行くのに困難な処へ、大石を持運んだことは不思議な程であり、本山一揆覚書にも

「今見る所己の身計も歩行難成に大石共持運たる事奇妙の事なりと云う」とある。

それはさておき、その夜左馬之助らは近所の家に押入って兵糧、財宝を奪取、汗見川、大川内両村の百姓達には文書を廻した。たちまちにして左馬之助一味は男女合計百人ばかりになった。（乱世の当時はこうした主謀者に従わない者は闇討にせられることが多かった。このため中には止むをえず加担するものもあったのであらう）

左馬之助下知して云う。

「汗見川村の者は寺家村の川原と汗見川の小倉山へ出よ。大川内村の者は中島村へ出張れ、婦人や足弱のものは鉄砲の玉薬を込めよ。」

とそれぞれ手配をして討手の来るのを待ちうける。

一方山内刑部太夫は総左衛門の報告を受けるや直ちに手廻り十人ほどを召し連れ、見分のため寺家へと出た。所が幅一〇〇米ばかりの川を隔てて向いから散々悪口がとぶ。そればかりか鉄砲を打ちかけ、一時刑部太夫の身が危険にさらされたほどであった。

そこで与力たちは、

「一揆の奴等は下郎と云つてもたやすく始末の出来るものではありません。一先づ帰城、明日のことになさいませ。」

と諫め、無理に馬の手綱を取って引返した。

翌日刑部太夫は手勢三十人許りを引き連れ中島に出た。一揆共は昨日と同じくきびしい陣堅めと共に鉄砲を打ちかける。しかし川越しのためあたらないうので刑部達は中島につき進み攻勢に出たところ、一揆の者達は中島から続きの樺山に逃げ込んだ。

勝ちに乗じた刑部勢は追撃にうつる。ときに一揆の一人、木かげにひそんで刑部めがけて鉄砲を放ったが、これが刑部の鞍の前輪に当たった。この者は鉄砲を捨て滝伝いに逃げ一揆の者と合流して大淵という在所へ退却した。刑部勢

は更にきびしく追撃したが、山にかくれて発見されないので、大淵の村に放火して引上げた。

寺家の一揆組はこの戦の状態をみていたが到底敵はずと思ひ、ついに一戦も交えることなく汗見川へ逃げ籠った。この時たまたま伊勢太夫の太夫が来ていた。彼は高石左馬之助に数年前から檀那になってほしいと願っていた関係もあり、こうした事件のあった翌日、祓を竹の先に差立て滝山に左馬之助を訪れた。

左馬之助はこれを見て

「勝手に近寄るな。撃つぞ」

「伊勢太夫を撃つということはあるまい。」と敢えて進んだ。

「何者でも今ここへ向ってくる者は敵ぢや」

というがいなや鉄砲をもってそのまま撃ち殺してしまった。

こうした知らせが高知に達した。早速評定が開かれた。野々村因幡は云う。

「某去年巡見の仰せをうけて行つた時、本山村で訴状を十九通も出して来た。仲々むづかしい所である。案の条騒動を引き起した。近郷の豊永には何のこともない。きわめて平穏であつたが、この度はどうであらうか」

こんな話をしている所へ豊永の庄屋、豊永五郎右衛門が来た。そこで野々村因幡が五郎右衛門を呼び出し、

「今噂していた所だが、本山は騒動をしでかした。お前の村はどうか」

「豊永郷は別条ございません。実は隣郷の騒動のことで参上いたしました。」

そこで本山の詮議に入り、野々村因幡、山内掃部の兩人が一揆鎮庄の加勢を命ぜられた。しかし何分にも山内氏入国翌年のことであるので、近郷の案内すら不充分である。まして本山の騒動は峻しい山のことでもあり、案内がなくては叶わない。

それで豊永五郎右衛門が手引きをすることになった。しかし五郎右衛門は本山には度々行っているが、高知から本山への近道は充分分っていない。さいわい豊永郷の竹崎太郎右衛門が本山に縁があるので案内させることになった。

野々村因幡、山内掃部の二組みの討伐隊は豊永五郎右衛門、竹崎太郎右衛門の案内で本山に到着、ここで山内刑部の隊に合流して、三部隊一団となり滝山に攻めかけた。

一方高石左馬之助兄弟らは石畔の蔭に鉄砲五挺を備え、傍に足弱共を置いてそれに玉薬^{たまぐすり}込めをさせ、攻撃軍を引きつけておいて、滝山の向い、笹竹野の一筋道で矢頃になったとき、出口へ出る討手を一人づつうちかける。撃った鉄砲は返して玉薬を込める。込めた鉄砲で次をはずさず撃ち殺す。この為討手の攻撃は停滞してしまった。しかし左馬之助側の方も五挺の丸銃が焼けて撃てなくなった。

この時、野々村因幡に属する浜田勘助という男が自身の槍をひっさげ、すきを見て滝下に走りつく。つづいて同じ組の田川九郎兵衛、更にもう一人が勘助につづいて滝下に入る。

左馬之助の弟吉之助が上から鉄砲で勘助を撃とうとするが岩かげで撃つことができない。勘助もまた下から吉之助を突こうとしても、岩にかくれて突けない。

こうした隙に討手は一団となつてどつと滝下になだれ込んだ。左馬之助はこれを見て時分よしと思ひ百姓彦右衛門に下知してかの釣石を切った。たちまちにして滝下の討伐軍は石に打たれて死者、手負が百人程も出た。討手は全く左馬之助の策謀に落ちて進退を失ったのである。このため折柄滝山一带に立ち込めてきた霧にまぎれて笹竹野を越え細野村に撤退した。

さて岩の下の勘助ら三人は岩蔭であつた為落石の難から辛うじてのがれ、主力の地点まで退がることにしたが、場所が岩と茂みの難所であり、鎧が木の枝や、岩石に引っかかり自由に身を動かすことができない。まして勘助の自身の槍が余計じゃまになつて動きがにぶい。それをみて田川九郎兵衛が、

「勘助、槍をなにするぞ、命あつての槍ではないか。戦場では太刀もなにも捨ててもあるぞ、打ち捨てて帰れ」
勘助もなる程と思ひ槍を捨てて退った。

その後勘助が滝山で槍を捨ててきたことが知れ渡った。あいつは日頃偉そうな事をいうが、この度の滝山では敵におそれ槍を捨てて帰ったという悪評が流布された。むろん野々村因幡の耳にも入った。勘助はとうとう暇をとって浪人になったという。

さて討伐隊は相手を甘くみていた為、予想に反して大きい損害を出した。三隊とも大いに怒り、作戦を変更して滝山の東にある手鉢の窪という高所に大筒を据えつけ、小玉を数多く込めて岩屋へ向け雨霰のように撃ちかけた。さすがの左馬之助もこれには肝をつぶした。五日間は持ちこたえたが、この上遠巻きに取囲まれたら逃がれる道がなくなると思い、霧にまぎれて滝下伝いに爪生野に逃げた。

左馬之助は滝山を退却して以来、ゆかりの者をたよりに身をかくした。残る者もそれぞれ岩間にかくれ、あちこちに忍び、行方知れず四散した。

こうなると討手も捜しようもなく、ついには追い捨てにして引きあげてしまった。

それからというものの逃げかくれた者は流浪し、百姓仕事も山仕事もせず、何時追手がくるかを気にしながらの毎日である。

在所の者達もこの騒動以来すっかり気が抜けたようになり、北山五百石の郷内たれも鋤をふるうものがなく、荒れ果てた。これでは住民自身も困るし、藩のためにもならない。

時に豊永五郎右衛門は隣郷の庄屋としてこれを座視するに忍びず、北山分の百姓達と会って、

「滝山のことは左馬之助に責任がある。当人以外はやむを得ず組に入ったまでの事であるから、敢へておとがめがあるう筈がない。今まで納めていない貢物については御捨免になろう、とに角渡世ができるように訴えよう、みなそれぞれ我家に帰ってもとのように百姓に精を出せ」

と説得した。

百姓達は喜んで五郎右衛門の言葉に従い、山内刑部もまた五郎右衛門の訴えを許した。ただ今まで持っていた腰刀はすっかり取りあげられた。このことは、刀狩りといって現在まで言い伝えられている。

さて高石左馬之助兄弟は翌慶長九年（一六〇四）二月雪解けをまって讃岐の方に落ちていったという。

一方浦戸の牢に入れられていた百姓達に明日ハリツケにかけられるという取沙汰が聞えて来た。この中の一人に大工の彦右衛門と言う者がいた。この彦右衛門は小さな爪切りを隠し持っていた。この沙汰を聞いた彦右衛門はその夜のうちにこの爪切りでもって十人（十二人とも言う）を刺し殺し自分も自害した。その中で女が二人生き残った。これは野中玄蕃に下されたと言う。

また本山郷のうち葛原村（現大豊町）の名本の山原左馬丞は高石左馬之助と内縁があった関係で滝山への荷物運搬の手伝いをしたことが判明した。これを知った山内刑部は別の用件にかこつけ高知に呼び寄せ、土居門前西で手打にした。

左馬丞の総領は土居下川原やなばに在ったが刑部の嫡子但馬が見物の様子をして近づき斬った。また二男は刑部の与力井口惣左衛門が同じ場所でも切り殺した。

その後豊永五郎右衛門は昨年の滝山騒動の砌功勞があったということで賞詞並びに知行五十石を豊永郷で、嫡子の太郎七も二十石を与えられた。

なおこの滝山騒動は当時世間に流布された有名な事件であった。偶々本山城に番役として三ヶ月勤務した生田直勝がこの騒動に出会った人達から話を聞いて、ありの儘に残したのが、（正徳六丙申（享保元年）一七二六）これである。

（豊永文書）土佐国編年紀事略取に

為支配豊永蔵入之内を以五十石令扶持候、今度本山表の儀に付而精入致忠節之由候条則為褒美如此候、向後弥其許之義無油断

様に可申付義肝要候也

二月廿日 御名花押

豊永五郎右衛門遣之

とある。

また土佐物語（本山一揆、浦戸相撲の事）に、其の頃豊永五郎右衛門とて豊永の領主あり、先祖小笠原越後守はじめて此所を領し夫より四代の孫中務太夫本姓を改めて豊永と号すとかや。五郎右衛門長宗我部の従士なれば本領に放たれていたりけるが、時世に随う習なれば、一豊に仕えんと思案して本山に行き、掃部に対面し一揆の大将高石左馬之助兄弟を出奔せしめ候えば郷民共をば御寛宥あらば其悉く還住仕らせ候べしと申しければ掃部仔細あらじ急ぎ其沙汰致されよと許しければ、五郎右衛門重ねて此由触れしかば、皆安堵の思いをなし元の住家にぞ帰りける。一豊神妙たりとて五郎右衛門に本領豊永を賜わり、他国の境なればとて関守にぞなされける。と見えている。

(一) 滝山一揆と豊永家文書

豊永大滝（豊永五郎右衛門の分家）で発見された滝山一揆に関する古文書がある。元本の日付は慶長八年十二月二十八日を享保十六年霜月二十五日に写し代え、更に現存するものは天明五年七月十二日に写したものである。おそらく元本は五郎右衛門の手記であろう。

本書で貴重な点は土佐史料にもない矢文の往復の記述があることである。即ち左馬之助が山内刑部に本山城に呼付けられたのが霜月十八日、翌十九日に籠城、伊勢太夫が討たれたのが廿四日で廿五日高知に進進、廿八日五郎右衛門が高知に伺候、十二月廿二日総攻撃、廿四日に五郎右衛門と左馬之助の矢文往復、鎮圧となっており、きわめて貴重

な資料である。

本山一揆 享天明五乙巳歲文月吉辰

—略—

一、豊永五郎右衛門拔可申由御相談被申上可然と御詮儀極則矢文を以十二月廿四日に一揆共方へ被射矢文書左の通

一、矢文を以申達候御辺儀御貢物納所に付ケ様の相動発候、以来未進分は差控向後免合等下免に被成候様可仕候間、私宅へ罷
 帰百姓仕候待猶斯御返答之時候 謹言

十二月廿四日

豊永五郎右衛門

高石左馬之助殿

一揆之返状

貴簡拝見仕候如御仰下 御貢物弘方御催促より今様の相動発申候高石左馬之助同吉之助儀去廿日に霧霧紛に落失行末不存候面
 ヲ儀如何様にも背御意中間敷候間宜様被仰付被下候猶期御面上之時候 恐惶謹言

十二月廿四日

滝に罷有面々

豊永五郎右衛門様

—略—

一、左馬之助弟吉之助汗見山に忍居翌年二月に讃州へ落行申由

慶長八癸卯年十二月廿八日

于時享保十六辛亥霜月廿五日 於豊永大滝村写之 又天明五乙巳七月十二日写之

1 滝山一揆余聞(その一)

滝山一揆に豊永から豊永五郎右衛門が参加、鎮定に功のあったことは既に述べた通りであるが、長宗我部の遺臣で
 西峰に住した三谷次郎三郎も参加し、その功として知行八反を給されたことが、三谷家の先祖書差出しに記せられて

いる。(第二章 三谷家文書の項参照)

又同家「旧給田地券並御引替米願之事」に

一、地八反 長岡郡豊永郷廿一区豊永郷西峰村

右者私先祖三谷次良三郎頂戴仕候、委細之儀は御入国以後慶長六年十一月に本山之内猿ヶ滝山而一揆出来仕、此滝山は予州へ山統三方難所一方口にて寄手の者共参り候へば鉄砲にて打留又は石落し申に付、兵糧詰に有之処、豊永五郎右衛門、竹崎太郎七、私先祖右滝山へ罷越卅六人連出在所にて召捕候、大將分者落行居合不申候、此段残念に奉存候、私先祖は予州境別子迄追欠参候得共最行方相知れ不申罷帰申由に御座候(以下略)

御書写

為支配豊永蔵入之内おい、八反令扶助、阿州境目儀万事精を入由に候間如此候也

二月廿日

西峰

一豊御書判

2 滝山一揆余聞(その二)

吉田家由来書(土佐国編年事紀略取)によると、山内対馬守が土佐一国を拝領して入国したあとのこと、長宗我部譜代の一領具足と称せられる軽士約二、〇〇〇人のうち土佐国内に住む二、三百人が一団となって蜂起した。

対馬守一揆の者共直ちに討取れと下知し、討伐の軍を進めた。ところが一揆の一領具足達は戦になれた者ばかりで、本山に切所をかまへ薪などで鹿塞をきずき、そのかげより敵を引つけ狙撃する。このため討伐軍の足並乱れ、打ち立てられて退却するに及んだ。このとき孫左衛門なるもの岩の間に手負の者あるを見て駆けつけ、これを救助しよ

うとしたが敵の発砲に妨げられ、しかも敵は近いし、一人での救助は難かしい。そこで孫左衛門は

「誰か俺と一緒に行くものはないか」

と叫んだ。

その時野中伝右衛門という者が

「よし、俺が行こう」

と言って孫左衛門につづき岩間に突進、若い伝右衛門に孫左衛門が手伝い負傷者を背負わせて三人重なるようにして引上げた。

その時これを見た山内対馬守

「孫左衛門、神妙な働きぶりよ」

と賞詞し褒美を賜った。しかし伝右衛門には何の沙汰もない。心中不満に堪えなかった伝右衛門は浪人し土佐を去ったという。

3 北山しぐれ

西村自登 作詞

一、今日もふる降る 北山しぐれ

明けて三年 水損早損

たといおかみの 掟であろと

何で年貢が 納めれよか

二、今日呼ばれた 代官屋敷

願うて聞かれにや

長宗我部の

おれも庄屋だ

百姓のために

何で命が

惜しかろう

三、具足身につけ

緋の陣羽織

くくり袴ばかまに

日綾だすき

妻子と共に

晴衣裳つけて

籠る滝山

百姓一揆

四、放つ石火矢

岩石落し

討手三百

きびしい攻手せうて

最早さいごと

夜霧をこめて

落ちて行方は

果さえ知れず

五、ふけて冷えゆく

霜月夜空

せなで坊やも

夢やぶられて

子守唄さえ

忍びね袖に

またもふりくる

北山しぐれ

(二) 滝山一揆考

この滝山一揆は我が国の農民一揆の先駆とも言えるものである。しかもこの一揆は霜月十九日にはじまり十二月二

十四日の鎮庄まで、一ヶ月余の騒乱で、期間の長い点でも類例のないものである。

その上本城主である山内刑部が自己の兵力で討伐出来ず、国主たる山内一豊の増援をえて漸く鎮定するという、所謂烏合の衆とは異質のもので、一揆史上幾多の特異性をもっている。

言う迄もなく高石左馬之助、吉之助は長宗我部時代の武将であり、元親、盛親亡きあとは土地の豪族であり領主であり、北山五百石の絶対的権力者でもあった。

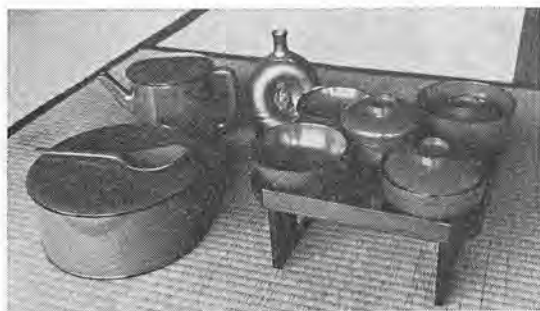
これを理解せず性急に貢物の納入を督促した新領主山内刑部に憤激したのがその発端である。山内刑部が着任と同時に威庄によらず仁政を施こし、民心収攬の措置を講じておればこのような悲劇はなかったであろう。

それを強圧と性急な措置がこの反逆を生じた。因果はめぐる。山内刑部の子但馬は非行があって封を没収され、佐川に幽居されている。これも山内氏の一族で功勞者であった為暫く黙許した寛大な措置であろうか。

さて高石左馬之助の手腕力量は北山五百石を統御するに十分であった。農民が、その婦女子が、死を覚悟で彼の統率下にあったことでこれが窺われる。

また一揆の場合その首領はことごとく処刑されているが、滝山一揆に限り左馬之助も吉之助も杳として行方は不明である。これも特異の一つであろう。

後世、左馬之助が播州へ落ち、大石内蔵助良雄の先祖になったという土佐の伝承を生んだことも、左馬之助の優れた人物の考証ではあるまいか。



慶長9年霜月2日山内一豊公お国巡りの砌、使用した食器10人前のうちのひとつ 大家家所蔵

三 藩政時代の行政組織

(一) 豊永郷における大庄屋と惣老

慶長二年（一五九七）三月当時土佐の国主長宗我部元親の制定した、長宗我部掟百ヶ条によると「國中七郡の内、三人奉行相定むる上は彼の奉行の申付くる儀は諸事異議に及ぶべからざる事付、在所々に庄屋を相定置く上は万事触渡可処、毛頭緩に存すべからず事」とある。

長宗我部時代の組織は、中央に四家老をおき、これに五奉行を配し、各郡に奉行を三人おき、各村、名に庄屋を置いて支配したものである。

記録によると長宗我部時代の庄屋は「國中総数百七十四名内専任者百五十八名兼任者十六名」となっている。

この時代長宗我部時代の家老、奉行として名のあるものに豊永藤五郎がある。当時は本山郷津家であるが、現在の大豊町津家の出で、長宗我部の四家老に列し、五奉行を兼ねた。

「秦氏政事記」に中奉行として

一、御地帖並諸帖奉行貳拾貳町五反

豊永藤五郎

一、御材木懸並人数遺奉行

豊永藤五郎

とあり、当時の一大勢力者であったことがわかる。

長宗我部地検帖によると津家村は全部豊永藤五郎の給地である。

さて関ヶ原の戦で西軍に組した長宗我部氏亡び、慶長六年（一六〇一）山内一豊の土佐入国となる。一豊は入国後まず新城の造築に着手した。新国主としての威権を確立し人心を一新するためである。ついで城下町を設営し、その基盤を確立すると共に安芸・本山・佐川・窪川・宿毛に支城を設けて重臣を配し、中村を支藩とした。更に岩佐、立川、西峰、用居、松尾坂等国境の要所に番所を配置出入を監視させた。

一方内政的には入国当時の長宗我部遺臣等の抵抗にかんがみ、つとめて長宗我部の遺法を崩さず新法を施行することとをさせたが、一豊の死後、忠義がその跡をついで以来政令七十一箇条（慶長十七年）土農工商の風俗に関する控書（寛文三年、天和三年）等各種の政令を布告し、これらを集成した大定目が元禄三年（一六九〇）編集され封建支配の形態が確立されたのである。

土農工商の身分制度はどこの藩でも同じであるが土佐藩の場合士分は家老・中老・馬廻・小姓組・留守居組の五等級に分たれ、これを士格または上士とした。これに対し輕格または下士と称せられたのが郷士・用人・徒士・足輕である。また農民はその田地の所有高により、工人はその技術の高低により、商人は財貨の多寡によって上中下に区分され、それが社会的地位や待遇の基準にされた。

このような社会組織の上に政治が行われた。行政機関は近習と外輪とかわに分れ、前者は近習家老があり側用役、内用

役、納戸役がこれに付属した。後者は外政担当官として執政の任に奉行職二人または三人が家老のうちより選任され月番をもって政務に当った。その下に仕置役があり、附屬機関として民政担当の町奉行・郡奉行・浦奉行があり、徴税官として免奉行、営繕関係では普請奉行・作事奉行・会計を担当するものに勘定奉行、このほかに山奉行、船奉行があった。

司法警察官としては大目付があり、その下に小目付、徒目付、下横目を任命して風紀の取締りに当った。

民政は町・郷・浦の三支配に区分された。云うまでもなく町は市街地を郷は在所を、浦は漁村を管掌するものであり、その下部はそれぞれの地域において自治組織をもち「庄屋」がこれを支配した。これを地下支配と称した。

郷分は郡方ともよばれ郡奉行の支配に属し、庄屋・老・組頭をおくことを原則としたが、小さい村はこれを合併して郷制度を設けた。豊永郷もそれである。

豊永郷には大庄屋がおかれ、それに総老、総組頭を配し、郷内三十八村にはそれぞれ庄屋または名本・老・組頭をそなえた。国境に近い村（西峰、大久保、大砂子、奥太田、立川、岩原等）には道番所がおかれ道番人が任命されたが庄屋の兼任する場合が多かった。

庄屋は徴税の任務を負い、庶民の訴訟を裁定する権限が与えられていた。被告も原告もその裁定に不服の時はさらに郡奉行所に裁判を求める道は開かれていたが、軽罪はほとんど庄屋の手許で解決することになっていた。上意下達、下意上達もまた庄屋の任務であり、民情に通じていたため信望を得た者も多かったが、反面与えられた権限にめぐり住民の怨みを買うものもあったようである。

当時の庄屋は大体において世襲であり、その多くは苗字帯刀を許され、權威も十分に準ずるものがあつた。

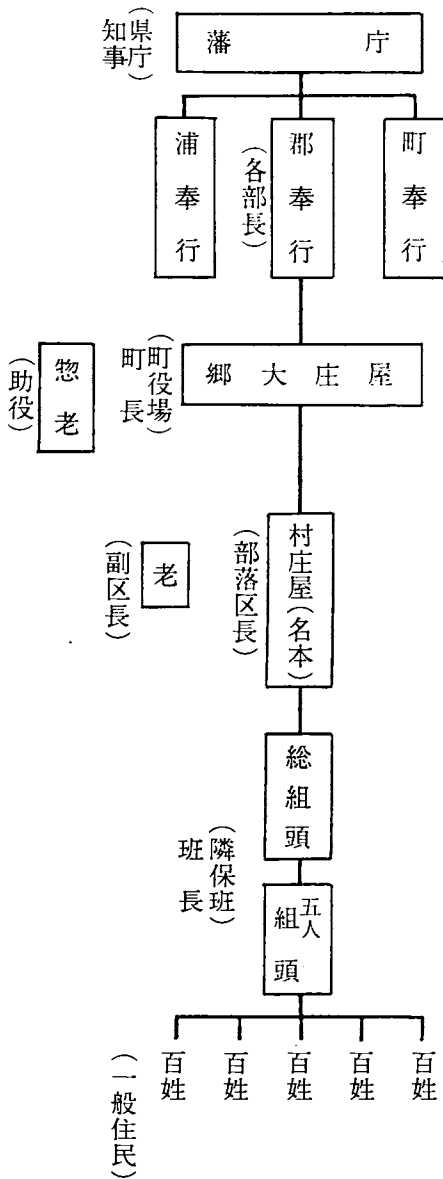
老は庄屋の補佐役で、現在の助役に類する職務を担当した。百姓の中より良材を選び任命したがこれも多くは世襲した。大庄屋の下にある老は惣老と称した。また他に百姓惣代、組頭というのがあつた。百姓惣代は郷村民を代表し

たもので百姓中より選挙した目付役で村費、その他諸費割付、配当等の際は必ず立会したものである。
 以上の他一般人民の組織した五人組の組織があり、その各組に組頭があり、その上に惣組頭があった。五人組は必ずしも五人とは限らず四人のところ、六人のところもあり、統制上集団している地区を便宜組織したもので現在の隣組組織として残っている。

これらは皆公私の別なく、強い連帯のきずなのもとに村落の円満向上につくしたものである。

註 当時の村は現在の部落にあたる。村には庄屋のあった所と名本（小さい村には庄屋をおかなかった。）のあったところとある。今「お方」「岡田」という屋号の家は庄家または名本のあったところである。土居というと格が高くなる。

今迄に述べて来た豊永郷の行政組織を表にしてみると次のようになる。（ ）は現在の地方行政組織に比較してみたいものである。





豊永郷大庄屋のあった下土居 右は吉野川

豊永郷の大庄屋はじめ大平におかれ、のち現在の東土居にうつった。

山内氏入国当時、大平にあった豊永五郎右衛門が豊永押え役として豊永郷の支配に当り、実子与右衛門まで勤めたが、与右衛門の子五郎衛門堯政が寛文五年（一六六五）相続と同時に大庄屋に就任した。これが豊永郷大庄屋の初代である。ところが同十二年五郎衛門が留守居組に編入された為、大庄屋役には翌延宝元年（一六七三）弟藤大夫が任命され、引つづきその子藤蔵が就任、大平に住し政務を担当した。

ついで寛延年中（一七四八～一七五〇）に至って大砂子の長瀬弥五兵衛茂繁が大庄屋に任命され下土居に住し仮宅とした。更に宝暦五年（一七五五）山本伝次郎重信が新改村より任命され、長瀬氏と交代し引つづき下土居に住した。

以来世襲して重左衛門信之・源之進信保・柳之丞信利・実蔵重連と都合五代をつとめたが、明治二年二月甫岐山郷大庄屋として転任、空席のまま翌明治三年制度の改革により大庄屋は廃止された。

庄屋、名本には役地があつたが、役宅はなく自宅を役所として利用した。従つて罪人の取調べになると庄屋の居宅が裁判所であり、庭が所謂白州となつた。

惣老は前述の如く大庄屋の下に補佐役としておかれたもので、惣年寄ともよばれた。

惣老は時には村々を廻り、農作物の作柄をみたり、庄屋や名本と連絡をとり、庄屋の言うことに嘘はないか、百姓がでたらめをしないかと目を光らせ年貢第一と心得て奉公していたものである。

豊永郷惣老については、その前期は不明であるが、惣老根居（県立図書館）

によると、藩政時代の後期小笠原、山中の二氏が任命されていたことがわかる。小笠原氏については宝暦五年（一七五五）岩原村の名本に任じられた小笠原孫右衛門の孫順平が天保六年（一八三五）九月名本の身分のまま豊永郷惣老に任命され、その子保八と二代つとめた。また山中氏については、山中銀三郎という人が豊永郷惣老に任じられ（年月不詳）その子万七郎が父のあとをつぎ、明治に至ったとある。註 豊永郷大庄屋の住居は現在の豊永小学校のある所である。

(一) 豊永郷大庄屋系譜

(一) 豊永氏（三代） 大平住

豊永五郎右衛門

長宗我部元親臣、山内一豊入国当時滝山一揆鎮定に功あり、慶長九年豊永押へ役として五十石を給せらる。

同 与右衛門（初代）

豊永押へ役、初代大庄屋となる。

同五郎右衛門堯政（二代）

寛文五年父跡相統大庄屋役拜命、勤統八年、寛文十二年御組入

同藤太夫堯次（三代）

五郎右衛門堯政の弟、延宝元年大庄屋役拜命、勤統三十九年、正徳元年病死

同 藤 蔵

(二) 長瀬氏（一代） 下土居住

長瀬弥五兵衛茂繁（四代）

寛延年中大庄屋役拜命



豊永郷大庄屋豊永藤太夫の墓（太平）

(三) 山本氏（五代）下土居住

山本伝次郎重信——（五代）——

宝暦五年九月二十四日豊永郷大庄屋拜命勤続九年、宝
暦十三年十月九日七十一歳にて病死、新改を含め勤続
五十四年

——重左衛門信之——（六代）——

宝暦十三年十一月六日相続、勤続十七ヶ年、新改村の
代勤を含め四十四ヶ年、安永七年七月六日七十四才病
死

源之進信保——（七代）——

安永七年八月二十五日相続、勤続二十一ヶ年

柳之丞信利——（八代）——

寛政十年九月二十三日相続、勤続三十六ヶ年

重藏重連——（九代）——

天保四年三月二十七日相続、明治二年二月二十七日甫岐山郷大庄屋役に所替
明治三年五月制度改革により大庄屋役廃止せらる。

(三) 豊永郷惣老系譜

(一) 小笠原氏(二代三十六年間)

小笠原孫右衛門

宝曆亥年豊永郷岩原村名元を仰付らる。寛政六寅年病死

同 孫 平

寛政六寅年五月相統、文政十亥年病死

同 順 平 (初代)

名字帯刀御免、格式御目見

文政十亥年相統、天保六年未年九月爾来の名本役そのままを以つて、豊永郷惣老に仰付らる。安政五子午十二月病死

同 保 八 (二代)

名字帯刀御免、格式御目見

安政六未年二月相統

(二) 山中氏(二代年数不詳)

山中銀三郎

豊永郷惣老に任ぜらる。(年月不詳)名字帯刀御免

山中万七郎

初め万七、後高島万七郎と革め、更に殿六郎と革む、文久元酉年九月相統

(四) 天保の庄屋同盟

天保八年（一八三七）四月、前の浜村伊都多神社の祭礼に当って、町方庄屋が郷庄屋、浦庄屋の上座につこうとした。これは士農工商の定格を無視したもので看過出来ないとして高知市周辺四ヶ村庄屋の名で郡奉行あて、訴訟が提起された。

藩政時代もこの頃になると社会生活が向上発展したが、このことによって収入の限定された一般武士階層を貧困に導き、農民の生活を苦しめることになった。その反面において商人層を発展させ、蓄積された資本によって武家に対しては債権者となり、農民に対しては地主となつて、その地位を確立していったのである。

こうした状況の中でこの事件は、商人自からの社会的地位を尊大にする町方の傾向に対する郷庄屋の巻き返しであった。庄屋達はまず町方の庄屋に対する席次の抗議を企てたが、それが城下の武士層に対する対抗にまで発展し、農村庄屋の秘密同盟が結成されたのである。

その訴訟文の副書としての口上書に、

凡そ人間の種性は職業の醜美を以つて甲乙これあり、醜美によつて心行の清濁相分かり申候、唯今四民のうち士の一等は誰か異論仕るべき。然れども古は士農別なく朝廷の御軍役を相勤めし由、今にその氣性を以つて農の一等は士の縁と遠からず、産業心行とせ清潔に御座候、商の一等においては根元別種にて御国役の難苦を知らず、安逸に日を費やし、秤柄を握つて士農の血をすすり、骨をねぶる工夫のみに打ちかかり、心行の濁汚この上なく治世の賊民とも申すべきや。（土佐農民一揆史考）

とあり、農民の優位を論じ、商業を痛烈に批難しているが更に「なかなか郷浦庄屋どもに對する限りの無礼にて御座なく、王道を背き僭上の罪見のがし難く、にがにがしき次第」と噴激している。

この口上書は本文十一項に及び郷庄屋の優越性を説いているが、単にこの問題は町方庄屋の僭上に対する怒だけでなく、ついには城下武士に対する対抗意識にまで発展し、組織的にも土佐・長岡・吾川三郡の秘密結社のものから高岡、香美郡にも波及し、更には文久元年（一八六一）結成の勤王盟約に郷土と共に庄屋の多数が参加する口火ともなったのである。

豊永郷大庄屋がこれに参加したという記録はないが、新改・甫岐山郷との縁故もあった点から当然、加盟または同調者の一人であつたものと考えられる。

四 豊永郷の道番所

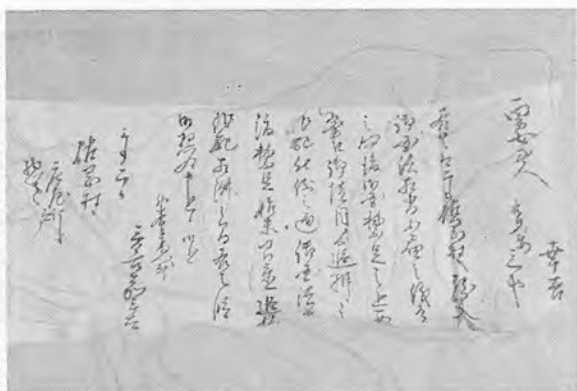
(一) 大庄屋番所位置図

徳川幕府は諸道に関所を設けて国外通行の警備にあてた。中でも箱根の関所は有名である。土佐藩でも大小六十三の関所を設けたが、土佐ではこれを道番所とよんだ。

「郷土史話」(平尾道雄著)によると

「家老深尾主水の家来に熊田平右衛門という男がいた。もとは出雲の浪人であつたが、縁あつて深尾家に仕えているうちに仲間の太川次右衛門にさん言されて知行百五十石を没収の上伊予に追放された。

平右衛門はその怨みを忘れることができず虚無僧姿に身をやつし潜入、太川次右衛門が安芸の知行所に出張するのを待ちう



吉三(幸)のあった照会より庄屋岡村佐落(け)の回答文書について

(イ)何人も通行切手が必要とする。

(ロ)飛脚は高知へ注進し、許可があれば通す。

(ハ)隣国商人は、境目近辺で商いをすることは許可するが、広く国内に入ることは禁ずる。

(ニ)杣等諸職人の出入りは郷中より願いの出た場合のみ許す。

(ホ)猿まわし等の通行は一切禁ずる。

(ヘ)辺路は甲浦口、宿毛口より入ることとし他の道には差し止める。とあり、寛永五年の制令、元禄大定目共に道番所の機能は境外との往来を監視したことがわかる。しかも随分と厳重をきわめたものである。

さて土佐の道番所は享保元年(一七一六)二月の「道番所定式」付録によると、領内の関所は八十三ヶ所に及び、そのうち国境に設けられたものが六十三ヶ所であった。

当時の本山郷、豊永郷(現在の大豊町管内)にあった道番所は

西峰口番所

岩原口番所

大久保口番所

大砂子口番所

奥大田口番所

立川口番所



大久保口番所跡（豊永家）



大砂子口番所跡（長瀬家）



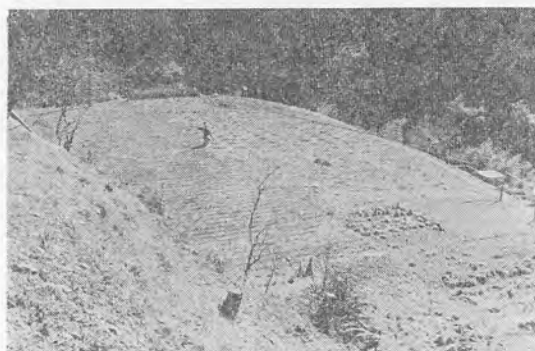
本山郷奥大田口番所跡（桑名家）

の六ヶ所であるが、万治三年（一六六〇）の分限帖（皆山集卷五十三）によると次のように出ている。

- 一、三拾石 豊永の内程野番所
- 一、五石 豊永渡守給
- 一、拾五石 豊永西峰道番所
- 一、拾五石 豊永岩原番所
- 一、七石 豊永大窪番所
- 一、拾石 梶ヶ内与三右衛門
- 一、七石 立川下名番所



西峰口番所長屋門



立川上名番所跡

桑名善藏

〃 〃 大久保 〃 十三里

〃 〃 大砂子 〃 十二里

吉松与三八

〃 〃 本山郷 奥大田 〃 十三里

〃 〃 立川 〃 十四里

上名本山長左衛門

下名川井惣左衛門

一、五石 立川上名番所

一、三石 立川下川番所

一、貳石 奥大田番所

註 このうち立川と奥大田は当時本山郷に属し、滝山一揆で有名な高石左馬助の支配した北山五百石のうちに入る。

更に天明年間における「安芸郡より幡多郡道番所帳」によると、

長岡郡豊永郷 西峰境目番所 高知

へ十四里

三谷市十郎

〃 〃 岩原 〃 〃 十三里

吉川左兵衛

〃 下川 〃 九里

山中吉作（番人組頭）

とあり、この頃大豊における口番所は九ヶ所（下土居渡し守を除く）であった。尚下川番所とは現在の川口である。

（二）土佐の三番所

関所のうちでも立川番所はその首位を占めていた。これとならんで野根山の岩佐口番所、池川口番所があり、それぞれ、東西交通の要衝とあつて、境国番三番頭と称し、関所番人のうちでも一段と格が高かった。

（三）参勤交代と立川番所

土佐への官道は、和銅四年（七一）の制によると、奈良から紀伊、紀伊から淡路を経て阿波に渡り、讃岐、伊予の宇和郡を過ぎて土佐に入り、幡多路から東へ向つて長岡の国府（現在の南国市国分）に至つたものである。これは四国山脈の險難をさけたものであるが、余りにも遠いので国府の要請によつて、養老二年（七一八）に至り阿波から直接土佐に通ずる官道が啓かれた。

続日本紀養老二年五月七日の条に

「養老二年土佐国言公使直指左而其道經伊予国行程迂遠山谷險難但阿波国境土相接往還甚易請就此以為通路許之」とある。

降つて延暦十六年（七九七）に至つて、

続日本後紀に

「延暦十六年癸卯阿波国駅家十一土佐国駅家十二新置土佐吾橋、丹川二駅」

とあり、阿波との国で十一駅土佐の国で十二駅あったのを廃止して新たに丹川（丹治川今の立川）吾橋（吾橋今の本山）の二駅を設けたものである。すなわち立川は古代における官道宿駅として延暦十六年すでに開かれたのである。

このことによつて都から土佐への道程は随分短縮されたことになる。

延喜式によると、土佐の国府から京都までの調輸陸路行程は、上り三十五日下り十八日と誌され、海路行程は二十五日となっている。

このように八世紀のはじめから終りにかけて変遷をみたが、中世になつても多く利用されたようである。

立川番所で一番の歴史は藩主の参勤交代である。歴代藩主の参勤交代の順路は、浦戸から大阪まで海路によるのが正規の道程であつたが、後年は太平洋の風浪をさけて陸路を通るのが例になつた。

記録によると寛永二十年（一六四三）二代藩主山内忠義は海路をとり、高知を出たのが四月六日浦戸で三日天候を見合せ九日に出帆、十一日大阪着それから陸路をとり二十四日に江戸に着いている。これなどは早い方で、八代藩主豊敷の享保年間には風待ち三十日という記録もあり、また四代藩主豊昌の例によると三月十日に高知を出て四月三日大阪上陸まで実に二十三日を費し、江戸についたのが四月十九日、通算四十日にも達している。

「郷土史夜話」によると、延宝八年（一六八〇）四代豊昌の輸送船隊の規模は御座船の他供船四十五艘、船頭、水主が一、三十三人お供の人数が一、七九人、馬が五十頭とあり、大変な旅行であつた。

こんなことが重なつてついに海路をすて、陸路北山越えが始まり、立川路がクローズアップされ、立川番所の規模も大いに拡大されたことも窺えるのである。

矢張り「郷土史夜話」によつてみると、陸路隊列の規模は官用の輸送夫が一、〇〇〇人、高岡はじめ土佐・長岡・



旧参勤交代街道 一の瀬の休み場

参勤交代の道と名残の立川
昔の参勤交代街道

香美の四郡に課せられた六、〇〇〇人あわせて七、〇〇〇人の人夫が動員されて道路の整備や荷物の運搬にあたったとあり、参勤交代の費用も銀三千貫、金一両を五十匁の相場としても六万両、米にすると六万石になると計算した当時の記録があることをのべている。

この大部隊が現在の川口から立川番所に至る山道を進んだ壮観を思うと想像を越えたものがあつたであろう。それにもまして藩主の本陣となる立川番所の混雑はどんなものであつたか、今はそれを思うよすがもない。

当時の陸路順はあとで述べるように高知から布師田・穴内（現在の土佐山田町）本山・川口を経て立川で宿泊・伊予の馬立（新宮村）を経て川之江に出で乗船した。

このように大部隊でまかり通る参勤交代には地元豊永・本山郷の人夫出役は特にきびしいものがあつたと思われる。

「御国年代記」に「寛政九年丁巳十月豊永郷中徒党訴訟」とあり、郷中八ヶ村のものが切手相場の高値に苦しみ、藩主江戸参勤の送付出夫を拒んで愁訴し

一応は説得鎮静したが、再び郷民三百人が強訴を企てた、とある。

この事は切手相場の高値から始まったとあるが、実は送付出役の軽減が本命で

はなかったのではないかという強い説もある。

(四) 参勤交代陸路順並びに休泊所

嘉永五年の記録によると山内家の参勤交代の陸路順並に途中の休泊所はつぎのとおりである。

一、布師田御泊 郷土 伊藤善平控家

一、領石御小休 百姓 大塚慶右衛門方

一、穴内御昼食休 名本 岡林寛平方

一、本山 御泊 本山御土居

一、下関御小休 郷土 山下常之丞方

一、葛原御小休 名本 久保治平方

一、川口御昼食休 本山酒屋 長瀬喜代平出店

一、立川 御泊 立川口番人御庄屋御預 御用家

これより伊予へ入り、

一、新宮御小休 新宮商家 西屋元右衛門方

一、川之江御泊 川之江神戸屋 御本陣 平右衛門方

これより讃岐に入り、

一、和田浜御小休 和田浜宗林寺

一、寺家 御昼食休寺家本山寺

一、勝間 御小休 勝間久原寺

一、丸亀 御泊 丸亀見付屋 高崎勘右衛門方

とあり、これより乗船し備前路に出たものである。

(五) 立川御殿

一般に立川御殿と称せられる書院造りの番所跡は立川下名にある。寛政年間の建築ですでに百六、七十年も経過した古い建物である。

正面八間半、奥行六間半、藩主宿泊の上段の間を含めて九室あるが、原型はその二倍であり、四十八畳敷の広間もつながっていたという。明治に入り家屋の半分が破却され、旅人宿として、残りも内部構造に手が加えられたが大きい茅葺屋根、古い柱や座敷の一部に昔をしのぶおもかげをみることができる。

(六) 立川の本山氏

立川本山氏の祖は戦国時代土佐七守護の一であった本山城主、梅溪茂宗の曾孫与右衛門茂治より出ている。与右衛門の父は采女といいた正年中長宗我部元親に属して禄を本山に賜わったが、故あって他国に出で、その消息は不明である。(一説には伊予に退転したとも云う)

この時与右衛門は幼少のため母に従って立川に移りそこで養育せられた。

慶長年中、山内氏入国後名家の故をもって立川上名村庄屋役に召出され、更に寛永六年二月(一六二九)立川道



立川下名番所（重要文化財）



本 山 家

郷惣老を仰付けられ、本山郷土居村に住み、同じく子孫相伝えた。

(七) 立川の川井氏

川井家もまた大豊の名家であって、その祖は藤原通憲の出と云う。通憲は入道して信西しんせいと称し、博学にして多才、後白河法皇の寵を一身に集め権勢を振ったが、ついには平治の乱を起し身を亡したことは衆知の事実である。

通憲の子を宗忠と云い、父の事に座して遠州に配流されたが、その子宗久は兵衛尉と称し源頼朝に仕えて同じく遠

番役を仰付けられ、給田五反（五石）を給せられている。この本山家が川井家と共に国境立川二ヶ村の庄屋として、また道番人として重要な役割を果たしたのである。

与右衛門は寛永二十年三月病死したが、嫡子長左衛門茂正あとを継ぎ、代々世襲して明治に及んだ。

尚また与右衛門の次子に八郎右衛門があつたが、これは本山

州川井村に住んだ。このため地名を負うて川井と称するに至ったと云う。

宗久より数代、忠俊・忠吉父子にいたって今川家に仕え、忠吉の子次郎兵衛宗勝は今川家滅亡と共に土佐に移った。その子源次右衛門勝重の代になって長宗我部元親に仕官し、立川下名村に住んだが、慶長六年（一六〇一）山内氏入国後立川下名村の庄屋役として召出され、ついで寛永六年（一六二九）二月上名村の本山氏と共に立川口番役人に任命され、給田七反（七石）を支給された。

勝重は慶安三年（一六五〇）七月病死したが嫡子源次右門勝宗あとを継ぎ、爾来勝定・宗純・勝久・勝貞・勝信・勝正・勝頼・弟勝忠・勝行と子孫相伝えて明治に至った。

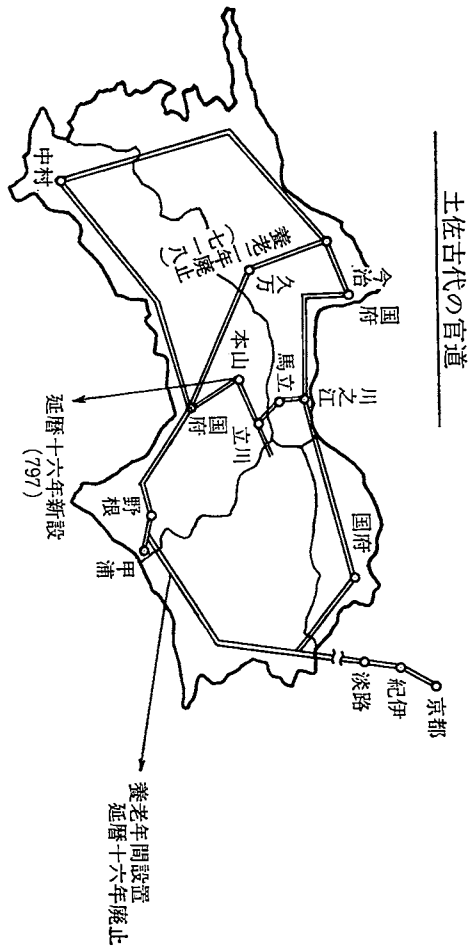
現在立川に御殿と称せられ保存されている「立川番所書院」は十代惣左衛門勝忠が藩主の参勤交代の際の宿所として寄贈したものである。

註 昭和四十九年二月五日、文部省告示第十号をもって文化財保護法による重要文化財として指定

川井家最後の庄屋、番人を勤めたのは和三郎勝行であるが、嫡子林治が早世した為、その遺子貞女に養子を迎えることとしたが何分八才の幼女であったので、取りあえず西豊永から秋山玄清なるものを招聘し後見させた。

この貞女が十九才のとき本山郷下関の今西大吉を養子に迎えたが、爾来姓は今西を名乗ったので、由緒ある川井姓はここに絶えた。

(八) 土佐古代の官道図



(九) 戸手野新道の開設

前述のとおり参勤交代の経路は高知から布師田・久礼田・穴内・本山・川口を経て立川に至るのであるが、このうち穴内から本山への行程は国見山（一〇八九米）の嶺を超える必要があるため、送番制による近郷百姓の出夫による

苦勞は甚だしいものがあつた。

このため再三の要請により新道の検討がはじめられることになった。もともと穴内へ本山の往還は嶮難であり、非能率的であるにも拘わらず土佐藩がこの経路を維持して来たのは単に本山が嶺北の中心であつた当時の慣習に従つたのみで他に理由はない。

そこで藩が開設を計画したのは穴内から戸手野へ出る新道の開発であつた。

当時の記録によると

式、戸手野通秋の谷越

馬瀬村名本門口より井の口谷川まで

ノ百三十四棹

内四間 川

井ノ口谷川より秋の谷坂峠迄まかのとう

戸手野日子峠境

但秋の谷坂峠迄

ノ四百十三棹

(以下略)

と、このように記されており、測量らしいものも行われている。

郷中百姓の念願叶つて明治四年、新道が開設され、領石に新らしく番所も新設されたが、時すでに明治であり、参勤交代には利用されずに終つたのである。

(5) 西峰番所の機構と規模

県立図書館に保存されている「三谷家文書」のうち文化八年(一八一)指出された資料によると西峰番所の機構、規模はつぎの通りである。

文化八年御番屋門長屋御番道具指出

西峰口御番所番人 三谷加太夫

一、御番所一ヶ所

一、御番給拾五石 本田

一、役知給九拾三石八斗三升 新田

一、御番屋扨軒但四間に拾三間 茅ぶき

一、長屋門一軒但式間に拾間 かやぶき

一、柵之義先年御番屋より式町程東ニ出番屋門柵

御座候へ共其所ニ詰り不申百年以前より外へ引廻し出番七ヶ所自力を以相調出番人定詰相動居申候、尤私役知給田ノ内遣し門柵左ニ記指上ル

一、鉄砲六挺 一、鎗宍筋

一、三ツ道具 一、より棒十二本

一、弓七張 一、矢六拾筋

一、指縄拾式筋 一、丈反ねち式本

一、木太刀式本 一、窩口式本

但去ル午ノ年御番屋焼失仕末鎗五筋相調不申候

この指出しによると、西峰口番所の任務を達成するためには、本番所のみにては困難であることから、この当時より更に約百年前から出番所七ヶ所を設け、番人には自分の役地九拾三石余のうちよりこれを給地として支給している。

註 本番所は現在西峰土居笹岡頼昭氏居住の所

出番所については指出につきのように出ている。

長免原

一、出番所一軒 但二間ニ五間 かやふき

出番人重蔵

一、門壹軒 但九尺ニ貳間かやふき

一、柵三拾間

御道具

一、鳶口貳本

一、棒二本

一、指縄三筋

一、熊手壹本

一、かま壹本

メ五品

右給田老反廿五代自分の役知之内差遣申候本番所より道法三拾貳町

カシノ休場

一、出番所一軒但貳間半ニ五間かやふき

出番人六左衛門

一、門一軒 但五尺ニ貳間かやふき

一、柵長四拾間

御番道具

一、弓耆張

一、矢四筋

一、熊手式本

一、指繩三筋

一、棒三本

ノ五品

右給田式反式拾五代自分の役知ノ内差遣申本番所より道法式拾四町

沖

一、出番所一軒 但式間半ニ四間かやふき

出番人源太夫

一、門一軒 但五尺ニ式間かやふき

一、柵長四拾間

御番道具

一、鉄砲耆挺

一、熊手三本

一、棒三本

一、指繩五筋

ノ四品

但右給田式反自分の役知ノ内差遣申候、本番番所より道法三拾式町

井内ヶ関谷

一、出番所耆軒 但三間ニ五間かやふき

、出番人甚平

一、門沓軒但九尺ニ式間かやふき

一、柵長三拾三間半

御番道具

一、熊手式本

一、棒二本

一、指縄三筋

ノ三品

右給田式反自分の役知ノ内差遣申候此御番所より道法式拾四町

宮ノ後

一、出番所沓軒 但二間半ニ四間かやふき

出番人重之丞

一、門沓軒 但五尺ニ式間かやふき

一、柵長式拾間

御番道具

一、棒式本

一、指縄三筋

一、熊手式本

ノ三品

右給田沓反自分の役知ノ内差遣申候、本番所より道法式拾三町

板平

一、出番所耆軒 但三間ニ五間かやふき

出番人長助

一、門一軒五尺ニ弐間 かやふき

一、柵長弐拾間

御番道具

一、熊手弐本 一、棒弐本

一、指縄三筋

ノ三品

右給田耆反廿五代自分の役知ノ内差遣申候、本御番所より道法三拾町

橋ノ本

一、出番所耆軒 但三間ニ六間かやふき

出番人長助

一、門耆軒五尺ニ弐間かやふき

一、柵長弐拾間

御番道具

一、熊手弐本 一、棒弐本

一、指縄三筋

ノ三品

右給田大米耆斗五升私より差遣申候、本番所より道法弐拾町

一、右出番所之義他国出入仕道筋ニ而御座候へ共野山之義為用心作道出番人付置申候

このように西峰が国境にあり、しかも面積広く、山地であるため、到底土居の本番所だけでは監視が困難であった。この為七ヶ所の出番人をおき三谷家より給田を支給したものである。この七ヶ所は現在の沖、久生野、蔭の三部落の要所に配置したもので、それぞれ門を構え、長さ四十米から八十米にも及ぶ棚を設け必要な道具を取り揃えている。

(二) 川戸詰番割

川戸の渡し守りについては前述吉野川の項で述べたとおり西土居の島崎家が長宗我部以来一貫して国境渡船場の警備に任じている。

現在のように橋のかかつていない当時においてこの渡しは重要な地位を占めており、従って附近の村々から百姓が出夫し、公用の使役を弁じた。

宝暦元年（一七五二）当時の豊永郷大庄屋長瀬弥五兵衛が出した川戸詰番割帳によると、

川戸詰番割帳

宝暦元年 長瀬弥五兵衛

拾番八人一步 川戸

但高一之内庄屋給知四斗 大庄屋給地三十八石五斗三升七合、但出拾石に付一人一分有

一、同七人七步二厘 大滝

但地三拾六石七斗四升三合但地十石に付右同断

一、同十二人九步二厘 中屋

但地六十一石五斗七合 但地十石に付右同断

一、同三人二歩三厘 安野々

但地十五石三斗八升三合

一、同四人六分七厘 柳野

但地二十二石二斗四升三合 但十石に付右同断

一、拾八人五歩二厘 桃原

但地高の内二石前々より御境目に山廻り御道中大番□宿□□く奥大田□出入有之候所近年□□毎々諸道□□奥大田村へ立越大番一春立越を詮議□指除候間地八拾八石一斗九升

式人老歩

一、同四人八歩八厘 南大王

但地貳十三石二斗五升七合、但十石に付右同断

詰番六拾人□一日に付式人宛一ヶ月分当り□□□取立□番頭より右村々に割当名本番に而不足の節は介番□□□□不申□□

□入用共□□□□に応し□□割宛相勤申答□

日用□□□右同断

右日時

十二月三十日暁より申正月朝に到る迄

一、大番式人同二日式人川戸三日同式人川戸四日同二人 川戸五日同式人 大滝六日同二人大滝七日同二人大滝八日同二人大滝九日同二人 中屋十日同二人中屋十一日同二人中屋十二日同二人中屋十三日同二人中屋十四日同二人中屋十五日同二人 桃原十六日同二人桃原十七日同二人桃原十八日同二人桃原十九日同二人桃原二十日同二人桃原二十一日同二人桃原二十二日同二人桃原廿三日同二人 柳野廿四日同二人柳野廿五日同二人柳野廿六日同二人 南大王廿六日同二人南大王廿七日同二人南大王廿八日同二人南大王廿九日同二人南大王廿九日内八歩 大滝廿九日の内二厘 柳野廿九日内六歩七厘 桃原廿九日内五歩二厘 川戸卅日一歩 大滝卅日七歩 南大王卅日八厘

右之通に候条村々無滞右日付の通晩の七ツ（現在の午后四時）より翌日の七ツ（午前四時）当りに出勤て有之候且前方を違へず介番代備無之故時として急御用出候節は番次より呼出し其用品承知候上に而加番がたは□其□又ハ諸役人御上申向節は掃除□可申得候条其間可得□□□□又小の月割に戻し候て村々よりも催促翌年へ不待越□村々よりも払出過番頭よりも速に割渡可申事又次方□文持□□
 槌取渡可申

宝暦元年三月 長瀬弥五兵衛

右村々、元川戸送番中

とあり、文書には判読に困難な個所もあるが、刻明に割当を行い、具体的に任務を指示している。

五 藩政時代における諸制度と庶民の生活

(一) 維新前後の西峰口番所

西峰口番所は明治二年の正月、その制度が廃止されたのであるが、現実には土佐藩が存在していたので従来通り口番所としての機能を發揮していた。それは明治三年御番所御改差出しを最後の番人となる三谷仁次郎が提出していることである。

明治三年御番所御改差出

豊永郷西峰口番人 三谷仁次郎

一、御番所𦵿所

一、米拾𦵿石一斗

ノ九拾三石八斗三升一合

一、役知物成米拾石九斗六升四合

ノ米貳拾貳石六升四合也

右の内

一、下番𦵿所 西峰口下番 栄作

一、米一斗五升

但し年々本番より為給料差遣申候

一、同𦵿所 同下番 弥惣作

一、米二斗五升九合五勺

但新田𦵿反四拾八代 貳代屋敷

内四拾八代 中畑

四拾八代 下畑

本番より年々為給料差遣申候

一、同𦵿所 同下番 長四郎

一、米二斗四合

但役地𦵿反四拾八代内 𦵿反四拾三代四歩

下畑
四代四歩
下田

本番より年々為給料差遣申候

一、同沓ヶ所 同下番 熊太郎

一、米三斗

但年々本番より為給料差遣申候

一、同沓ヶ所 同下番 善六

一、米一斗四升

但役知沓反内 沓反^{式拾五代下畑}沓^{式拾五代下畑}

本番より年々為給料差遣申候

一、同沓ヶ所 同下番 伊勢八

一、米一斗五升沓合八勺

但役知沓反拾九代下畑

本番より年々為給料差遣申候

メ米沓石式斗五合三勺

右之通御座候間御届致候 以上

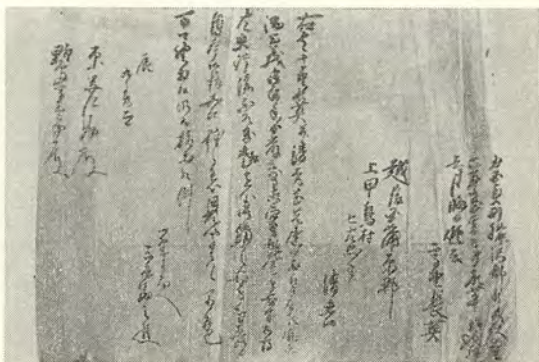
西峰口番人 三谷仁次郎

午七月

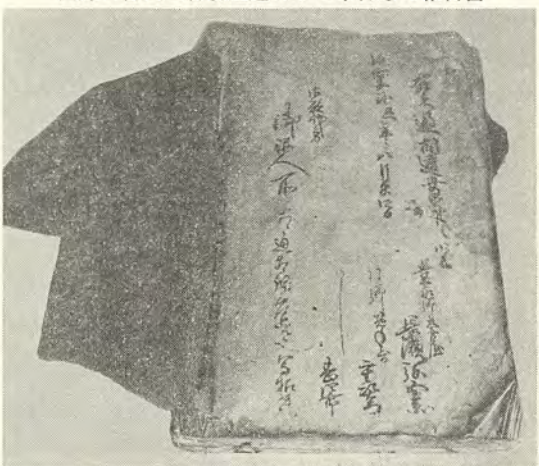
残る米式拾石八斗五升式合七勺所務仕候 豊永郷郷正中

しかし前述の文化八年（一八一）当時の番人三谷加太夫の差出しと比較してみると、下番所が一ヶ所なくなっており、給料は払っているが、下番所の備品についての報告もない処から実際に機能を發揮していたかどうかは疑わしい。維新の混乱が山峡にも波及していたのだろう。

ところでこの三谷仁次郎というのは、三谷助之進の別名と言われているが、何故仁次郎を名乗ったかは判らない。これも維新の混乱を反映したものであろうか。



江戸の牢から脱出した高野長英探索について
西峰口番人三谷助之進よりの奉行あて報告書



大庄屋差出延享年間

「蜜社の獄」(高野長英、渡辺華山等のグループを言う)で有名な高野長英は永年を申渡されたが火災に紛れて脱走六年間に亘って諸国を逃げ廻っていたが、やがて江戸で捕われ自殺した。

この高野長英の指名手配に対し、当郷にその該当者は居ない旨の差出書が残っている。

この差出しは弘化元年(一八四四)であり長英脱獄直後のものと思われる。(写真参照)

さて豊永郷要覧ともいえるべき「差出書」が現存している。(東土居カミ大家光子氏)これと「郷中家高人数地高諸覚補遺」は延享二丑年(一七四五)当時の大庄屋長瀬弥五兵衛が藩庁に差出したもので、当時の事情を知る上できわめて貴重な資料である。

特に野中兼山の新田開発政策によって豊永郷の地高が一万二千石を突破していること、当時の戸口が一千七百戸、人口八千八百八十人(本山郷に属し、現在の大豊分のを加えると一万三千余人)と現在の大豊町に匹敵する発展ぶり、元和以来の改革が着実に成功していることを示している。

この他この差出しは御留山・所林・神社・堂宇・郷土・村役人・番所・農産特用作物など詳細を極めており誠に興味深いものがある。以下は原文のままである。

(二) 豊永郷の諸高帳

さきにも述べたように封建支配体制は元禄三年（一六九〇）の大定目制定を頂点として確立されるに及び、近世土佐藩が形成されて行くのであるが、その背景となり、基礎となるべき生活条件はどうであつたか。

南海道の僻地にあり、三面を海、背後を四国山脈にさえぎられた土佐の八割は山林であり農耕に適する平野に恵まれていない。

まして全域が急傾斜地である豊永郷であつてみれば尚更のことである。

天正年間太閤検地の一環として長宗我部氏が実施した検地の結果によれば土佐の地高は二四万八、三〇〇石余となつているが、山内家入国当時幕府より給付された朱印状では二〇万二、六〇〇石余である。現実には二四万石を越えているため二代藩主忠義の時代に表高を二五万石に改めることを幕府に申請したが、却下されたという話がある。

差 出

一、本田二千百七十七石二斗七升二合 豊永郷
村数三十八カ村

九百五十四石三斗三升 田

内五百四十三石二斗七升五合 畠

七十九石六斗七升七合 荒川成共

右之内

一、新田一千二百五十三石八斗九升九合 御蔵入

五百四十九石一斗三升九合 田

内六百七十二石一升三合 畠

三十石七斗六升九合 荒川成共

一、八百三十三石八升五合 御控地

三百七十一石二斗七升四合 田

四百十三石六斗六合

畠

四十八石二斗五合

荒川成堂床共

右之内

一、三十四石七斗二升七合深尾長門殿 知行

八石八斗三升三合

田

内二十五石八斗九升四合

畠

一、十石

山内孫四郎殿 知行

五石九斗四升

田

内三石二斗五合

畠

三石

荒

一、三十二石五斗二升三合桐間兵殿

知行

二十三石九斗九升六合

田

内七石一斗一升

畠

一石三斗四升七合

荒

一、八十八石四升五合

長沢加津左門 知行

四十三石三斗四升二合

田

内三十八石三升五合

畠

六石八斗六升一合

荒

一、四十四石五斗三升三合

山石 新八 知行

二十二石三斗七升四合

田

内六石三斗一升六合

畠

十五石九斗六升三合

荒

一、七十石三升七合

大山八左門 知行

二十四石

田

内十三石三升七合

畠

三石

荒

一、百二十三石五斗九升六合

孕石小左門 知行

八十四石三斗六升六合

田

内三十七石二斗七升

畠

一斗六升

荒堂床共

一、三十石

前野源太夫 知行

二十二石三斗八升

田

内七石六斗六升

畠

三斗二合

荒

一、二十石一斗二升

中山 覚丞 知行

十二石三斗六升

田

内七石六斗六升

畠

一斗

荒

一、四十七石四斗二升八合

酒井次良衛門 知行

八石四斗二合

田

三十九石二斗六合

畠

一、八石一斗四升七合

宮川 与太夫 知行

一石四斗一升

田

内三十五石二斗六升三合

畠

内六石六斗六升七合

畠

一、二十四石一斗六升五合

長屋 彦太夫 知行

一、五石四斗三升

金子 左郎 知行

十二石三斗九升四合

田

九斗

田

内八石六斗五升三合

畠

四石五斗三升

畑

三石三斗三升四合

荒

一、十三石八斗三升六合

馬場九郎左衛門 知行

一、十三石四斗七升七合

中山 寛太夫 知行

三石三斗六升

田

八石一斗九升三合

田

十二石六斗七升六合八勺

畠

内三石二斗一升四合

畠

一、六石五斗八升五合

生駒与左衛門 知行

一、六十一石五斗七合

健 宅兵衛 知行

三石二斗七升七合

田

二十六石三斗七升三合

田

内三石二斗五升九合

畠

内三十三石五斗二升一合

畠

六升九合

荒

三石六斗一升三合

荒

一、五十五石四斗三升六合

加用伝左衛門 知行

一、二十五石

稲尾 清次郎 知行

十三石三斗二升六合

田

十二石三斗五升

田

三十三石二斗七升五合八勺

畠

内十三石一斗三升

畠

八石八斗一升六合

荒

一石五斗二升

荒

一、五十二石

豊永五郎 工門 知行

一、十四石三斗七升一合

地石 長之進 知行

六石八斗一升三合

田

六石九斗九升

田

内四十五石一斗一升七合

畠

内五石六斗六升一合

畠

一、四十一石一斗一升三合

小木 五兵衛 知行

三石五斗二升

荒

五石九斗二升

田

一、二十石一斗五升二合

林市左 工門 知行

十石六斗四升

田

一、十五石

宮原口番人吉川佐兵衛 給田

内十五石五斗三升二合

畠

六石二斗

田

一、二十五石

武藤利左衛門 知行

内八石九斗一升

畠

四石八斗一升一合

田

一、七石

大久保口番人 桑名源七 給田

内十七石六斗一升一合

畠

二石四斗

田

二石五斗七升一合

荒

内二石六斗

畠

一、九十二石二斗八升四合

給田地寺社領共

外に一石切面

三十三石九斗二升

田

一、二十九石

大砂子口番人 吉松与三八 給田

内五十七石六斗五升四合

畠

八石六斗二升七合

田

五石二斗七升三合

川成

二十石二斗七升三合

畠

右之内

竹崎 多兵衛 給田

一、一石

畠 寺内村八幡社領神主 勘太夫扣

一、十石

田

一、五石

下土居番人五右衛門 給田

四石一斗三升

田

一石一斗二升

田

内五石八斗九升

畠

内三石一斗八升

畠

一、九石八斗一升三合

豊楽寺寺領

七斗

川成

六石三斗八升

田

一、新田七千二十二石七斗七升二合 同郷

三石六斗三升三合

畠

千九百七十石二斗一合

田

一、四斗七升三合

田 定福寺寺領

内四千七百八十九石四斗二升六合 畠

一、十五石

西峰口番人 三谷嘉太夫 給田

二百六十三石一斗四升五合 荒

四石

田

右之内

内十一石

畠

一、四千五百四十石二斗六升九合 御蔵入

千五百四十九石八斗九升

田

二千九百九十石三斗七升九合

畠

一、二百七十六石七斗九升

新田

知行

五十九石六斗七升五合

田

内百六十七石六斗四升一合

畠

四十九石四斗六升七合

荒

右之内

一、百二十五石九斗六升七合

下田

七之進 知行

十七石七斗八升三合

田

内六十三石七斗七升七合

畠

七十七石四斗七合

荒

一、四十七石六斗七升四合

田

千頭 喜六 知行

三石八合

田

内三十六石六斗六合

畠

二石六升

荒

一、七十四石六斗六升二合

豐永

松之進 知行

三十七石七斗七合

田

三十七石五斗八升五合

畠

一、三十四石四斗八升七合

松岡新五兵衛

知行

四石八斗七合

田

二十九石七斗八升

畠

一、七百九十九斗二升

役知

二百三十一石一斗五升八合

田

内三百四十四石一斗七升一合

畠

百三十四石五斗八升四合

荒

右之内

一、百八十二石九斗三升五合

孕石小左衛門

役知

七十石四斗三升三合

田

内五十九石二斗五升九合

畠

五十三石二斗四升三合

荒

一、六十六石九斗八升七合

山内孫四郎殿

給地

四十石八斗

田

内十六石四斗四升

畠

九石七斗四升七合

荒

一、六十七石六斗四升一合

原惣左衛門

役知

七石七斗七升七合

田

内二十一石八斗九升三合

畠

三十六石九斗八升三合

荒

一、百五十四石九斗二升七合

豐永五郎左衛門

役知

六十八石二斗八升三合

田

内八十六石四斗二升一合

畠

二斗二升二合		荒	一、三百四十六石五斗一升九合	豊永 藤太夫 役知
一、八石二斗	島 豊永 松之進 役知	田	二百石三斗三升一合	田 全 菊之丞
一、三十二石八斗二升三合	荒 下田 七之進 役知	島	内百四十六石一斗八升八合	大石孫左ヱ門 役知
一、八十石九斗七升七合	竹崎 太兵衛 役知	田	一、三石六斗一升三合	田 大石孫左ヱ門 役知
内三石九斗三升	田	島	内三石四斗一升三合	田
ノ七十七石三升七合	島	二斗	二斗	島
一、十一石四斗	田 吸江寺 役知	一、三石六斗一升三合	三石四斗一升三合	沢田甚左ヱ門 役知
一、九十三石八斗三升	三谷 嘉一門 役知	二斗	二斗	田
二十八石五斗四升五合	田	一、四十石九斗二升三合	都築 弥六郎 役知	島
六十三石七斗二升八合	島	十石三斗四升	田	田
三石五斗七合	荒	内三十石七斗二升三合	島	都築 兵々衛 役知
一、十一石二斗	島 桑名源七 役知	一、八石八斗七升四合	田	田
一、千八百九十二石一斗九升二合	役知同郷	七石三斗四升	島	都築 兵々衛 役知
五百二十九石四斗七升四合	田	内一石七斗三升四合	島	都築 兵々衛 役知
内千二百八十五石四斗二升四合	島	一、八石八斗七升四合	田	田
三十七石四斗九升八合	荒屋敷	七石	島	田
右之内		内一石八斗七升四合	島	田
一、百二十四石四斗四升九合	豊永兵左ヱ門 役知	一、二十石	田中 新之丞 役知	田
五十二石三斗九合	田	三石	島	田
内七十石三斗四升八合	島	内十七石	島	田
二石二斗七升	荒			

一、三十石 島田 建九郎 役知

三石四斗 田

二石三斗七升 田

内六石六斗

内三十五石六斗一升 島

都築 茂八郎 役知

二十石 荒

十石三斗 田

一、十一石 島 山崎 平次 役知

九石五斗四升 島

今井 二入 領知

一、三石五斗三合 島 田村磯之丞 役知

一、六十二石一斗八升七合 田

今井 二入 領知

一、十石 原 長藏 役知

十六石一斗七升 田

二石 田

内三十七石七斗七升七合 島

荒

内一石 島

八石二斗四升 荒

七石 荒

一、十五石六斗四升七合 島

大井出七左門領知

一、二石七升二合 島 原源五右門 役知

三十五石七斗八升六合 竹崎 源太夫 領知

一、十一石三斗四升七合 島 西川 宅兵衛 役知

五石一斗 田

一、十一石三斗四合 前藤 新六 役知

内三十石六斗八升六合 島

豐永 縫之助 領地

内二石 田

一、百八石七升四合 田

十五石三斗四升 島

九石四斗五合 田

一、三十石 荒

内九十八石三斗三升九合 島

荒

一、三十八石五斗七升九合 川井 忠兵衛 役知

三斗五升 荒

六石三斗七升 田

一、二十四石九斗八升三合 浅井 熊之丞 領知

内三十石四斗九合 島

六斗八升七合 田

一石八斗 荒

内二十四石一斗九升六合 島

一、三十八石 岡林 弥五郎 役知

高之内

一、六石二升四合	桑名龜之助へ分売す		
一、六石一斗二升六合	島田常之助へ売	四石四斗八升六合	田
一、一石	畠 和田竹五郎	内二十五石六斗四升	畠
一、三石四斗四合	畠 松村 茂助	一斗九升四合	荒
一、三十五石六斗四升	甫岐山新左衛門領知	一、九十五石二斗六升九合	依地 田藏 領知
一石二斗三合	田	二十三石三斗三合	田
三十四石七升七合	畠	内六十六石四斗九升三合	畠
一、九十三石七斗四升七合	豐永 惣太夫	五石八斗六升三合	荒
三十石三斗七合	田	一、二石六斗八升	山傍三五左衛門領知
六十一石九斗五升	畠	三斗	田
一石四斗九升	荒	内二石五斗一升	畠
一、四十九石六升三合	長野 儀八	一、二十六石三斗五升三合	下村 貞之丞 領知
九石二斗三升三合	田	七石五斗七升三合	田
三十九石四斗三升	畠	内十八石五斗八升	畠
一、七十九石三斗五升七合	長尾六左衛門	一、百十二石七斗四升一合	三谷 弥藤次 領知
十石九斗七升一合	田	三十石	田
内六十八石三斗七升九合	畠	内八十二石七斗四升一合	畠
一、五十八石八斗三升四合	長野吉左衛門	一、五石	三谷 官兵衛 領知
十五石六斗	田	三石七斗一合	田
内四十三石二斗三升四合	畠	内一石一斗四升七合	畠
一、三十石三斗二升	桑名 龜之助	七升三合	荒
	領知	一、八十六石三斗一升	三谷 嘉伝次 領知

十三石二升八合

内七十二石九斗一升二合

一、三十九石六斗四升七合

三斗三升三合

三十九石三斗一升四合

一、八十七石六升四合

二十六石五斗二升五合

六十石五斗四升

一、十九石一斗六升

一石七斗二升

内十七石四斗四升

一、十四石八斗一升

六石四斗二升六合

内八石三斗七升

二斗四合

一、十七石八斗六升七合

二石三斗七合

内十五石五斗六升

一、二十六石六斗

四石九斗二升三合

内二十一石六斗七升七合

田

畠

秋月 又次郎 領知

田

畠

豐永五郎衛門 領知

田

畠

依地 源之丞 領知

田

畠

小野 喜三八 領知

田

畠

荒

松村 源一郎 領知

田

畠

上村 伝兵衛 領知

田

畑

一、三石六斗

一、切畑千八百五十八石八升

千八百五十五石八升

内三石 但先年より無免

一、御留山十三ヶ所

但御山名並丁間共西峰柚木怒田 南大尾

八畝、梶ヶ内二十二カ村弘到有

一、所林 二十二ヶ所

但御山名並丁間共北川楠木庵谷、梶ヶ内、柚木八畝、

西峰、馬瀬、中村、大王、桃原、寺内、南大王、怒田

二十三ヶ村小村掛到有

一、井林六ヶ所

但右同断 楠木下居到有

一、御高札場一ヶ所

一、寺二ヶ寺 内

一ヶ寺豊楽寺真言宗五台山末寺 寺領九石八斗一升一

合但寺並堂社共先年より御作事所にて御座候

一ヶ寺定福寺真言宗五台山末寺 寺領四斗七升三合但

寺並堂社共先年より地下作事所にて御座候

一、堂七十五字 内

字六大明神 一字

畠 □□掃除給

同郷切畑

御市物主

大平村

地主権現 一字

〇戸権現	一字	十二社権現	六字	今熊権現	一字	岩本三神	一字
山王権現	一字	三体妙神	八字	一堂 四十六字			
馬足大明神	一字	若一王子	一字	大師一字 薬師一字 観音十一字 地藏十五字 阿弥陀五字 毘沙門一字 鐘撞堂一字 五台山一字 薬師一字 仁王門一字			
六体権現	一字	六王権現	一字	一、御留守居組二人 豊永五郎右衛門 豊永松之進			
八幡	三字	字佐八幡	一字	一、郷士 十九人			
蔵王権現	一字	毘尻権現	四字	豊永兵左衛門、豊永藤太夫、豊永栄之丞、豊永縫之介			
仁井田大明神	四字	大明神	二字	三谷弥藤次 三谷嘉伝次 三谷宮兵衛 豊永与平次 佐野源丞 長尾六左衛門 長野吉左エ門 長野磯八 竹崎源太夫 都築茂八郎 下村貞丞 上村伝兵衛 桑名亀之助 豊永惣太夫			
三鉢明現	三字	白山権現	二字	一、社人二人 西村丹後 平石和泉			
蛇体王	一字	三宝御崎	三字	一、医師一人 本道藤野貴行			
宮ノ宮	一字	若宮	二字	一、山伏一人 側本山 栄養			
岩松毘尻	一字	梅木天王	二字	一、〇〇百十一人内 男六十人 女五十一人			
三鉢明現	一字	才節神	一字	一、〇〇人数千二百八十二人内 男六百四十一人 女六百四十一人			
有宮三社	二字	山神	一字	一、本百姓八千五百十人 男四千五百五十人 女四千			
馬頭権現	二字	毘尻(聖)	一字	一、年寄 三十六人 但村数三十八ヶ村小村払上共			
三鉢明現	一字	銚の天神	一字	一、惣年寄二人 市左エ門、甚四郎			
五所王子	一字	姥神	二字	一、道番四人御目見義御宛儀被下三谷嘉太夫			
三宝荒神	一字	木船大明神	一字				
切部ノ王子	一字	八面大明神	一字				
切部ノ大明神	一字	熊野三所権現	一字				
松尾大明神	一字	くるす明神	一字				
大本四社大明神	一字						

右同断 桑名 源七

右同断 吉松与三八

右同断 吉川祐兵衛

一、下番九人 大砂子程野口下番 十左衛門

同 与左衛門

一、同七人 徳兵衛 加蔵 彦六 六兵衛

平作 弥七郎 助八

但右七人 三谷嘉太夫役下七ヶ所へ嘉太夫分限り内を

以て致来申候

一、庄屋一人 三谷平五郎

但御目見へ並名字帯刀出来申候

一、御境目道口四ヶ所西峰口、岩原口、大久保口、大砂子口

一、紙漉人数 百四十七人

但当郷中に紙草有之漉立申候尤紙漉村より紙草調へ

漉立売上申候

一、茶高 三十斤入三千百五十四札十八斤

但亥年出来以来采吞茶を引他国並御国へ売申分

一、豊永郷中より仕成出し致渡世に候産物之品都而無御

座候

一、豊永郷中御前御請所先年より地請之場所に付

一年前 尤年により大破の場所も御座候

一、井関 川除 六百七十七ヶ所

一、関役夫 二万三千二百四十六人本

従来申酉三ヶ年卒三ヶ年分如此

一、渡船一艘 下土居渡番 五右衛門

渡船宛後給田五石先年より被成下船新造繕候船蔵以後

より御仕成来に而候処亥の秋より更^かりを以一ヶ年に銀

五十匁宛被成下向後船仕成渡引請方被仰付候

一、名本三十二人

但村数三十八ヶ村之内大久保、大砂子、岩原、立野、

四ヶ村は御番人勤申 兼勤に付引除西峰村と庄屋右の

記に而引除、粟生村老持に而名本無之候 就て三十二

ヶ村右之通

粟 生 村

一、本田八十七石二斗二升三合 御蔵入

三十六石六斗七升七合

内四十石一斗

十石五斗三升六合

一、新田四百三十四石二斗六升五合

百三十六石四斗三升四合

内二百九十五石一斗九升三合

二石六斗四升

荒

右の内

一、地二百九十五石四斗二合

御蔵入

百十二石九斗六升

田

内百八十二石四斗四升一合

畠

一、同五十五石九斗三升八合

下田七之進新田 知行

十四石三斗四升

田

内四十一石五斗九升八合

畠

一、同三石六斗七升七合

千頭喜六新田 知行

二斗四升

田

内三石二斗八升七合

畠

三斗五升

荒

一、地十一石五斗四升

孕石 源太 役知

六斗

田

内十石四斗八升

畠

一石

荒

一、同二石八斗五升三合

畠 川井忠五郎知行

一、同六十石六斗二升七合

豊永 惣太夫 領知

八石八斗三升七合

田

五十石三斗三合

畠

一石四斗九升

荒

一、同四石一斗六升

畠 大井達右エ門領知

一、切畑地五十六石六斗

一、所林一ヶ所

鎌倉山

杉 檜 浅木 生立居申候

東方は八畝山境限西は新道の西東限北仏渡限山高東二

町横四町

一、立藪一ヶ所

一、井林一ヶ所 地面四反程

一、岡一ヶ所 地面一反程

大道の上茶の木限、上はめうと岩根西は砂かぎり

一、宮 六宇

一、三鉢明現 一字

但 本社四尺四面振堂九尺二間

一、同 一字

但 本社一間四面振堂二間三間

一、同 一字

但 八尺九尺 無振

一、熊野三社権現 一字

一、五社大明神 一字

一、八幡大神 一字

一、堂 六宇

一、阿弥陀堂 一字 但七間四面

一、大師堂 一字 但二間四面

一、鐘撞堂 一字 但九尺四面

一、仁王門 一個所 但二間四面

右四ヶ所開氏仏にて定福寺旦那中より修覆仕候

一、観音堂 一字 但二間四面

一、同 一字 但一間四面

一、寺 一ヶ所 旦那中作事粟生山勸祇院

但定福寺豊山宗五台山末寺寺領本田四斗七升三合惣田

村にて被仰付候

一、御留守居組 一人 豊永松之進

一、郷士 一人 豊永縫之助

家数 四十二軒 男百八十四人 女百九十九人 年寄本百姓共

付十軒七十八人 男三十一人 女四十七人

一、年寄 一人

一、紙漉 八人

一、茶 五十三丸

一、田役 前請所 三十九ヶ所

一、田役夫 七百十三人

西川村

一、本田五十六石五斗三升

内四十一石五斗七合

田

十一石四斗八升

三石九斗九升三合

六フ五厘六毛五弘余

右の内

一、地四石六斗七升

四石四斗七升

二斗

一、五十七石八斗六升

三十六石五斗八升七合

内十一石二斗八升

三石九斗九升三合

右の内

一、地三十二石五斗二升三合

三十二石九斗九升二合

七石一斗八升

一石三斗四升七合

一、同九石三斗三升三合

六石六斗一升七合

一石八升

一石六斗四升六合

一、地十石

畠

御蔵入

田

畠

給知

田

畠

荒

桐間 兵庫殿 知行

田

畠

荒

長屋 彦太郎 知行

田

畠

荒

五石九斗八升

田

八石一斗七升

畠

三石二斗

畠

二斗一升四合

荒

一石

荒

一、同三石二斗一升

豊永兵次衛門 領知

一、新田 二百十六石四斗八升九合

内百二石四斗二合

六斗一升

田

九十九石二斗八升九合

内一石六升

畠

十四石八斗八合

荒

一、切畑五石六斗

畠

右の内

一、宮二字 毘尻権前

一、地百三十一石四斗二升一合

御蔵入

内

六十三石五斗七升三合

田

一字 但本社三尺に五尺舞殿九尺、一丈修覆氏子

内六十七石八斗五升四合

畠

一字 但本社三尺五尺修覆氏子不仕来り申候

一、同三十五石四斗六升一合

孕石小左衛門 役知

一、堂一字 阿弥陀 但八尺に九尺修覆氏子より仕来り

五石五斗三合

田

申候

十五石三斗六升四合

畠

一、井林一ヶ所 西川山 東は谷限、西の境売限

十四石五斗九升四合

荒

上は山見限下は八川詰で

一、同三石

田 豊永五郎衛門役知

一、人数三百人 内 男百六十二人 女百三十八人 各本年寄百姓

一、同三十三石五斗七升六合

田 豊永松之進 知行

一、紙漉人数七人但在所紙草漉立不足仕分は紙不漉、村

二十五石二斗九升

田

より取来漉立、お蔵紙に及売上候

六石二斗八升六合

畠

一、茶十六丸 但在所吞茶引除他国へ売出

一、地十四石八斗一升

小野 喜三八 領知

一、井関並悪水除二十二カ所

六石四斗二升一合

田

一、田役人夫四百五十人

一、名本役五百二人

名本弥太郎
老平七郎

立野村

一、本田十八石一斗三升三合

御蔵入

十七石二斗三升

田

内五石六斗二升三合

畠

一石二斗八升

荒

一、新田六十五石七斗五升

田

二十一石九斗五升三合

田

内二十三石五斗四合

畠

二十七石七斗四升三合

荒

右の内

一、地四石二斗六升三合

御蔵入

九斗四升三合

田

内三石三斗二升

畠

一、同五十二石七斗四升

孕石小左エ門 給知

二十石三斗九升

田

十三石三升七合

畠

十九石四斗三合

荒

一、同八石七斗四升七合

豊永兵次エ門 給知

七斗二升

田

六石四斗二升七合

畠

一石七斗

荒

一、切畑八石

一、宮一宇 毘尻権現

但本社三尺に二尺 九尺二間氏宮村中より作事仕候

一、堂一宇地蔵堂 但九尺四面氏仏地下より作事仕候

家数九十六人 男四十八人 女四十八人 名本老本百姓

一、田役川普請所十ヶ所但井関川除惡水除共

一、田役大九百八十九人歩、但未申西三ヶ年歩を以一ヶ

年分

一、名本老二人

名本 甚四郎

八畝村

一、本田五十石五斗一升

御蔵入

三十一石六斗八升

田

内十八石一斗八升

畠

七斗二升

荒

一、新田二百二十四石四斗八升八合

内

五十六石二斗三升七合

田

百三十七石七斗四升八合

畠

三十石五斗三合

荒

右の内

一、七十六石八斗四升三合

二十石四斗七合

内五十六石四斗三升六合

一、三十二石五斗六升六合

八石三斗六升三合

内七石一斗四升

十七石二斗六升三合

一、二十一石一斗一升六合

六石

十五石一斗一升六合

一、十六石一斗一升

七斗二升

七石一斗五升

八石二斗四升

一、三石

一、九石一斗六升

一石七斗二升

内七石四斗四升

一、十八石七斗四升

四石七斗八升

御蔵入

田

畠

孕石 小七郎 給知

田

畠

荒

豊永兵左衛門 領知

田

畠

今井文左衛門 領知

田

畠

荒

畠

左野 源丞 領知

田

畠

佐野 恵蔵 領地

田

内八石九斗六升

五石

荒

一、四十六石九斗五升三合

十四石四斗七合

内三十二石五斗六合

一、切畑百十五石四斗

一、御留山二ヶ所

内

一ヶ所 檜休場山

但檜、樺、樺、此外浅木生立

東は楨山の畝より川俣大路合限、南はつづけのかま

限。西はきやしらびそ限。堂床を流れる谷限。北は

橋平荒より出崎より出る寄合谷かぎり。

山高二町半 横三十町

一ヶ所 黒瀧山

東はさつまの谷限。南はかげ荒限。西は野田尾限。

北は野谷限。

山高三町、横五町

一、宮 二字

五所王子宮一字 但五間 二間

但村中氏神 地下より作事仕候

豊永村喜三八 作所

田

畠

姥神 一字 但宮無御座候

一、堂 二字

十一面觀音堂一字二間四面地下より作事仕候

地藏堂 一字但四尺四面地下より作事仕

一、郷土一人

佐野 源丞

一、家数五十五軒

一、人数三百四十二人

男百七十八人 名本老本百姓
女百六十四人

一、紙漉人数二人 但在所中紙漉立申候村外相残分近村

へ売出申候

一、茶三十二丸 但此分は国地外売出申分

一、井関 十四ヶ所

一、田役夫高 九百四十六人 但末申酉三ヶ年平年一年

分

一、名本年寄二人

名本 茂市
老 勸次郎

南大尾(王)村

一、本田二十三石二斗五升七合

十石二斗五升四合

内十二石八斗四升三合

一斗六升

一、新田百二十七石六斗五升

二十八石五斗九升三合

内九十九石五升七合

右の内

一、地四十七石一斗

十九石八斗四升三合

内二十七石二斗五升七合

一、三十二石九斗六升七合

一石三斗

内三十三石六斗六升七合

一、同十石

一、同十七石二斗四升三合

五石一斗八升七合

十三石九斗五升六合

一、地十八石二斗三升

二石一斗六升三合

十六石六斗七合

一、同二石六斗八升

一斗

二石五斗八升

一、切畑百三十石 免

一、御留山 一ヶ所

田 畠

御蔵入

田

畠

長尾六右衛門 領知

田

畠

畠 佐野源丞 領知

今井文右衛門 領知

田

畠

佐野 信藏 領知

田

畠

山崎三右衛門 領知

田

畠

三分五厘

大王山

木品 樅、櫟、浅木生立

東は大沙限 西は川限 北は大渡限 南は大沙限

山高さ平一町半 横二町

一、宮一字 蛇大王

但本社一間四面舞堂二間に三間作事氏子仕

一、堂一字 地藏但二間四面氏子より作事仕る

家数二十四軒

一、人数百六十二人 男八十九人 名本年寄本百姓
女七十三人

同 四軒

一、紙漉人数二人 但紙草在所に有之分漉立売上る

一、名本年寄二人 名本 清太夫 老 弥太夫

一、井関 六ヶ所

一、田役夫 百八十九人 但未申酉三ヶ年来一ヶ年平分

怒田村

一、本田八十二石六斗二升

五十石二斗八升三合

内三十二石一斗六升

一斗七升三合

右の内

一、八十二石一斗四升七合

四十九石八斗一升

内三十二石一斗六升

一斗七升七合

一、四斗七升三合

一、五百三十一石二斗八升七合

二百四十四斗四升一合

百四十二石七斗二升

右の内

一、二百四十七石一斗六升

百四十四斗四升

百四十二石七斗二升

一、九十七石八斗三升三合

五十三石三斗八合

四十六石七斗九升五合

一、十二石四斗四升

四石

内八石四斗四升

一、五石

一、二十七石一斗二升

二十一石一斗七升三合

内五石九斗四升七合

一、八石九斗七合

畠

荒

田 定福寺寺領

田

田

畠

御藏入

田

畠

豊永五郎右衛門領知

田

畠

豊永兵左衛門領知

田

畠

畠 原宅左エ門領知

豊永 惣太夫 領知

田

畠

川井 忠五郎 領知

田

四石三斗三升

田

四石五斗七升七合

畠

一、四十三石五斗八升

佐野 団藏 領知

十六石六斗

田

内二十七石五斗二升

畠

一、八十七石六斗四合

豊永与市右門 領知

二十六石五斗一升二合

田

六十石五斗四升

畠

一、二石二斗六升三合

下村 貞丞 領知

一、切畑九十八石六斗

一、御留山エケ所 但木品 樅、榎、浅木有

内一ヶ所 大坊子山

東はより尾谷限 南は韭生境峰限

西は大生境限 北は目ひの谷北のきわ限

山の高さ五十七町 横二十五町

一ヶ所 怒田山

東は佐賀野限 南は大はふじお留山境のおも谷限

西はおも谷限 北は柚木境限

山の高さ三町 横二十五町

一、宮二字 内一字はこの天神 一字 有宮

但本社一間四面、舞殿三間、二間村中氏神地下上り

作事仕。

堂二字 一字 観音 一字 地藏

但二間四面地下より作事仕候

一、郷士三人 豊永兵左衛門、佐野団藏、豊永与市右門

家数六十八軒

一、人数六百一人内

男三百十六人 女二百八十五人 名本、老、本百姓

一、紙漉 十二人

但当中に紙草これ有、漉立申候

一、茶高五丸 但当亥年出来茶吞茶を引他国へ売出申

分

一、井関二十一ヶ所

一、田役人夫五百二人但未、申、酉、三ヶ年来歩一ヶ年

分

名本 彦之丞

老 五兵衛

柚木村

一、本田三十二石

御藏入

十三石五斗四升七合

田

十八石四斗五升三合

畠

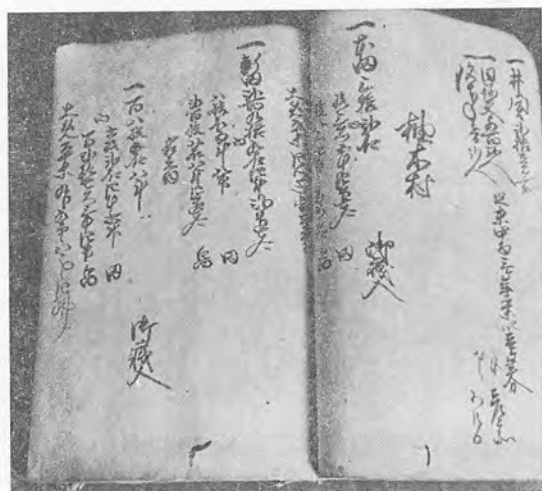
一、新田二百九十九石四斗二升七合

八十石五斗八升

田

二百十八石八斗四升七合

畠



大庄屋差出(柚木村)

右の内

一、百八十九石八斗

御蔵入

六十二石四斗六升

田

百二十七石三斗四升

畠

一、十八石九斗四升

豊永五郎右衛門領知

三石一斗七升七合

田

十五石七斗七升三合

畠

一、三十一石三斗

豊永 縫之助 領知

三石

内二十八石三斗

田

一、三十二石五斗二升

三谷 嘉伝次 領知

一石六斗八升

田

内三十石八斗四升

畠

一、二十六石八斗六升七合

今井文左衛門 領知

十石二斗六升五合

田

内十二石六斗二合

畠

一、切畑八十三石二斗

田

一、御留山一ヶ所 柚木山

但 木品縦、桐、浅木有り

西は小谷口の西久根 なはじんぐ見石より西峰境限

北はたも興限 南は怒田村境怒田御留山境かぎり

山高平等三町 横十八町

一、所林一ヶ所 沖見山

但 木品浅木これあり

東はウネ限 南は作荒限

西は作荒かぎり北は□□かぎり

山高三町 横三町

一、新所林 一ヶ所 枋の木山 但木品浅木これあり

一宮一宇 有宮三社

但本社一間に四尺舞堂三間に二間村中氏神地下より作
事仕り申候

一、堂 一字 地藏 二間四面

但氏佛、地下より作事仕り申候

家数三十二軒

一、人数二百四十八人 男百三十六人 名本、年寄、本百
女百十人 姓

一、紙漉人数十二人但在所中に紙草これあり、漉立売上
申候

一、茶高 二十九丸但当年出来茶吞を引他国への売出

一、井関 除悪水除は十八ヶ所

一、田役夫二百九十八人但未、申、酉三ヶ年平ひて一ヶ
年分

一、名本 年寄共二人

名本 助丞
老 九市

西 峰 村

一、本田九十一石七斗七升七合

十七石二斗七升七合

田

七十二石三斗九升三合

畠

三石一斗七合

永荒

内一石

川成

右の内

一、七十六石七斗七升七合

御蔵入

六十石三斗九升三合

三石一斗一合

一、十五石 西峰口番人

三谷 嘉太夫 給田

四石

田

内十一石

畠

一、新田千石二斗八升五合

内

百九十九石九斗七合

田

七百九十八石七斗四升八合

畠

三石六斗三升

荒

右の内

一、六百五十八石二斗六升七合

御蔵入

百七石三斗七升三合

田

五百五十石八斗九升七合

畠

一、八石四斗九升六合

豊永 松之進 知行

二石九斗六升三合

田

五石五斗三升三合

畠

一、八石

畠 同人役知

一、九十三石八斗三升

三谷 嘉太夫 役知

二十八石五斗四升五合

田

山高平等五町 横一町

六十三石七斗二升八合

畠

○一ヶ所 番屋敷山

一石五斗五升七合

荒

東は川かぎり 西はおの神限

一、百十二石七斗四升八合

三谷 弥藏 領知

南は大石の沙但久保限 北は宮林限

三十石

田

山高五町 横三町半

内八十二石七斗四升八合

畠

一所林 五ヶ所

一、五石

三谷 宮兵衛 領知

○一ヶ所 木品、樺、浅木有 貞雄山

三石七斗八升

田

東は小松の沙限西は中畝限

一石三斗七合

畠

南は資屋面限 北は阿州境分限

七斗三合

荒

山高三町横七町

一、五十三石七斗九升

三谷 嘉伝次 領知

○一ヶ所木品右同断 広瀬山

十三石六斗四升八合

田

○一ヶ所木品右同断仁人の滝山

四十二石一斗四升二合

畑

東は大サコ限 西は切宿下にてしきり、限

一、五十六石四斗三升四合

長野吉左衛門 領知

南は大サコ限 北は谷かぎり

十五石六斗

田

山高き一町半横二町

四十石八斗三升四合

畠

一、宮一字

一、五石

畠 原宅右衛門 給地

一、切畑地二百十六石四斗二升

一、十二所大明神宮 一字
但本社二間に九尺、板造舞堂二間に三間茅葺、村中氏

一、御留山一ヶ所

古来三ツ留山

神。地下より作事仕り申候

一ヶ所

小檜曾尾山

一、有宮三所宮一字

東は御林限り 北は谷限り

但本社二尺に三尺板葺幣殿二間に三間茅葺

一、十二所権現宮 一字

但本社五尺に六尺。板葺舞堂二間半に三間茅葺

一、山神宮一字、但本社二尺五寸に三尺板葺舞堂一間半に二間茅葺

一、馬頭権現宮一字但本社三尺五寸に四尺板葺舞堂九尺に二間茅葺

一、白山権現宮一字 本社二尺五寸に二尺舞堂一丈に二間茅葺

一、三体明現宮一字 本社三尺二寸に五尺三寸板葺舞堂二間に三間板葺

東は大□一限 西は中畝限

南は中屋□限 北は大□限

○一ヶ所 木品右同断 栃成山

東は□の限 西は谷限

南は川限 北は峰限

山高一町半 横一町

○一ヶ所木品右同断 最向イ山^{ひか}

東は木浦限 西は滝限

南は切宿限 北は川限

山高四十間 横一町

一、三宅御崎宮一字 但本社五尺に四尺舞堂一間半に二

間茅葺

一、岩本三神宮一字 但本社四尺に五尺板葺舞堂九尺に

二間茅葺

一、若宮三神宮一字 本社三尺に四尺板葺舞堂一丈に一丈四尺茅葺

一、キツネツキ毘尻宮一字 但本社三尺に四尺板葺、舞堂二間に三間茅葺

一、梅木天王宮一字 但本社二尺五寸に三尺板葺舞堂二間に三間茅葺

一、才廊神宮一字 但本社板の差掛、先年本社建立仕らず候。古来才廊の神と申伝えにて御座候

一、若宮一字 但本社板の差掛け御祭有る所

一、岩松毘尻宮一字 但本社岩屋

一、堂 五宇 内

一、阿弥陀仏一字 但堂四間四面氏仏地下より作事仕候

一、同仏一字 但堂二間四面右同断

一、同仏一字 但堂二間四面右同断

一、地藏仏一字 但堂二間四面右同断

一、薬師仏一字 但堂二間四面右同断

一、郷土三人但無級三谷弥藤次 三谷宮兵衛三谷喜伝次
家数百五十軒

一、人数一千五十六人男五百二十一人 女五百三十五人庄屋年寄、本百姓
一、西峰口番人 三谷 嘉太夫

但御宛相成並下番人備方附の御番外道江フサス委細御番人三谷嘉太夫より……仕申相記申さず候

一、西峰村庄屋 三谷 平五郎

但御目見名字帯刀御赦免被為仰付候

一、紙漉人数二十人但村中紙草有漉立申候

一、茶五百四十八丸 十八斥

但、亥年出来地下吞茶を引他国へ売出申分

一、田役二百五十五個所 用水川除悪水除共

一、田役人夫四百三十人但未申酉三ヶ年平分一ヶ年分

一、西峰村年寄三人左太郎、伊次郎、源介

一、西峰口御番所一ヶ所御番人三谷嘉太夫

但御目見御入国の節より父子速に被為仰付候名字帯刀先年より御赦免被為仰付候宗門御改等格に相勤申候。

御宛俄本田十五石並新田役知九十三石八斗三升所持仕候。

一、同下番在所番人徳兵衛、加二郎 彦六 六兵衛 平作 弥右衛門 助八

但右七人は三谷嘉太夫 分限所務仲を以新開二反、三

反宛給田措置申候

一、西峰口御番所より阿州徳島御城下まで道程二十八里
御番外御境目京柱まで道法四十五町

中 内 村

一、本田二十四石七斗二升七合 深尾 長門殿 知行

八石八斗三升三合 田

内二十五石八斗九升四合 畠

一、地五十八石一斗八升三合 御蔵入

五石二斗七升三合 田

内五十二石九斗一升 畠

一、地十七石三斗四升三合 豊永兵左衛門 領知

二石七斗三升七合 田

内八石六斗六合 畠

一、同十石 畠 原宅左衛門役知

一、切畑三十二石四斗

一、宮一字 きぬた大神 但本社二間九尺板葺

一、観音堂一字 舞堂一間に五尺茅葺地下作事仕候

家数二十四軒

一、人数百六十八人 男八十四人 女八十四人但名本、年寄、本百姓

一、中内村年寄一人 源太夫

一、中内村名本一人 九二郎衛門

一、同村社人一人

平石 和泉

一、紙漉人数二十二入但村中に紙草これ無候他村より入

納め漉立候

一、茶六十五丸 但亥年出来茶、吞茶を引売立申分

一、田役 三ヶ所但用水、悪水除共

一、田役夫百五十人但未、申、酉三ヶ年均し一ヶ年分

川井村

一、本田四十一万一斗八升三合

小八木五兵衛 知行

五石九斗二升

田

内三十五石二斗六升三合

島

一、新田三十五石三斗八升六合

御蔵入

七石三斗一升三合

田

内二十七石八斗七升三合

島

一、新田知行二十二石六斗二升二合 下田七之丞 知行

四斗四升三合

田

内二十二石一斗七升九合

島

一、領知二十一石六斗二升九合

右の内

十一石三斗四升六合

豊永兵左衛門 領知

八石四斗四升九合

島

内二石三斗二升七合

田

五斗七升

荒

一、十石二斗八升三合

左野 団蔵 領知

九石三斗二升

島

内一斗

田

八斗六升三合

荒

一、切畑 二十九石六斗

一、若宮一字 但本社一間に二間舞堂無之候

一、観音堂一字 但二間四面地下より作事仕候

家数三十六軒

一、人数二百三十九人

男百二十二人 女百十六人 但名本、年寄、

本百姓

川井村 年寄一人 惣七郎 名本半丞

一、紙漉人数三十人 但当在所出来紙草漉取外村より紙

草買調へ漉申候

一、茶二十六丸 但亥年出来吞茶を引他国へ売出分

一、田役井関八ヶ所

一、田役夫七百三人 但未、申、酉三ヶ年平分 一ヶ年分

大滝村

一、本田三十六石七斗四升三合

六石四斗五合

田

内二十六石七斗六升

畠

三石五斗七升八合

川成

右の内

一、地十三石七斗四升三合

御蔵入

一石五斗八升七合

田

九石一斗二升八合

畠

一石二斗八合

荒

一、地二十五石

御逼塞止知武藤利左衛門知行

四石八斗一升八合

田

十七石六斗一升一合

畠

二石五斗七升二合

川成

一、新田百二十三石六斗一升六合

田

二十三石六斗一升三合

田

百九十八石四斗九合

畠

一石九斗五升四合

荒

右の内

一、地百六十八石七斗七升三合

御蔵入

十三石六斗二升

田

内百五十五石一斗五升三合

畠

一、地三百石九斗三升四合

千頭 喜六 知行

二石一斗七升四合

畠

内一石七斗六升

荒

一、地五石

豊永 栄之丞

一石二斗

田

三石八斗

畠

一、地四石二斗九升三合

豊永兵左衛門 領知

三石四斗九升

田

内二石六斗三合

畠

一、同四石四斗二升六合

畠 左野団藏 領知

一、同二十三石八斗九升

下村 貞之丞 領知

五石三斗一升

田

十八石五斗八升

畠

一、地十三石三升

桑名 亀之助 領知

一石七斗九升三合

田

十一石三斗一升三合

畠

一斗九升四合

荒

一、切畑六十石六斗二升

一、大本大明神宮一字 但本社九尺に二間

一、地蔵堂一字 但二間四面、地下にて作事仕候

一、郷士二人 豊永栄丞 下村 貞丞

家数二十七軒

一、人数二百二人 男九十六人名本、老寄、本百姓
女百十五人

一、紙漉二十人但在所出来草並に他村より買入漉立申候

一、大滝村年寄一人 源丞名本一人 三丞

一、茶四十九丸十斤但亥年出来茶吞茶引売中分

一、井関 川除二十二ヶ所

一、同役夫四百三十八人之分但未、申、酉三年平し一年分

大 平 分

一、本田五十二石 豊永五郎左衛門知行

六石八斗八升三合 田

内四十五石一斗一升五合 畠

一、新田五十七石六斗三升

四石三斗五升八合 田

内五十二石九斗四升七合

三斗五升 荒

右の内

一、地二十五石六斗七升三合 御蔵入

一石八斗七合 田

内二十二石八斗六升六合

一、同四石三斗八升 畠 豊永松之進知行

一、同十七石八斗八升七合 豊永五郎左衛門役知

七斗七升四合 田

十七石一斗一升三合 畠

一、同九石六斗九升 豊永縫之助領知

一石七斗七升七合 田

内七石五斗六升三合 畠

三斗五升 荒

一、切畑三石 但先年より無免被仰付候

一、午頭天王宮一字 但本社五尺に六尺舞堂九尺に二間

一、薬師堂一字 但二間四面作事地下より仕り候

家数四十五軒

一、人数二百五十二人 男百四十一人 豊永五郎右エ門家
女百十四人

来

一、大平村老一人

一、同村名本一人

一、茶四十丸 但亥年出来茶吞茶引売出申分

一、紙漉人数五人 但当村出来草并外より買調漉立申候

一、井関川除十ヶ所

一、田役夫二百二十人 但未、申、酉三ヶ年平を以一ヶ

年分

この見出しは大平分となり大平村となっていない。

大平の本田は豊永五郎右衛門の領知であり、従って形は全員同家の家来となっている。

八 川 村

一、本田六十石九斗二升三合

十四石三斗八合

三十六石五斗六升五合

十石五斗

右の内

一、地五石五斗七合

一石二斗三升四合

内三石二斗九升

九斗八升三合

一、同五十五石四斗三升六合

十三石三斗二升五合

三十二石六斗三升六合

八石八斗一升六合

一、同六斗三升九合

一、新田四百六十三石六斗四升九合

十二石九斗五升三合

百五十石六斗九升六合

右の内

一、地百三十五石三斗九升三合

八石三斗

百二十七石二升三合

一、同十二石八升三合

二石

十石八升三合

一、同十六石二斗四升三合

二石六斗五升三合

十三石五斗九升

一、切畑七十四石六斗

一、三宝荒神宮一字 但本社九尺四面地下作事仕候

一、堂一字地藏但二間四面地下より作事仕候

家数二十四軒

一、人数百九十六人 男九十四人 女百二人 但名本、年寄、本百姓

一、紙漉人数七人 但在所出来草まで漉立申候

一、茶七十二九二十八斤 但亥年出来茶、吞茶引他国へ

売出。

一、井手数二十一ヶ所

一、同役夫七十人 但未、申、酉平し一ヶ年分

一、八川村老一人作太夫 名本一人 利兵衛

御蔵入

田

畠

長野磯八 領知

田

畠

桑名亀之介 領知

田

畠

筏木村

一、本田十九石八斗四升

九石八斗四升

内九石六斗四升

二斗二升

右の内

一、十三石二斗五升五合

六石六斗一升二合

六石三斗八升二合

二斗六升三合

一、六石五斗八升五合

三石二斗六升七合

内三石二斗五升九合

五升九合

一、新田六十三石六斗四升三合

一石四斗八升七合

内十九石二斗二升七合

一、地四十石九斗七升七合

六石一斗五升五合

三十五石四斗五升二合

右の内

田

畠

荒

御蔵入

田

畠

荒

生駒与三衛門 知行

田

畠

荒

御蔵入

田

畠

領知

田

畠

一、二石四斗

一、七斗七升七合

内四升

七斗三升七合

一、二十三石七斗七合

四石三斗八升二合

内十二石三斗二升五合

一、十四石七斗二升三合

一石七斗三升三合

十二石九斗九升

一、切畑十三石一斗二升

一、宮一字八面大明神 但本社三尺に七尺

一、堂一字地藏 但三尺四面村中より作事仕候

家数八軒

一、人数七十五人 男三十七人 女三十八人

一、筏木村名本一人 但名本、本百姓 作

岩原村

一、本田六十石七斗四升三合

内十六石二斗九升六合

内十石二斗七升二合

畠 長野吉左衛門領知

桑名 亀之助 領知

田

畠

長尾 六兵衛 領知

田

畠

長野 磯八 領知

田

畠

御蔵入

田

三十四石三斗四升

畠

一、二石

田 竹崎 源太夫

一石一斗二升一合

荒

一、三石二斗

畠 豊永兵左衛門領知

一、十五石

吉川 左兵衛 給田

六石二斗

田

一、切畑百六十七石八斗 杉櫓九千九百本

内八石九斗六升

畠

一、御留山一ヶ所但本品 杉櫓引地ソコヒキノモトより
上ノトヤ西峰境まで

一、新田三百七石二斗六升三合

田

山高さ五百八十四間 横 三間

四十七石八斗五升

畠

一、宮二字、一字三方御崎、但本社九尺に二間舞堂、二

内二百五十九石四斗三升三合

畠

間に三間、地下作事仕

右の内

二百三十三石三斗一升一合

御蔵入

一字西宮、但本社三尺に四尺地下作事

二十八石三斗三升三合

田

一、堂一字あみだ 但二間四面 地下作事仕

内二百四石九斗七升八合

畠

一、社人 一人 徳太夫

一、三十石二斗一升

豊永 松之進 知行

家数五十五軒

八石八斗二升四合

畠

一、人数五百二十五人 男二百六十一人 名本、老、本
女二百六十三人 百姓

内二十一石三斗八升六合

畠

一、岩原村年寄一人

一、二十二石二斗五升七合

長野 磯八 領知

一、同 名本一人 字兵衛

五石九斗

田

重左衛門

内十六石三斗五升七合

畠

一、道番一人 岩原御番人吉川左兵衛

一、十六石二斗八升三合

長尾六右衛門 領知

二石七斗九升三合

田

但御宛儀給田十五石名字帯刀御免
但岩原口御番所より阿州有瀬御番所まで道のり十八町

内十三石四斗九升

畠

御番外より御境目道まで道法十六町

一、紙漉人数二十人

但當在所に出来紙草ヲ以漉立売上申候

一、茶高二百八十七丸 十五斤

但亥年出来茶、香茶に引他国へ売出申分

一、井関数 十七ヶ所

一、田役夫四百八人五歩 但未、申、酉三ヶ年平年一ヶ
年分

大窪 村

一、本田五十五石三斗八升三合

二十石九斗

内三十四石四斗八升三合

右の内

一、四十七石三斗八升三合

十七石五斗

内二十九石八斗八升三合

一、七石

三石四斗

三石六斗

一、一石

一、新田 七十六石三斗

二石七斗八升三合

内七十三石五斗二升九合

右の内

一、地三十一石八斗六升

二石一斗八升四合

内二十九石六斗七升六合

一、三十三石二斗四升

五斗九升四合

三十二石六斗四升六合

一、十一石

一、切畑地二十七石四斗

一、宮一字 三所大明神 但本社五尺五寸に七尺五寸舞

堂九尺に二間半地下より作事仕申候

一、堂一字 薬師但三間四面地下より作事仕申候

一、郷士一人 桑名 亀之助

家数十七軒

一、人数百十五人 男五十人 但名木、老、本百姓
女六十四人

家数五軒

一、同三十人 男十四人 但間人
女十六人

一、道番一人 大久保口道番庄屋 桑名源七

但御宛儀給田七石御目見名字帶刀御免

田

御蔵入

田

島

豊永 縫之助 領知

田

島

桑名源七 役知

島

桑名

桑名

桑名

桑名

桑名

桑名

桑名

桑名

桑名

桑名

大久保口番所より阿州下名御番所まで道法二里御番所より御境目谷まで道法二十五町

内七十二石七斗四升三合

畠

一、大久保村年寄一人

種亟

右の内

一、茶六十五丸 十六斤但亥年出来茶、香茶引他国売出

一、八十三石一升七合

御蔵入

分

二十七石五斗二升

田

一、井関数十四ヶ所

内五十四石三斗七升

畠

一、田役夫三百六十八人但未、申、酉三ヶ年平均を以一年分

一石一斗二升七合

堂床荒

年分

一、二十七石

吉松 与三八 給田

大窪村は、文中大久保村とも書いている。

八石六斗二升七合

田

内十八石六斗七升三合

畠

大砂子村

一、新田七十三石七斗五升七合

田

一、大砂子口御番所一ヶ所御番人吉松与三八

四石一斗五升

田

一、地三十石但大砂子口御番給被下仰名字帯刀御免

内六十九石六斗七合

畠

右の内

右の内

二十石

吉松 与三八

一、地三十二石九斗三升三合

御蔵入

八石

同 人下番 与兵衛

二石八斗六升

田

二石

同 十左衛門

三十石一斗一升三合

畠

但大砂子口より阿州徳島御城下へ道法二十九余 境目

一、三十五石六斗八升

甫岐山新左衛門領知

まで二十七町御座候。

一石二斗三合

田

一、本田百十石一升七合

内三十四石四斗七升七合

畠

三十六石三斗四升七合

田

一、六石

豊永助左エ門 領知

三斗

内五石七斗

田 畠

二石五斗五升三合

荒

一、切畑百二十三石八斗

右の内

一、七石四斗一升五合

御蔵入

一、仁井田大明神宮一字 但本社一間に一間半茅葺地下

三石七斗八升七合

畠

作事仕候

二石七斗七升七合

田

一、葉師仏一堂但本堂三間四面茅葺地下作事仕申候

八斗五升一合

荒

一、茶三十斤入八十丸、但亥年出来茶地下吞茶引売出す

一、十四石八斗二升八合

長屋 彦太夫 知行

分

一、田役 請所二十六ヶ所

七石五斗五升三合

畠

一、田役人夫二百二十四人但未、申、酉三ヶ年平素を以

五石五斗八升三合

田

一年分

一石二斗九升二合

荒

家数二十七軒

一、切畑二石

畠御蔵入

一、人数二百三十五人

男百二十三人 女百十二人 庄屋、老、本百姓

一、宮一字馬足大明神但本社六尺四面地下より作事仕

同十三軒

家数五軒

一、同五十人

男三十人 女二十八人 但間人

一、人数二十九人

男十六人 女十三人 名本、年寄、本百姓

一、郷土一人

豊永 惣太夫

一、柳野村 年寄一人 伝七郎 名本一人九兵衛

柳野村

一、田役普請所 十四ヶ所

一、本田二十二石二斗四升三合

一、茶二十三丸

十一石三斗三升

畠

八石三斗八升

田

長淵村

一、本田百五十四石九斗三升二合

六十七石六斗二升七合

内八十石一斗八升五合

七石七斗

右の内

一、百四石九斗三升二合

四十四石二斗四升五合

内五十七石三升七合

二石三斗八升

一、十石八斗二升

四石九斗

内六石八斗

六斗五升

一、二十五石

十二石三斗五升

十三石一斗三升

一石五斗二升

一、十四石一斗七升八合

六石九斗九升

五石六斗六升一合

三石五斗二升

一、新田五十六石二斗二升

二石二斗八升

内五十三石九斗四升

右の内

一、三十八石八斗七升三合

一石四斗四升七合

三十七石四斗二升七合

一、七斗

五斗

内二斗

一、十六石六斗四升七合

三斗三升三合

十六石三斗一升四合

一、切畑七十三石二斗

一、宮一字 三宝御崎但本社二間四面小ケラブキ

一、堂一字 地藏但三堂三間四面小ケラブ造

家数二十九軒

一、人数二百六十五人

一、長淵村 名本年寄二人 名本浅亟 老七内

一、茶百三十丸

一、田役 同普請所三十三ヶ所但用人悪水除共

田

畠

御蔵入

田

畠

都築 茂八郎 領知

田

畠

秋月 又次郎 領知

田

畠

田

畠

田

畠

田

畠

田

荒

一、田役夫 千三百六十人

桃 原 村

一、本田九十石一斗九升

三十二石九斗六升

五十七石五斗七升三合

六斗五升七合

一、新田百十六石五斗

十一石一斗五升三合

内百五石四升九合

一、地五十六石六斗三升四合

右の内

一、三十二石二斗五升四合

二石七斗六升八合

二十九石三斗三升六合

三斗五升

一、七石五斗一升三合

一斗七升三合

七石三斗三升

一斗

一、十二石三斗四升七合

御蔵入

田

畠

荒

御蔵入

田

畠

千頭 喜六 知行

田

畠

荒

豊永 泰丞 領知

田

畠

屋敷

豊永 縫之助 領知

二石七斗四升七合

二斗

九石五斗八升

一、一石四斗

三斗六升

内一石四升

一、三石一斗二升

六斗

内四斗四升

二石六斗二升

一、切畑五十九石三斗

一、所林 一ヶ所 坊主畑山

東は相名からの東樽の谷下り限。南はさふん 限

西は奥大田村境峰限。北は弥九郎鳥壁峰限

山高平一町半 横十町程

一、宮二字一字三代明見但本社二間四面地下作事仕

一字十二所権現但本社三間四面

一、堂一字観音但三間四面地下より作事仕

家数三十六軒

一、人数三百八十四人

男百九十六人 名本、年寄、本百姓
女百八十八人

一、茶三百三丸

名本政右衛門

田

屋敷

畠

都築 茂八郎 領知

田

畠

都築 弥市衛門 領知

屋敷

田

畠

一、桃原村 名本年寄二人 名本政右衛門、年寄惣一郎

一、井関数三十二ヶ所

一、人役二百六十六人

連火村

一、本田三十八石五斗一升三合

四石九斗六升

内三十三石四斗九升三合

六升

一、九石五斗

一石四斗二升

内八石二斗

六斗

一、八石一斗四升七合

三石四斗二升

内六石六斗二升七合

一、五石四斗三升

九斗

四石五斗三升

一、十三石八斗三升六合

一石三斗六升

十二石六斗七升七合

一、一石六斗

一、新田三十七石七斗四升九合

三石六斗一升九合

三十四石一斗二升七合

右の内

一、地二十八石六升三合

三石五斗四升四合

内二十四石五斗三升九合

一、三石四斗四升七合

一、六石五斗八升三合

一、切畑二十五石

一、宮一字毘尻権現但本社一間四面地下作事

一、堂一字薬師堂但本堂三間四面地下作事

家数十四軒

一、人数九十九人 男五十五人 女四十四人 名本、年寄、本百姓

一、郷土一人 上村 伝兵衛

一、茶六十三丸

一、井関二ヶ所

一、田役人夫四十二人

一、連火村 名本年寄二人名本市兵衛年寄十介

畠

畠 下土居渡番五右衛門給

田

畠

御蔵入

田

畠

畠 松村蔵助 領知

畠 都築弥市 領知

畠

畠

畠

畠

畠

畠

畠

畠

畠

西窪村

一、本田四十石七斗

十九石二升三合

七斗八升七合

二十石八斗九升

一、新田二十二石五斗四升三合

六斗

三石六斗三合

内五石五斗八升

十三石八斗四升

一、地七十五石三斗三升一合

右の内

一、五石三斗二升七合

三斗七合

内五石二斗

一、二石五斗三升

一、十七石八斗六升七合

二石三斗七合

十五石五斗六升

一、十四石五斗

四石五斗

御蔵入

畠

屋敷

田

御蔵入

屋敷

畠

田

かり敷

豊永 兵次 領知

田

畠

畠 豊永縫之助領知

松林 源八郎 領知

田

畠

豊永 栄丞 領知

田

内十石

一、三十四石四斗八升七合

四石八斗七升

二十九石六斗八升

一、六斗

一、切畑五十三石一斗

一、宮一字毘尻権現 但本社二間四面

一、堂一字観音 但三間四面

家数十七軒

一、人数九十人 男五十七人 女三十三人 名本、老、本百姓

一、西窪村名本一人 小兵衛 老一人市丞

一、茶 五十二丸

一、井関 十八ヶ所

一、田役人夫 百四十九人

畠

松岡新五兵衛 領知

田

畠

畠 都築茂八郎領知

梶ヶ内村

一、本田五十八石八斗三升七合

右の内

一、四十六石八斗三升七合

十七石七斗三升七合

内一石二斗七合

御蔵入

田

屋敷

二十八石一斗三合

畠

一、同一石

畠 和田竹五郎領知

六斗

荒

一、同十八石九斗六升七合

豊永 縫之助 領知

一、十石

竹崎 太兵衛 給田

一石二斗八升七合

田

四石一斗一升

田

十七石六斗八升

畠

内五石八斗九升

畠

一、同六斗

□□掃除給

一、一石

畠 神主勘太夫社領

一、切畑九十二石八斗

一、一石

畠 吉松与三八番給

一、御留山一ヶ所 但檜、樅、櫟、浅木有、梶ヶ内山

一、新田地高二百六十五石六斗五升三合

右の内

東は披洲限 南は弥九郎とや限
西は、引沙限 北は山谷限

一、地百十石八斗三升四合

御蔵入

山高四町 横十三町

十六石四斗五升六合

田

一、所林 三ヶ所

九十四石三斗七升五合

畠

内

一、同八十石九斗六升七合

竹崎 太兵衛 役知

一ヶ所 但木品樅、松、浅木有、平野山

三十石九斗三升

田

東は道限、西は大休場限

内七十一石三升七合

畠

北は御勢山限

一、地二十八石三斗

竹崎 源太夫 領知

山高一町 横一町

三石三斗

田

一ヶ所 但木品松、浅木有 松野休場山

内二十五石二斗

畠

東は道限 南は本田限 西は□限

一、同二十四石九斗八升三合

筒井 甚五郎 領知

北は谷限 山の高さ一町 横一町

六斗八升七合

田

一ヶ所 但木品 浅木有 伊保山

内二十四石二斗九升六合

畠

東は西久保境限 南は作限 北はイボノ峰限 西は

ツナツケノサコ限 山の高さ一町、横二丁

一、宮二字一字正八幡但本社一間に一間

一、堂一字觀音 但二間四面但支配竹崎太兵衛

一、郷土一人

一、堂一字觀音 但二間四面但支配竹崎太兵衛

家数二十八軒

一、人数二百五十二人

一、□□人数二十二

一、茶 百三九 十三斤

一、井関四十二ヶ所

一、田役三百七十九人

寺内村

一、本田百三十二石五斗

三十七石二斗七升五合

九十四石六斗三升五合

一斗四升

右の内

一、地七十四石八斗七升三合

二十五石五斗八升四合

四十九石二斗二升七合

一、同四十七石四斗二升八合 浅井常右衛門 知行

八石四斗二合 田

内三十九石二斗六合 畠

一、同九石八斗一升三合 豊楽寺 寺領

六石三斗八升 田

三石六斗三升一合 畠

一、新田八十一石八斗二合 田

八石八斗九升 畠

七十二石九斗三升二合 畠

右の内

一、地七十六石六斗六合 御蔵入

九石二斗 田

六十七石四斗七合 畠

一、五石四斗八升六合 畠 竹崎源太夫領知

一、地八斗 畠 □□掃除給

一、切畑九石四斗

一、所林一ヶ所 切石山但本品杉、檜、浅木有

西は作目限、東は堂林限、南は作目限

北は大沙限、山高さ二十間、横十五間

一、堂林一ヶ所 但、生木、杉、檜、浅木有

東は谷限、西は林限、南は作目限、北は作目限り、

山高き五十間、横八十間

一、本堂一字 但五間四面、本尊薬師阿弥陀釈迦

脇立日光、月光、十二神將

又日光、月光、四天王

一、脇堂一字但三間四面阿弥陀如来

一、鐘楼堂一字 但九尺四方

右開基 神龜年中（七二四〜二八）行基開基と申伝

候。但元龜年中大風吹き本堂破損仕、縁起并宝物等悉く散失仕ると申し伝える。

一、社六宇

若一王子宮一字 一間に九尺

三鉢妙見 〃 一間に九尺

山王権現 〃 一間に四尺

八幡宮 〃 一間に五尺

三社権現 〃 九尺に三間

蔵王権現 〃 一間に九尺

右堂社残らず御作事 豊楽寺

一、寺一軒 真言宗 五台山末寺 大田山

梁間五間、棟行十一間 大願院

但御作事 寺領一町

一、同一軒 同宗 極楽寺

梁間四間 棟行六間 蓮華院

但 自作事

一、医師一人 藤野 玄行

一、山伏一人 本山 学養

一、彌宜一人社領一反豊楽彌宜 勘太夫

家数二十六軒

一、人数二百六十六人 男百二十九人
女百三十七人

一、茶高百八十五丸

一、井関百十八ヶ所

一、田役夫三千百八十一人二分

一石二斗五升二合 畠

一、十一石三斗四升 都築 茂八郎 領知

三百九斗 畠

九石四斗四升 田

一、切畑十三石九斗

家数八軒

一、人数四十五人 男二十五人
女二十人

一、名本一人 彦左衛門

川 戸 村

一、本田三十九石九斗三升七合

八石四斗一升

田

安野々村

三十一石二斗八升七合

畠

一、本田十五石三斗八升三合

御蔵入

二斗四升

荒

四石五斗五升

田

右の内

十石七斗九升三合

畠

一、十九石九斗三升七合

御蔵入

四斗

荒

三石七斗七升

一、新田十五石七斗四升九合

十五石九斗二升七合

右の内

三斗四升

荒

一、四石四斗一升五合

御蔵入

一、二十石

林 所左衛門 知行

一石九斗七合

四石六斗四升

田

一石二斗五升二合

田

古味村

一、本田九石九斗七升

御蔵入

一、新田四十四石四斗五升

御蔵入

二石八斗

田

四十三石三斗三合

畠

七石一斗七升

御蔵入

一、切畑五石四斗

五斗四升

田

一、宮二字 宇佐八幡宮但本社二間四面

四斗六升

畠

切部王子宮但本社九尺四面

一、切畑十石

一、社人一人

西村丹後

家数一軒 人数七人 男三人 女四人

一、堂一字 地藏 但二間四面

一、古味村 名本一人

源 左衛門

家数十五軒

一、人数百二十五人 男六十五人 女六十人

一、茶七十五丸

一、井関二ヶ所田役人夫六百八

一、名本一人 政之丞、年寄一人 左近丞

下土居村

一、本田九十一石四斗四升五合

右の内

一、地八十八石四升五合

四十三石一斗四升二合

三十八石三升五合

六石八斗六升八合

一、同三石四斗舟渡番人

一石一斗二升

一石五斗八升

七斗

一、新田百四十二石二斗三升

六石八斗二升

百三十五石四斗一升

一、切畠十一石

一、地三十八石三斗九升八合

右の内

一、同一石八斗九合

一、同二十三石九斗九升五合

一、地一斗四升

四斗

一斗

一、同八斗六升七合

一、同十一石五斗八升七合

一、井林五ヶ所但杉、松、浅木共

一ヶ所山高三十間、横二十間

一ヶ所山高四十間、横四十間

一ヶ所山高三十間、横十間

一ヶ所山高二反

一ヶ所山高二反

一、御高札場 一ヶ所

一、堂一字 地藏堂 但三間四面

一、宮一字 松尾大明神二間四面

一、宮一字 くるす明神一間四面

家数十六軒人数百九十四人男九十八人女九十六人

同 四軒人数十八人 男九人女九人、間人

一、茶七十九丸

一、井関一ヶ所 田役夫二千五百七十人三步

畠 千頭喜六 知行

畠 豊永栄丞 領知

田 豊永兵左衛門領知

田

畠

畠 今井文左衛門領知

畠 西川 知行

山神元

天神元

十二藏元

天神元

天神元

一、名本 善右衛門、老 阿三丞

中屋村

一、本田六十一石五斗七升 伴宅 兵衛 知行

二十六石三斗七升三合 畠

二十三石五斗二升一合 田

一石六斗一升三合 荒

一、新田二十三石七斗二升四合 御藏入

二十二石四斗七升 畠

一石二斗五升四合 田

一、地七石九斗六升三合 川井 五郎 領知

一斗九升 田

七石七斗七升三合 畠

一、同一石二斗 畠 今井文左衛門領知

一、切畑二石四斗二升

一、宮一字大明見 但本社二間に三間

一、堂一字觀音堂 二間四面

家数十三軒

一、人数九十三人 男五十三人
女四十人

一、中屋 名本 文藏 老 次郎兵衛

一、田役御普請所 十ヶ所

一、田役夫五百八十九人

黒石村

一、本田六十六石五斗五升三合

四十六石六斗五升四合 田

内十九石八斗九升九合 畠

右の内

一、地二十一石八斗 御藏入

十五石二斗三合 田

内三石五斗九升七合 畠

一、同三十三石二斗七升六合 孕石 源七 知行

二石二斗九升三合 田

九石九斗五升 畠

三升三合 堂床

一、同十一石四斗七升七合 中山 とう、太夫知行

八石一斗九升三合 田

内三石二斗八升四合 畠

一、新田五十八石三斗二升一合

三石七斗 田

内五十五石二斗五升一合 畠

一、地六石九斗七升三合 川井 忠五郎 領知

三斗二升七合

六石六斗四升六合

一、地三十八石八升七合

二石三斗九升

二十石六斗九升七合

一、同六石八斗

一、切畑三石三斗四升

一、宮一社 丸戸御前 但本社二間に三間爾来中屋、黒

石仕事

一、堂一字 観前堂 但二間四面、古来より地下作事

家数十三軒

一、人数百三十八人

男七十八人
女六十八人

家数

一、茶 四十九

一、井関二十九ヶ所 但有悪水除

一、田役夫四百五十人

一、名本、老二人 役之丞 平内

船戸村

一、本田二十九石七斗

二十二石九斗四升

御蔵入

田

内五石八斗

九斗六升

一、新田五十二石六斗四升四合

四石八斗三合

四十六石四升一合

一石八斗

右の内

一、四十石五斗七升一合

三石二斗八升

内三十七石二斗八升一合

一、十一石八斗八升三合

一石五斗二升三合

八石五斗六升

一石八斗

一、地二斗

一、切畑七石三斗

一、宮二字 内一字仁井田大明神但本社四尺に三尺

一字十二所権現但本社四尺に六尺

一、□□五人の内 男二人、女三人

家数八軒 人数五十一人 男二十九人、女二十二

一、茶七十五丸

荒 畠

田

畠

荒

御蔵入

田

畠

川井 忠五郎 領知

田

畠

荒

畠 □□掃除給

一、井関三ヶ所

一、田役人夫五百八十九人

一、名本一人 源太兵衛

庵谷村

一、本田百七十六石六斗六升

百二十四石四斗八升七合

五十一石六斗七合

五斗四升七合

右の内

一、地三十八石二斗

二十八石八斗七升三合

内九石三斗二升七合

一、同八十八石三斗二升

六十石八斗七升三合

二十七石三斗三升

一斗二升七合

一、同三十石

二十二石三斗八升

七石三斗

三斗二升

一、同二十石一斗二升

十二石三斗六升

内七石六斗六升

一斗

一、新田五百三十四石五斗五升三合

百八石三斗八升八合

二百四十九石一合

百七十七石一斗六升四合

右の内

一、百九十一石二斗四升

五十石五斗三升七合

百三十九石七斗三合

一、四十七石四斗七合

一、五十石六斗二升三合

三十六石三斗一升七合

内十二石九斗六升三合

一石三斗四升三合

一、六十六石六斗四升三合

七石七斗六升七合

二十一石八斗九升三合

三十六石九斗八升一合

中山 常太夫 知行

田

畠

荒

田

畠

荒

田

畠

御蔵入

田

畠

荒 下田本之丞知行

孕石小右衛門 役知

田

畠

荒

原 惣太兵衛 役知

田

畠

荒

一、三十二石八斗三升三合

荒 下田七之進役知

二石三斗六升七合

田

一、二十石

田中 助丞 領知

四石八斗八升七合

畠

三石

田

一、一石六斗

荒 上村伝兵衛領知

内十七石

畠

一、地一石六斗

畠 □□掃除給

一、三十石

島田 伴九郎 領知

一、切畑百三十九石八斗四升

三石四斗

田

一、宮 三字

内六石六斗

畠

三大妙見 但本社七尺に九尺衛来堂九尺に二間三尺

二十石

荒

仁井田大明神 但本社五尺に八尺

一、十一石

畠 山崎平次 領知

三大明見

本社五尺に八尺

一、三石五斗三合

畠 田村磯丞 領知

一、堂 三字

一、十石

原 長藏 領知

地藏 二間四面

二石

田

観音 二間四面

一石

畠

夷あま 九尺四面

七石

荒

一、所林 三ヶ所

一、二石七斗二合

田 原源左衛門領知

津毛の尾山 木品縦、榎、浅木、東は大道限、南は雨

一、十一石三斗四升七合

畠 西川宅兵衛領知

坪山限、西は大畝限、北は坂屋ヶ野限、

一、十八石六斗五升三合

別役 新六 領知

山高四町 横六町

二石

田

戸石谷山 木品縦、榎、浅木、東は伐荒限、南は西

十五石三斗四升

畠

峰限、西は大道限、北は戸石谷限

一、三十石

荒 西田平次兵衛領知

山高六町 横五町

一、七石二斗五升四合

豊永 栄丞 領知

夷山 木品浅木 東は田尾限、南は栖谷限、西は

大道限、北は谷限、山高二町、横三町

一、茶高 百十一丸

家数五十二軒

一、人数五百三十七人内 男二百五十八人
女二百六十九人
家数

一、井関三十ヶ所

一、田役 二千三百六十五人

一、人数五十人 内男二十四人女二十六人

□□□

一、名本年寄二人 名本 宅平 年寄 平吉

中村大王村

一、本田七十六石二斗七升九合

御蔵入

三石一斗一升四合

荒

四十三石七斗八升四合

田

二十九石三斗七升一合

畠

右の内

一、地七十五石二斗九升三合

四十三石二斗九升三合

田

二十九石四升三合

畠

三石七升九合

荒

一、同八斗五升三合

庄屋給

四斗九升三合

三斗三升

三升五合

荒

一、新田三百三十八石九斗八升

百六十二石六斗五升

田

内百七十六石三斗三升

畠

右の内

一、地百四十五石八斗五升五合

御蔵入

六十八石八斗七升四合

田

七十六石九斗八升三合

畠

一、地七十八石八斗七合

豊永 栄丞 領知

四十九石九斗四升七合

田

二十八石八斗六升

畠

一、同四十二石

豊永 藤太夫 領知

十五石二斗八升

田

内二十六石六斗二升

畠

一、同二十五石

上村 伝兵衛 領知

四石九斗二升三合

田

二十石七升七合

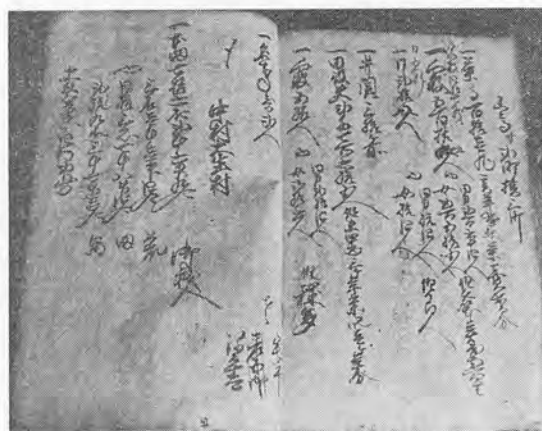
畠

一、同三石六斗一升三合

大石孫左エ門 領知

三石四斗一升三合

田



延享年間(中村大王村)

- 内二斗
- 一、同三石六斗三升三合
三石四斗三升三合
二斗
一、同三十一石二斗一升八合
九石七斗
二十三石五斗一升八合
一、地八石八斗七升四合
- 畠 田 都築 久兵衛 領知
畠 田 都築 弥市郎 領知
畠 田 都築 久兵衛 領知

- 七石
- 一石八斗七升四合
一、伐畑四十四石六斗
一、所林一ヶ所林田山、木品楡、樺、榎、浅木。
東は畝かぎり、西方作目限、北は谷限り、山高三町、横二町
一、十二社権現 但二間半四面舞堂共也
三態権現 地下作事
一、女神権現 同断
一、地藏観音 堂 但二間四面
阿弥陀一字 但同
軒数五十軒
- 畠 田
- 一、人数四百二十四人 男二百十人 女二百十四人
一、名本年寄二人 名本 勘五郎 年寄 甚八
一、茶 百五十丸
一、井手数十六ヶ所 谷川除十ヶ所
一、田役夫 五百六十七人七分
- 北川村
- 一、本田二十四石七斗一升七合
十一石一斗五升九合
- 田

内十三石五斗五升八合

畠

右の内

一、地十二石一斗五升七合

御蔵入

三石七斗八升五合

田

七石三斗七升二合

畠

一、同十三石五斗六升

仙石 徳七郎 知行

七石三斗七升四合

田

内六石一斗八升六合

畠

一、新田二百四十一石七斗七升三合

百四十一石七斗三升三合

田

内百石三升七合

畠

右の内

一、地百四十八石一斗三升七合

御蔵入

六十四石八斗四合

田

八十四石三升三合

畠

一、同十二石

田 豊永五郎左エ門領知

一、地二斗

畠 豊永 松之進 領知

一、同四十四石二斗八升七合

豊永 兵左衛門領知

三十三石七斗四合

田

十石五斗八升五合

畠

一、三十八石六斗二升七合

豊永 栄丞 領知

三十一石九斗四升六合

田

六石六斗八升一合

畠

一、切畑十七石二斗

一、所林山 二ヶ所

一、カマノクビ山 木品檜、樅、柾、松、浅木

東は木引道限 南は大力一限 西は少々の□の□へ

限 北は広谷山限 山高五町横四町

二、北川山 但木品、松、浅木

東は中畝限、南は磯限り、西はダケ限、北は大タビ

限、山高一町半、横二町半

一、宮二字

三大明現 但本社一間四面 舞殿九尺に一間

地主権現 但本社、舞堂なし

家数十六軒

一、人数二百六十八人 男百二十一人 女百二十七人

一、名本、年寄二人 名本 須々八 老弥七郎

一、茶 百十三丸

一、井関十九ヶ所

一、田役夫二百九十六人

楠木村

一、本田 四十六石三斗

二十一石四斗

二十四石六斗三升

右之内

一、十五石五升七合

六石七斗

内八石六斗五升七合

一、三十石九斗七升三合

十五石

十石九斗七升三合

一、新田百六十四石五斗一升九合

七十四石九斗九合

九十九石三斗五升五合

二斗二升三合

右の内

一、百三十八石四斗一升三合

四十七石八斗四升

九十石五斗七升三合

一、六斗

二斗六升七合

二斗一升

田

島

田

島

仙石縫右衛門 知行

田

島

田

島

荒

御蔵入

田

島

豊永五郎右衛門役知

田

島

二斗二升三合

一、二十石五斗二升六合

十四石四斗三升九合

内六石八升七合

一、六石四斗

二石五斗三合

三石八斗九升七合

一、切畑十三石五斗

一、井林山一ヶ所 大生渡□山木品松浅木

東は磯限 西は畝限 北は□限 南は本田限

山高一町 横二町

一、宮三字

三大明現 但本社一間四面舞堂二間に三間

今熊権現 本社一間四面舞堂なし

七田大伴神 本社一間四面舞堂なし

一、堂一字 薬師 但本堂二間四面

家数三十二軒

一、人数二百六十九人 男百四十三人 女百二十六人

一、名本年寄二人名本紋右衛門 老九郎兵衛

一、茶百五十三丸

一、井関二十一ヶ所

荒

豊永 榮丞 領知

田

島

長尾六右衛門 領知

田

島

一、田役夫 百三十七人

角茂谷村

一、本田四十石一斗二升七合

二十四石

十三石一斗二升七合

三石

右の内

一、九斗

一、四十石三升七合

二十四石

十三石

三石

一、新田三百四十六石一斗

百九十石五斗一升三合

百四十五石八斗四升

九石七斗四升七合

右の内

一、二百三十四石六斗三升六合

百二十五石二斗四升

百九石三斗九升六合

田 畠

御藏入

荒 畠

田

荒 畠

大山八右衛門 知行

畠 余田 御藏入

一、六十六石九斗八升七合

四十石八斗

十六石四斗四升

九石七斗四升七合

一、十一石四斗

一、六石六斗六升七合

一斗二升七合

六石五斗四升

一、二十六石四斗九升六合

十二石九斗四升六合

十三石五斗五升

一、切畑地二十一石二斗

一、宮二字 三体明現 但一間四面

白山権現 但五尺四面

一、堂二字 毘沙門 但一間四面

地藏 五尺四面

家数三十六軒

一、人数三百七十九人 男百三十二人 女百八十七人

一、名本 老二人 名本市右衛門 老市丞

一、茶 百二十九丸

一、井関四ヶ所

山内 多聞殿 役知

田 畠

荒

田 吸江寺 役知

田 豊永五郎右衛門役知

田

畠

豊永 栄丞 領知

田

畠

一、田役夫 四百八十七人

馬瀬村

一、本田二十三石九斗三升五合

御蔵入

十七石一斗二升三合

田

六石八斗一升二合

畠

一、新田二百五十九石一斗五合

百五十五石九斗

田

百三十石一斗一升五合

畠

右の内

一、地二百九石四斗九合

御蔵入

百石五斗四合

田

百八石九斗五合

畠

一、同五十九石八斗七升六合

豊永 栄丞 領知

五十五石三斗九升六合

田

四石四斗八升

畠

一、切畑十石五斗

一、所林一ヶ所 久保岡山 但木品松の木有

東は本田限 南は谷限 西は谷限 北は大□限

山高六町 横七町

家数二十軒

一、人数二百二十七人 男二百二十九人 女百十八人

一、名本年寄 名本 利作 老 喜兵衛

一、井関六ヶ所

一、田役 百三十人

一、茶 二十九

戸手野村

一、本田二十三石九斗九升五合

御蔵入

十四石七斗六升三合

田

九石二斗三升二合

畠

一、新田百四十九石七斗八升五合

六十六石九斗五升一合

田

八十九石八斗三升八合

畠

右の内

一、地百二十八石一斗二升三合

御蔵入

五十四石九斗一升一合

田

七十三石二斗一升二合

畠

一、同二十一石九斗一升八合 豊永 栄丞 領知

十二石四斗

田

九石八斗七升八合

畠

一、伐畑地九石八斗

一、堂 一字 観音 但一間四面

一、宮 一字 三昧明現

一、茶 百六十三丸

家数二十四軒

一、人数百五十三人 男七十一人 女八十二人

一、名本 九左衛門 年寄 新助

一、井関 十九ヶ所

一、田役夫 二百六十五人九分七厘

右の通相違無御座候 以上

延享二丑年(一七四五)八月二十四日

豊永郷大庄屋 長瀬弥五兵衛

同郷 惣老 金左衛門

同郷 惣老 甚四郎

御郡代方

御役人所

別冊より

郷中家高人数地高諸覚補遺

豊永郷中

一、家高 千七百九軒

右の内

六十九軒大庄屋、惣老、番人庄屋、名本、老共

千四百二十四軒 百姓

六十三軒 間人

六十七軒 他支配

四軒 地下浪人

三軒 地下医師

八軒 社人、弥宜

十四軒 商人

六十一軒 諸職人

一、人高八千八百八十人 右の内

八千四百五人 地下支配

内 男四千四百八人 内三千百五十三人上

千二百五十五人下

女三千九百九十七人 内二千八百六十八人上

千二十五人下

四百七十五人 他支配

内 男二百四十九人 女二百二十六人

、地高一万二千二百二十一石九升三合 同郷中

一、本田二千百七十四石六升六合

内、地千二百六十六石九斗八升九合 御蔵入

同七百九十八石七斗五升四合 給地

九十七石四斗七升三合 小給

七斗七升三合 定福寺領（奴田村在）

○十石 豊楽寺領（在寺内村）同弥宜領

○一石（梶ヶ内在）

○十五石 大庄屋給（怒田、八畝、黒石在）

○二十九石 大砂子番人給（大久保、大砂子、梶ヶ内在）

○七石 大久保口番人給（大久保村在）

○十五石 岩原口番人給（岩原在）

○十五石 西峰口番人給（西峰在）

○五石 下土居渡番給（連火村在）

○十一石三斗九升 御藏入、庄屋給

一、地八千百十二石九斗二合二勺 新田高

内四千九百二十五石二斗三升二合 御藏入

六十一石二斗七合 庄屋給

同二百六十五石九斗八升三合五勺 知行庄屋給共

地四百三十三石四升六合 役知

同二千四百十一石六斗七升五合 領知

二石八斗 掃除給

一、地千九百三十二石五斗八升二合 伐畑

寺三ヶ寺 五台山末寺 豊楽寺 同隠居寺

山伏筏木村 寿延 定福寺 二人

寺内村 明光院

御侍二人 豊永五郎右衛門 豊永徳次右衛門 郷士二

十六人 豊永麻右衛門 豊永氏之丞 深尾近江殿御預

り桑名源之助

山内伊織殿御預り三谷道助 前野速之進 支配豊永助

左衛門 西村弥五之進支配長野鶴之助 長野菊之進

日々三之進支配 長野丈衛門 西村弥三之進支配上村

龜助 上村弁左衛門 内村大藏支配上村茂造 出原与

三衛門支配三谷孫左衛門 内村大藏支配桑名常太 都

築文内 三谷常助 朝倉善右衛門 朝倉鉄治 朝倉左

忠太 豊永良助 松浦伊平太 三谷十藏 豊永亀次

都築源助 豊永与十郎 都築彦五郎

一、御郡所御支配 桑名宅平 吉田九郎作養育人 吉田

為藏

一、深尾丹波殿家来 岡本周藏

一、本山郷郷士志和九郎平養育人 志和運平

一、郷役三人大庄屋山本柳之進 総老田村文平

山本重左衛門

一、御番所四ヶ所 西峰口番人庄屋三谷嘉太夫

岩原口番人庄屋 吉川常之丞

大砂子番人庄屋 吉松与三八

大久保口番人庄屋 桑名源七

一、下番所二軒 但程野下番尤本番人給田之内一町被仰付来り申候

二、下番七軒西峰村 但前々より番人三谷嘉太夫分限所得の内を以新田二反三反宛つつ給田備置来申候

一、酒屋一軒 内田菊左エ門 但前々より庵谷村に酒造仕居申候処御目見名字御免御郡方直御支配

一、出店一軒 明和二酉年（一七六五）奉願御聞届被仰付下土居村に店仕申候

一、御仕置所御支配社人 西村 丹後

一、社人六人 平岩出雲 八木出羽 西村豊後
徳 太夫 平 太夫 左 太夫

一、祢宜二人 豊楽寺祢宜笹岡豊前同助祢宜笹岡但馬

一、博士一人 小笠原惣太夫（角茂谷）

一、地下医師三人 藤野源益 藤野施省 藤野幸悦

一、地下浪人四人 豊永為丞 豊永惣之進 高橋恵内

河野左太郎

座頭一人了博 警年二人そうなめし

一、諸職人六十一人 大工六人 樽屋四人 紺屋二十四人、鍛冶二十四人、大鋸挽二人、檜物師一人

一、商人十四人 博勞二人、流浪者二人、手の子五百疋

馬八十五疋。

一、鉄砲四百七十三挺（玉目一匁五分より六匁まで）作間獵師筒並に猪、鹿を仆し筒。

一、五挺大庄屋老分 弓百四張。

一、十八挺御番所分 二十張御番所並に番人所持

一、三百二十七挺 御蔵入八十四張

百二十三挺 給地御蔵入並に給地共

一、宮八十四社、仏閣四十四宇

一、御留山十四ヶ所堀ヶ内、西峰、柚ノ木、怒田、八畝南大王

一、所林二十一ヶ所 柚ノ木、南大王、粟生、西峰、梶

ヶ内、寺内、桃原、庵谷、北川、楠木、中村大王。

一、井林六ヶ所 下土居、粟生、西川、寺内

一、川請四ヶ所 下土居、大川小川、目附川、雨坪川

一、渡船四ヶ所 下土居、寺内、中屋、大久保

但 下土居御公俄渡し。

一、橋梁三ヶ所 下土居 馬瀬 柚木

但柚木村は先年御留山において檜無く代物を以て拝領を被仰付来り申候

一、一豊公様御来所拝領所持仕候者左の通

忠義公様一通西峰口番人 三谷嘉太夫

宍通大久保口番人庄屋 桑名礼之進

宍通大砂子口下番人 与三郎

二通下土居村船渡番 忠之進

右の外御奉行所様御折紙等所持仕候。

一、御高札場一ヶ所下土居村に有り、御札六枚。

一、古き城六ヶ所。城主并床等相知れず申さず。

三ヶ所粟生、一ヶ所桃原、一ヶ所庵谷。一ヶ所怒田

一、田役所九百十六ヶ所。但前々より地更に被仰付、郷

銀に仕成来り申に付、他郷出入無御座候。

作間の渡世に紙漉業仕候。

大久保村 本田五十五石三斗八升六合

新田八十二石八升六合家数三十二戸

伐畑七十七石四斗 人数百四十人

牛三十一疋

大砂子村 本田四百五十石一升三合 家数四十七軒

新田百三十七石九斗八升

伐畑百三十三石八斗 人数二百二十九人

牛四十八疋

柳野村 本田二十二石二斗四升三合

新田八石三斗六升八合

伐畑二石、家数七軒人数三十五人、牛四疋

永淵村 本田百五十四石九斗三升三合

新田百二十九石一升七合 家二十三軒

伐畑七十三石二斗 人数百八十人

牛三十四疋

桃原村 本田九十石一斗九升

新田二百七十石九斗七合 家数六十七軒

伐畑五十九石三斗 人数二百八十人

牛五十三疋

連火村 本田三十八石五斗一升三合

新田八十二石五斗三升五合 家数二十軒

伐畑三十五石 人数百三人 牛十九疋

川戸村 本田三十九石四斗七升五合

新田七十三石六升二合 家数二十二軒

伐畑五石四斗 人数百二十七人 牛二十疋

西久保村 本田四十石七斗

新田四十五石三斗二升九合 家数十六軒

伐畑五十二石二斗五升 人数七十九人

牛十七疋

(三) 延享人名録

延享の時代はすでに山内氏の治政がすすみ野中兼山による新田開発等により、土佐藩の生産もとみに上昇をつづける頃である。時の豊永郷大庄屋の提出した(郡奉行あて)差出しに基いて郷内三十八ヶ村の老^{としより}以上で名の出ているものを掲げてみた。名づけて延享人名録とする。

村名	職	知行(領地)	役	知	氏名
大平	豊永押へ役	五十二石		百五十四石余	豊永 五郎右衛門
西峰	(御目見名字帯刀御免)番人	十五石		九十三石余	三谷 嘉太夫
岩原	(名字帯刀御免)番人	十五石			吉川 佐兵衛
大久保	大久保口番人	七石		十一石余	桑名 源七
大砂子	(名字帯刀御免)番人	三十石			吉松 与三八
下土居	下土居渡守	五石			五右衛門
栗生	御留守組	三十石余		八十二石余	豊永 松之進
西峰	郷	三十三石余		百八石余	豊永 縫之助
〃	〃	六十石余			豊永 藤太夫
〃	〃	百十二石余			三谷 弥藤次
〃	〃	百十八石余			三谷 嘉伝次
怒田	〃	二十石余			豊永 兵左衛門

十九石余

寺	梶	西	連	永	柳	大		岩	八	大	村								
〃	ケ	〃	〃	〃	〃	久	〃	〃	〃	〃									
内	内	窪	火	淵	野	保		原	川	滝	名								
禰	名	名	名	名	名		名	社	名	名									
	老	〃	老	老	老	老	老		老	老	職								
宜	本	本	本	本	本		本	人	本	本									
社											知行（領地）								
領																			
一																			
反																			
											役								
											知								
											氏								
勘	伝	作	市	小	十	市	惣	政	伝	九	種	宇	重	徳	利	作	源	三	名
太	内	七	丞	兵	介	兵	一	右	七	兵	丞	兵	左	太	兵	太	丞	丞	
夫		郎		衛		衛	郎	衛	郎	衛		衛	衛	夫	衛	夫			

[illegible]

村名	職	知行(領地)	役	知	氏名
角茂谷	老				市丞
馬瀬	名				利作
戸平野	名				喜兵衛
大砂子	老				九右衛門
(在下土居)	大砂子口下番人		大砂子口番人 吉松与三八の役知より分与 八石二石		新助
惣	庄	三十八石余			与左衛門
老	屋	不詳			十左衛門
					彌五兵衛
					金左衛門
					甚四郎

(四) 幕末における豊永郷の士分

文化八年(一八二一)豊永郷における上士、郷士の名が三谷家文書にみえる。これを列举すると、

御留守居組 豊永与右衛門

豊永 弥四郎

郷士(二十六人)

豊永順五郎

豊永郷左衛門

豊永源右衛門

桑名貞吉

三谷友蔵

豊永弥平太

長野勇平

長野 文吾	長尾菊之丞	上村 龜之進	上村 弁左衛門	上村 伊太郎	三谷 幸藏	桑名 常太
三谷治部之丞	朝倉 幸三郎	朝倉 綱五郎	朝倉 寿太夫	豊永 彦左衛門	松浦 治右衛門	三谷 米之丞
豊永 友十郎	都築 伊太郎	都築 良平	三谷 庄五郎	佐野 作次		

この内三谷治部之丞は十代番人平五郎の弟で郷士株を買い郷士職となった嘉伝次の四代の孫であり、三谷米之丞は野取領知をもって山内家百人組郷士に採用された三九郎の五代の孫である。

(五) 土佐藩の財政

藩政時代における庶民の生活と暮らしの実態を知るためには、当時の藩自体の財政がどのような状態にあったのか。これを前提としなければなるまい。

山内家は土佐入国後直ちに着手した高知城の建築、城下町の設営に可成りの出費を余儀なくされたが、これにつづいて、幕府に対する数々の献上、各種普請の助役、更には二度に亘る大阪出兵（大阪冬・夏の陣）広島出兵等、藩の財貨は流出して多額の借財を背負うに至った。

勿論これらの出費は藩庫のみで賄える筈もなく、一般領民の賦課によるものだけに庶民の生活は窮迫の一途をたどるのみであった。

このため二代藩主は藩財政立直しの任を野中直繼（兼山の父）これを補佐する福岡丹後、小倉小介に命じた。彼等は奔走して上方における借財の弁済について三年の延期を求める諒解を取付ける一方、元和八年（一六二二）足輕組を投入して白髪山の檜を伐採、吉野川を利用して大量の木材を流しこれを大阪に輸送して三年後には借財を弁済した、のみならず可成りの額の金員を藩庫に蓄積することができた。これを元和の改革という。

この元和の改革は藩財政の危機と対決したものであり、相応の効果を挙げることができたが、封建制度の原則として藩財政の基盤となったのは農地とその生産であった。

そのためには耕作農民を確保する必要があり、藩当局が「走りもの」と称して脱走農民を厳しく警戒し、新田開発を奨励したのであった。本田を六公四民、新田を四公六民としたのもその目的に添うものであった。

その後年と共に封建支配体制が次第に確立し、時代の進歩と併せて生活内容も向上し、武家、庶民を問わず支出が増大するに至って藩の収入・支出はアンバランスとなり、結局その差額は江戸・京都・大阪の商人や領内の富商、富豪からの借財に頼らねばならなかった。

更に後世に至っては、強制的に借上げが行われ、しばしば出米令を發して士民の生活を脅やかすことになる。

元和の改革について、寛文の改革・天和・享保・天明・天保・安政の諸改革はすべて、藩財政の困難に原因した政治改革でもあったのである。

(六) 新田開発と郷土制度

野中兼山が土佐藩執政として政治的・経済的・乃至は社会的につよい影響を後世に与えたのは新田開発と郷土制度の創設である。

長宗我部の遺臣である一領具足は山内氏の入国に強い抵抗を示したが結局は郷内に雌伏を余儀なくされた。しかし、彼等の反感と不満は何時爆発するかもしれない状態であった。

兼山はこの一領具足の「面子」をたくみに利用することに成功したのである。

即ち正保元年（一六四四）新田三町を拓くことを条件として一領具足を士分に登用することを約束し、第一次とし

て一〇〇人を募った。これが百人衆と称せられた郷士である。承応二年（一六五三）更に一〇〇人を募集、引つづき万治の年中まで募集が行われ、後年八〇〇人と称せられるに至った。

彼等は一領具足と異なり、庄屋の直接支配に服することなく、藩庁の直轄郷士として正月の駿馬乗初式にも参加する資格が与えられた。この策によって一領具足の不平不満は解消し、兼山の郷士制度は一領具足の懐柔と、新田開発、更には土佐藩の兵力増強と一石三鳥の効果を収めることが出来たのである。

豊永郷においても当時の記録によると新田開発による地高は八千百十二石余に達し、郷士は二十六名を数えている。

(七) 土佐藩における武士階級と俸禄

さきにも少しふれたが土佐藩における武士階級と俸禄は次の通りである。

家老 一万石以下二千石以上

中老 千石以下五百石以上

馬廻 六百石以下

扨従格 三百石以下

新扨従 留守居組二百五十石以下（以上馬廻りまで）

新留守居組 二十石以上 上士という。

郷士 領地三百石以下、九石以上

徒士 廩米十七石月俸三口以下

徒士格 // 十二石 //

組外	// 七石	// 二口以下
新足輕	// 五石	//
足輕類	// 三石	//

(郷士以下足輕までを下士又は輕格とよんだ)

この他中間に定小者・水主・手廻、六尺などがあり、給米は五石、月俸一口半以下であった。

下士輕格ではあっても郷士は新田開発による在郷の領主的存在であった。こうしたほこりと氣位が明治を迎える動亂の時期に城下侍と対決したのも首肯される所である。

(八) 土佐藩の税制

土佐藩の地高は、昔から二十四万石といわれている。これは長宗我部時代の検地高の二十万二千六百石と、山内家入国後に丈量をして打ち出したと言う四万五千七百石とを合せた本田地高の綜合である。

そのうち新田の開発されたものも多いので版籍奉還當時の実高は四十九万石を越えていたと言う。

土佐藩の税制の原則は、寛文改替前は「二公一民」であった。それ以後は「六公四民」というのが、本田についての根本的な原則である。新田は「四公六民」である。

本田と言うのは山内家入国以前に開墾せられた天正地検帳に登録されているもので、藩で一番重要視している耕田である。

六公四民と言うと、收穫の六割が租税となって上納をする。残りの四割を耕作者が取得するわけである。だから、

なかなかの重税である。もともと土地は藩主の封土であって百姓の所有ではない。百姓は領主の土地を耕作させてもらう代りに、その收穫の幾割かを貢物として納めるという考えにたっていたわけである。

世に言う六公四民の税法と賦課率は同じでも、実際の課税率を、当時の用語によると「免」であって、仮りに一反歩の收穫米を一石五斗とする。その時本田の「六公四民」であると公租は九斗となる。これを「免九つ」という。新田の「四公六民」の場合は六斗が公租となるから「免六つ」としたのであって、これが実際の賦課率であった。土佐藩の税法は、当初長宗我部時代の「二公一民」を継承したものである。しかし百姓救済の目的から寛文四年（一六六四）以降「六公四民」に改めた。

新田は開拓の投資に対して報償の意味をふくめて「四公六民」を原則としたものである。

さて、野中兼山が、郷土取り立てのため、長宗我部の遺臣等に荒地を給して開墾をさせた。それ以来土佐藩独特の富国強兵策となったものである。

例えば野市六千石をはじめ、鏡野・城下附近・吾南・高東等の主要新田は、「役地」または「領地」或は「地面^{ちづめ}」といって租税の対象にはならない。無税である。開きどりである。税を徴収しない。そのまま家禄として支配にまかせたものである。

これで藩政末期は実高五十万石近くの全部が全部、徴税の対象になったわけではないということである。

これに対して、本田があくまで藩主直属の關係におかれ、その用益処分について百姓の自由を認めず、ただ百姓を耕作させただけに過ぎないのが本田である。

なお、耕地の種類は次の通りである。

御蔵入 本田新田を問わず、総て公租を官納する土地。

知行 本田、新田とも馬廻り末子級以上の武士に給与した土地。

小 給 武士以外の者に対する給地で、紺屋給、鷹匠給のようなもの。

役 地 馬廻末子級以上の武士、或は社寺などが荒蕪地を見立て、官の特許をうけて開墾し、役銀という少い税を納めてその物成（收穫物）を私有させる新田。

地^づ 面^づ 山内氏譜代の家臣中、最下級に属した白札という一階級の所有した役地と同性質の土地。

領 地 郷土の所有する右同様の土地。

大庄屋給 山間地方の大庄屋に与えた給地。

肩書給 これは「肩書庄屋給」ともいう。庄屋の職務俸であつて、所轄地の高の百分の一を給与した。

寺 領 寺院に給した土地。

社 領 神社に給した土地。

拝領地 山内家からもらった土地。

免許地 特殊な事情で、徴税を免除せられた土地。例えば今の南国市ゴメン町。

上り地 給地の類を受給者の罪科その他の理由で官に没収した土地。

差上地 領地役地の類であるが、收穫が少くて公租の納入に堪えられず、或はその他の理由で官に返上した土地。

(九) 藩政時代の農政

山内氏の土佐入国当時は、国主交代という大事件であつたために住民は挙つてその方向に迷い、不安に駆られ動揺をつづけた。新国主に対する長宗我部遺臣の反感、一般庶民の疑惑を一扫するためには恩威並び行ふの政策が要請された。この為山内氏は反逆を企てるものには直接武威をもつて臨んだが、治民の方針は從來のそれを崩さず人心安堵

につとめたのである。

この時代における政治は直支配と地下支配とに区分し、直支配とは藩の直接支配に属するもので武家、奉行人がそれであり、後者は農工商を含めて町・郡・浦奉行の支配におかれ、大庄屋、庄屋、名本を通じて行政を行ったことはすでにのべた。(藩政時代の行政組織の項参照)

封建制度は土地経済を主体とするものであるから土地耕作に従事する農民の社会的地位は卑しいものではなかった。為政者は農民の所遇を重視した。それは彼等農民の労働力を必要とし、その生産から納められる貢物によって自からの財力や権力が保証されたからに他ならない。しかし支配階級の人々はこうした利己的勘定によってややもすればその結果のみを重視して労働を強要し、農民を奴隷化する傾向を生じたのである。

徳川家康は「難儀にならぬ程にして気ままにさせぬが百姓共への慈悲なり」と述べ、本田正信は「百姓は天下の根本なり。是を治むるに法有、まず一人一人の田地の境目を能く立て、さて一年の入用作物を積らせ、其の余を年貢に収むべし。百姓は財の余らぬように、不足のなきように治むること道なり」と述べた。

このように飢えぬ程に、殺さぬように百姓を待遇することが治農策の要諦と考えられ、これは幕府は勿論、藩の指導者達共通の思想であった。従って農民は武士の次に位置する身分にあらながら生活は貧しく、境遇に自由はなく、過酷な労働力と極端な消費節約を強制されたのである。

慶安二年(一六四九)幕府の蝕書きに「年貢さえ済まし候へば、百姓ほど心易きものはこれなく云々」とあるのは全く治者の一方的な言であった。

藩政初期、山内一豊が五藤市右衛門に与えた代官地定書(慶長六年)の第一条に、

「年貢納升は先々相定めたる志賀升の事、計りようは百姓にわけにはからせ取るべく、但しはかり代として一石につき三升あて取るべきこと」とあり、この他反米として一石につき五升あて取ることを決めている。年貢のほかに二種

の名目で一石について計八升が徴収される訳である。

第三条では、

「百姓未進」

即ち年貢の滞納を警告し、第四条に、

「百姓に対し横相非分の儀申懸くるにおいては下代儀は申すに及ばず、代官曲事たるべきこと。」

第五条に、

「代官私として百姓過分に召仕い、迷惑せしむにおいては曲事たるべきこと」

とあり、代官や下代官が治下の農民に私権を振うことを戒しめたもので、農民保護の思想が窺われる。第六条では、

「今度付記す帳面家数百姓一人も逐電せしむるにおいては代官曲事たるべき事」

とあり、農民の戸口を登録すると共にその労働力を確保し、代官の責任において逃散を防いだものである。

この六条に示すように農民が土地を離れることは支配者の極めて警戒する所であった。

これは判り切った事で、農民の逃散は生産を減小せしめ年貢の収納を不可能にするからである。この「はしり者」には長宗我部氏も厳罰主義を以って臨んだが、山内氏も慶長十七年閏十月（一六一二）「定法度条々」に数力条に亘り規制している。それを抄出すると次の通りである。

一、百姓の奉公に出る事

右前に作来り候田畑をすて、始めて奉公を企つる事一切停止、但し田地をも作らず、従類数多これあるに其なりはひもこれなきものは異議に及ぶべからざること。

一、百姓他住の事

右百姓親子兄弟其外従類已下これあるもの、一家にてすぎはひならざるにより、所縁に付他住のこと之あるに於いては給人

異議に及ぶべからず。但一身のものひかへ来り候田畑をすて、家をやぶり罷退くにおいては曲事たるべし。遠州にて相定めしは、男女一切他住停止せしめぬ。所詮往来りの古郷をすて、在所を立退くべき事は、其身迷惑たるべし、然りと雖も給人謂れざる儀申懸け、堪え難き者は他住を容免なき者は他国に及ぶべし。当国に居住せしむる者は損失たるべからざること。

一、在に居住の百姓男女共住所相論の事

右知行りの節これある所を本住所と定むべきなり。当国かわり目の時は諸人方々へ散在せり。かりそめの居所を入国の時とかふし違乱せしむる事、いわれざる儀なり。

本住所へ相付くべき事。

以上は主として農民の住居安定を規制したものである。この制令に違反した百姓等に対する処置としては第二十二條及び第二十四條の二箇條で次の通り定めた。

一、士民百姓等他所へ相走ること

右百姓逐電尤も曲事たり。但し給人、代官非分を申かけ、居住成り難きにおいては速に奉行へ相理るべし。訴訟に及ばず自由のくわだてをかまへ逃散せしむれば、いつかたにこれありという共、其所の代官給人に届に及ばず召返すべし。猶以て異議に及ばずからめとり、せんさくをとげ成敗すべき事。

一、百姓並名子下人男女等走ものの事

右走ものは、一豊公御定のごとく誰々知行たりとも相届くるに及ばず召返すべし。但村の庄屋または年寄百姓にても相理り引取るべし。自然返渡すまじきこと違乱に及ばず理り置き奉行に相届くべし、走ものに相極るものをかへ置くのみならず剩さえ違乱せしめる事、曲折をかまゆる上は、其科として両耳をそぎて追放すべし。亦走ものにあらす我が百姓にてもなきものを申しむさばり彼本人を引取る事、是以て曲事なり。仍て過怠として銀子一枚差し出すべき事。

とあり、代官や給人がその所領の農民、即ち労働力の確保にいかに熱心であり、その半面には農民への干渉や搾取がいかに苛酷であったかがこの制令起草の裏側に容易に想像できるのである。しかも農民の他国への逃散は最も重罪と

して関係者に至る迄処分されたが、第三十二条に次のごとく示されている。

一、百姓奉公人他国へ走る事

右他国へ走るもの其科おもし、送り候もの同罪たるべし。兩耳鼻をそぐべき也。本人をとらへて来て来て成敗に及ぶべきものならば送り候ものも死罪に行うべし。送り候もの馳走せしむるに依つては、はしり者をとらえ相渡すに於いては過怠として銀子二枚差出すべし。出す事成らずば兩耳をそぐべき也。先条にのする所は走ものとなえ相渡すに於いては過怠を用捨せしむべし。由て相定めぬ。走ると雖も当國中隠居候ものは罪科かるし、其の故を以て其おもむきわかち定む。他国へ逐電のものはかたく禁ぜずんばあるべからざる事。

(6) 本田、新田及び伐畑

本 田 土地は本田と新田に大別された。本田とは長宗我部の天正地検によって公認された二四八、三〇〇石余

(大豊では二八〇〇石余)で山内氏入国以後開発されたのが新田である。

本田の収納は「御蔵入」と称して藩庫に収められ、あるいは諸士の給知として知行に割りあてられた。この給知人は本田知行取りと呼ばれ、耕作者は本田百姓として新田のそれと比べて高く認められたものである。

本田耕作には割地制度が施行された。元和十年(一六三三)正月山内忠義が出した書状(下知状)に、

「庄屋並年寄百姓能き田地をひかえ来るにつき、小百姓迷惑せしむる由、今のうちくじ取りとすべきこと」

とあり、文献にみるこの制度の最初であるという。これは一村共有の本田のうちで土地の肥瘠を平分してこれを組み合せ、農民協議の上で年限を定めて抽籤、各自の耕地を取得するのである。すなわち「闢地」と称せられる所以である。年期は四年又は六年とも、五年乃至十年を以って一期とも伝えられ必ずしも一定したものではなかったようである。

寛永十年（一六三三）本田はその永代売買を禁止された。これは富農や豪商が貧農の土地を兼併することを防いだもので、農民保護の思想があらわれている。しかし年と共に人口が増加しその為農地は分割されるので農民の生活は当然窮迫する。藩庁はこれに対処して天和二年（一六一六）作人名儀による作式地の制度を設けた。すなわち

一、村に境内せばく成り、百姓迷惑仕り候故天和二年より相改め、向後其村の百姓共作式に望み候へば遣し、他所のものには遣わざる定めに御座候

（村の耕地がせまく、百姓が難儀しているので天和二年より従来の制を改め、百姓共が作式を望めば、村内の者にかぎり叶える。）

一、本田あたりの事

本田は御蔵入、給知とも古来より百姓これありひかえ来り申候、然る処に其百姓に相對し、内証にて田地をあづかり、別人他村のものにても作り候をあたり地と申し候。本百姓労用なしに作人より年貢取り立てさせ、自分にも少し徳分を取り申候、あたり候者は労用をいたし、公儀給人へ年貢を出し、右の百姓へも相對の米を出し、その余りにて口過ぎ仕り候儀を勝手に存じあたり地仕り候。

（本田は昔から本田百姓の扣地として御蔵入、又は給人に年貢を納め耕作していたが、最近内証で百姓が村の内外を問はずその田地を小作に出している。この結果本田百姓は何の苦勞もなしに年貢は小作人から払はせ、自分も小作料をとっている。しかし小作人は難儀をし年貢を払い、小作料も払って残った米で辛うじて食いつないでいるが、素より承知の上のことであるから止むを得ないことである。）

一、本田は古来より売買かたく制禁仕候。

この文書によって当時小作制度が本田のうちにも発生し成長しつつあったことが認められる。すなわち官地（藩の直轄地）給地の外に本田百姓のうちにも地主的存在が萌芽しつつあったのである。

新 田 新田はすでに述べた如く山内氏入国以後、農民のみに止まらず諸子、奉公人などによって開拓されたもので寛永十一年迄に土佐一国で六、〇五〇石が開かれた。これを古新田と称し、その後野中兼山の奨励と施設の充実によって新田石高は急速に上昇した。豊永郷においても延享二年の差出しによると新田石高は一万二千石に上って

る。

貞享文書に、

「百姓は勿論の儀、町人奉公人によらず何方にても荒地を見立て、作式と名づけ、役人に相断り証文を取り、田畑に拓き公儀へ年貢を相立て申候。自分に造作を致し公儀の御為にも成申候故、本田よりは年貢安く定め申候、此地は本田とは違い新田のことに御座候故、売買自由に仕らせ申候。相定り候年貢を公儀へ上げ候はゞ如何様に売買仕り、地主替り候てもかまい御座無候」

と解説したものである。個人によって資本と労働力が投ぜられたものであるから本田に比し租率（年貢）も低く土地の処分も自由であった。

その後折角開田の許可を受けながら資本や労力の不足から実績をあげない者があり、延宝六年以後はその開発占有権を取消していたが、藩庁は元禄二年（一六八九）新田開発規則を公布した。それによると

一、役知領知作式に申請候荒所の事、延宝六年以後まで荒し置き候分は遣わされざる定めに候へ共、今以て所の構等もこれなきにおいては来る午年よりそれまで二ヶ年中開発仕候へば遣はさるる筈に候間、早速開発あるべく候（二ヶ年間猶予をおくの意）右の年数過ぎ候へば断り相立てず候とも造作を加え普請仕懸候か、或は大半は開き明け、残荒にて候はば吟味の上年数相延べ遣わさるべき事。（理由があれば高期間の延長を認めるの意）

一、一所一村支配の給人衆、其村にて開発の分は各別の事。

一、郷中散田荒の儀、今までは其所の百姓にならでは遣はされざる御定めに候へども向後は其所の百姓は沙汰に及ばず、外より望み次第に遣はさるる筈の事。

右の通相極め候間御組中へ仰渡さるべく候。以上

巳十月廿四日

開発の条件が世の動きと共に漸次緩和されてゆく傾向がこの規則から窺われるのである。従来町人は土地をもつ事

は許されなかったが、時代の進展と共にこの禁を犯し所有するものが出て来た。云う迄もなく貨幣価値が高く認められ、その財力によって土地を購入したり質地として農民借財の抵当に入手したのである。

これは藩庁にとって甚だ警戒すべき事であった。この為文政元年（一八一八）これを禁止する布告を出した。その精神は農地は農民丈のものとして使用せしめ、その収益や処分権を他の庶民階級に渡すまいとする為政者の考え方にやるものであった。

伐 畑 本田、新田の外に伐畑があった。別名「焼畑」とも云い、水利の便なき山村の住民が藩庁の許可をうけ雑木林の伐採後や草山を焼いて畑地としたものである。栽培の作目は麦・そば・粟・きび・ひえ・大豆・小豆・芋の如き雑穀であった。これは「庶民の生活」でも述べるように山間農家の主食となるものである。

(二) 貢米と租法

云う迄もなく藩財政の源泉として重要なものは田租である。御貢物米と称せられ藩庫に収納されるので「御蔵米」とも云った。

貢米徴収に当っては例年四月免奉行から七郡各郷村の庄屋、老、百姓あて「土免帳」を交付する。九月になって年の豊凶により百姓の訴願に応じ検見し減税を考慮する場合も偶にはあったようである。

庄屋（名本）は土免帳によって「米盛帳」を作成これを免奉行の源帳と引合せ、十月になって「高米引合差出」を作り免奉行の認印を受けたのちこれがその村の租税の基礎となった。

貢米を納めることを俗に「御蔵払い」と云って当日は晴天を選び、その日迄に粃すり、米拵え、俵・縄の製造を終え一族あつまって「いい」で作業した。升切れのためにこぼれ米と称して一俵につき三合入れ増したが、のち一升入

れることになった。

従来年貢は本田六公四民、新田は四公六民であり、これは大体において変化はなかった。

こうした田租の外に雑多な年租があり、夫役の制度があった。その内最も高いのは「田銀」で本田一反につき銀六分一厘二毛の割で徴収されたという。これは藩主の参勤交代や他国からの使者往来等に農村に課せられる人夫賃に充当するものである。(昔は労役であったが明暦年間(一六五二—一六六〇)賃銀雇制に改められた。)

この他小成物(諸成物代ともいった)と称する藩主人用の野菜類購入にあてるため畑一反につき銀八分八厘八毛を課税した。また土地の状況により各種の租税があり、例えば豊永郷では茶、紙、楮草、諸竹などにも課税され、その上夫役があり農山村の百姓にかかる負担はきびしいものがあつたのである。

(三) 農地売買の制度

幕府が農民保護のために土地の永代売買禁止の令を出したのは寛永二十年(一六三五)三月のことである。

「田畑を永代に売渡しては百姓家督に離れ、有徳なる百姓は次第に田地多くなり小百姓は段々潰れ、あとは一村の田地一兩人にて所持いたし又は他村の百姓のものとなるに付」

と地方凡例録に解説されている。

この禁令は勿論土佐藩にも適用された。野中兼山が同年六月布告した本山掟の第一条に「公儀御法度相背くまじき事」と示したのはこれを裏づけるもので明治維新までこの禁令は長くつづいた。

永代売買禁止の令は守られたが、その裏面では「年限売り」「年季売り」の方法がとられた。年貢や、生活に困った百姓が借財の為に年期を定めて農地を金主に提供するのである。これには書入と質入れの二通りあって、書入れ

の場合は土地を担保とし借入主が自作した収穫のうちから年限内に債務を果たすのである。質入れの場合は金主で耕作、年貢をすべて保有し年限内に債務が果されない場合は金主のものとなるので、事実上永代禁止のかげで土地の兼併、農民の分散は免れなかった。

しかし新田、特に作式新田の場合はすでに述べたように年貢さえすませばその処分については全く官の干渉はなかった。

(三) 地主と小作人

昔の諺に「上土は太守さまのもの、底土は禁裡さまのもの」というのがある。国土は皇室に属するもので藩主は土佐一国を預かりこれを支配しているとする思想である。この觀念からすれば一般住民が土地を所有する思想はなかったことになる。

藩主はその領土からの収入で家中の諸士を養い政治を行う。諸士はその給地からの所得により生計を保ち武備を整える。百姓は預けられた土地を耕作しその生産を提供して、僅かに作徳米をえて生活する。要するに土地は利用の対象であって所有の対象ではなかったのである。

しかしながら土地の所屬關係は自から明確であり、しかも新田開発が勧奨され、個人の投資によって成立した田畑に収益、使用、処分権が認められることにより所有觀念が芽生え、更に耕地の増大により個人や一家の労力が不足することによって一定の小作料を徴し、他人にこれを耕作させる。地主としての存在がここに成立するのである。

豊永郷においても郷士はその数も多く、且つ領知も広きに及んだ為、耕作は作人に任せて比較的豊かな生活を営むことが出来た。しかし平坦地に住む郷士に比し質素勤儉であったことは、大谷外内の天明七年（一七八七）七月二十

六日の上書節録に窺える。すなわち

「只今郷中山分に居る郷士は勝手もよく、華美を好まず、奢りもせず、農作に精を出し武芸もし、豪気もあり馬の二匹も飼ひ申すもの多く御座候、これ高知の郷士の及ばざる所なり」とある。

ところが郷士登用の規制もゆるみ、商人でも金力によって郷士の株を買い、又は資力を投じて新田を拓きこれを領知として郷士になるものが出来、地主的存在となった。前記大谷外内はこれを遊民なりとしてこれを痛烈に批難している。

「郷士御城下近辺に居住仕ること宜しからず候……略……然るに只今は御城下に集まり、家居、衣類家来まで結構に過ぎ、安楽に暮し常に御侍交りをし、侍も郷士の本を知らぬ故、好き者と思ひ能く扱ふ故覚えず奢も長じ、又何一つ芸能もなく偶々軍学などをして多くは御組入の云立てにする為なればさして御用に立つこともと思えず、か様のあだなる者大勢集まり居て大切な五穀を食ひ費すこと甚だ宜しからず候。聖人の遊民とて嫌ひ給ひしもか様の者なるべし。……略……」

と、すでにこの頃後年の地主的な存在の者が輩出していることが分る。

加持子米は古来四分六分が標準であつたが小作人の中には耕地欲しさの一念から自から加持子を増し他よりこれを横奪する策をとる者もあつた。この結果富農を更に富ませ、貧農は愈々窮することにもなつたようである。

こうした風潮からも小農は次第に土地を失ひ人間に転落して一寸の耕地もなく、僅かに日雇いで糊口を養うのである。

宝暦年間（一七五一—一七六三）遠藤亮胤という人は陳情書の中でこのことを次のように述べている。

「臣久しく民間に住居仕り候て、民庶の形勢を察し申し候に上農は一ヶ村に五人三人乃至十二人ならでは居り申さず候、中農夫もまた少なく御座候。只多く居り候者は下農夫にて御座候また下農夫のなかに間人と申候者また一等かなしきものにて御座候」

更に遠藤亮胤は下農夫の生活について、

「上中の二農夫はさておき下農夫は正月の三日間でなければ米を口にしない。この場合でも家族も多いことだから野菜を交ぜた米であって、所謂米の飯は食することができない。四日からは又悪食に復し三百六十日の間、五節句・供神祀・婚姻・葬祭の他は野菜類・芋の葉・稗・麦が常食である。朝食は稗、麦の粗末なものを煎って粉に挽き、頰の動かぬほどに含み、悪茶を煮て牛の如く飲む。勿論二食で夕食は野菜を沢山入れた雑炊で品色香味とも口にせられたものではない。これ程にしても御買物に難渋し分村去村などの形にまで窮迫する。安座して休息するのは正月の三日間だけで農繁期は勿論、秋冬を問はず貢物上納、夫役に使はれる。もっとも御普請のとき、大送り夫（参勤交代の夫役）の時は食糧が交付されるのでまだしもであった。

ついでに述べると麦秋、西秋の時節には宵ごとに男女とも昼間取り入れた稲麦を撲ちこなし（註「ハシ」がまだなかったのか）夜半すぎまで作業をつづけ、甚だしいのは鶏鳴に至った。平生でも男は縄をない、女は太布を編み、針を動かして夜を更かし二六時中僅か五、六時間しか眠ることができない。このように骨を折るのでその為には粗飲、粗食でも飽満するまで食う次第である。」

当時の小作百姓の生活が浮ぼりにされている。封建制度下の対農策と地主制度の生成は結果的に貧農を増加し、小作争議や百姓一揆にまで発展する誘因となったのである。

(四) 庶民の生活

当時の農民は貢物を納める為の労働力にすぎなかった。「菜種をしぼるように、百姓もしぼるほど年貢は集まるものだ」と家康も指摘したように、歴代の土佐藩主もこの感覚は外れていない。

野中兼山の本山掟の第三条に

「貢物少も無未進霜月限に可皆済候。畠分未進候はば明る秋冬は雑炊其外何にても給（食）べ、春田起し候はばほねおり候時

給可申、春迄たくはえず秋冬の内むぎとめし、酒に仕りたべ候はゞ可令成敗」
とある。

要訳すれば年貢を納めた残りだからと云つても、秋冬はぞうすいやその他何でも食つて喰いのばし、春の田起し時分に骨が折れるからその時に喰え、めしをたいたり、酒にしてのんだらきつと成敗するぞというのである。

同七条に、

「家居並衣類みくるしく候とても不苦候間、少しも過ぎたること仕ましき事」

とある。百姓は家が破れ家であろうと、どんなボロを着ていてもよろしい。少しでも過ぎたことをするなと衣食住ともనికిびしく規制しているのである。

延宝二年（一六七五）四月に出された儉約令の条項にはつぎのようながある。

一、米出来候得ば年貢作徳の考も無之、又々立毛悪敷年之かへりみもなく、米麦在之内よき食物計を専に給候に付未進もでき、夫食も不足致し行当り令迷惑候間、右旨能考へ常々食物を給申間敷候事

（米がよく出来たからといって、年貢納めのことや、作物に対する感謝の心を忘れ、又不作の年のことも考へずに米麦のよいものばかり喰うと結局は年貢の不納になったり、又食糧も不足して迷惑をかけることになるから、常々よい食物はとるな）

一、立毛能年たり共、女童に至る迄しい、かしを拾い置夫食之便に仕べし。作間にはくすわらび等を掘、むざと五穀費申間敷候事

（作柄のよい年であっても、女、子供はしい、かしの実を拾い集め、作業の合い間にはくす、わらびの根を掘って主食の足しにして、むざむざ五穀を喰いつぶさぬよう心がけよ）

一、三ヶ年之内農具・鍋・桶之輪替等は各別、衣類は夏かたびら一つ、冬はかみこ一つ調申可、其外諸道具一切調申間敷候事（三年の間（儉約令の期間の意）は農具や生活必需品である鍋、桶の輪替へはやむを得ないが、衣類については夏はかたびら一枚、冬は紙子一枚の他は新調を一切認めない）

と、厳重なものであり、この他細目に亘って日常生活の儉約を強制している。この儉約令の出たあと僅か二ヶ月後の

六月には更に追加禁令が出され更に庶民の生活を圧迫している。すべて年貢を取り立てるための方策に他ならない。その条項に曰く

一、家作は座敷構への新築は許さず、敷物も手細工の茅簀か茅葺の他は禁止する。

椀、折敷のほか什器類で贅沢と認めたものは使用を許さず売却される。大庄屋、惣老の他は袴、胴着の着用を許さず、ただし表裏とも紙子の胴服、古いつぎの当った木綿の胴着かぎり認める。

当時の百姓の姿や日常の生活が目にかぶようであるが、さらに天和三年（一六八三）六月（所謂天和の改革と呼ばれる時代）に出された「郷中掟」ではこれを更に細分化して百姓の生活と自由を身動き出来ぬまでに束縛するのである。すなわち

○百姓は衣類、帯に至るまで男女共木綿、太布、紙子をつかうべし。染色は藍染・渋染・木の皮染めの無紋、無地たるべし。

○従来から持っている帷子かたびらに限り今年中は着ても差支へなし。

○百姓の家造りに当っては座敷かまゑ、畳敷は認めず。庭むしろ、茅むしろをつかうべし。

○百姓農具を丈夫に修理することは差支へなし。但し日用の器物以外一切の諸道具の買入れを認めず。

○嫁入りに当り、長持、挾箱の類は嚴重に禁止する。祝言の宴席に大勢の招待を禁止する。男女共足袋、雪駄、並折笠、塗笠、菅笠、唐笠は晴雨に拘わらずこれを認めず。

○酒を買って飲むことは堅く禁止。嫁取り、年忌等仏事に際しては役人に届出づべし。少々は許すが、酒の自家製造は認めず。

○百姓の第一は年貢の上納なり。他への土産進物は不要なり。

○年忌、仏事に遠方より客あるも一汁一菜とすべし。

○勸進に手を出すべからず。

○新築、嫁取りは代官に届出づべし。

○新築、嫁取りは代官に届出づべし。

このように百姓の衣食住に至るまでガンジガラメに掣肘を加え、年貢の取立てに躍起となっているのであるが、こ

のような制度は究極は百姓の人権にまで及ぶ。百姓は人間並みの扱いをされていないのである。

慶安御触書（慶安二年（一六五一））には、

一、幕府の法令をおそれ、地頭代官を敬い、名主、組頭を本当の親と思へ。

二、朝早く起き、草を刈り、昼は田畑の耕作にかかり晩は縄を編んでどんなことでもそれぞれの仕事を一生懸命にやれ。

三、酒や茶を買って飲むな。

四、男は耕作でかせぎ女は機織でかせぎ、夜業をして夫婦共にかせげ、いくらきりようが良い妻でも夫を粗末にし、大茶を飲み、遊び好きな妻は離縁せよ。

五、百姓の衣料については麻布と木綿の他は帯、着物の裏に用いても不可ない。

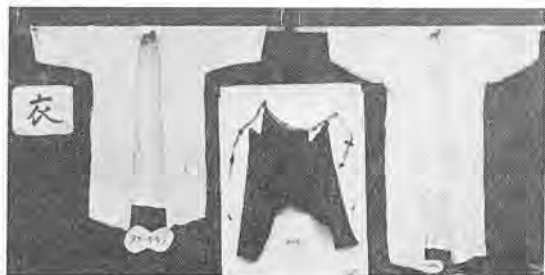
六、たばこをのむな。これは食糧にもならず結局は病気になるものだ。その上ひまもかり代金もいり、火の用心にも悪いのですべての損になる。

とある。まったく人間並みの扱いではないのである。

(三) 豊永郷の百姓の生活

このような制度のもとで豊永郷の百姓達も現代では想像もできないみじめな生活を送った。

衣類は全部自家製であった。棉をつくって木綿糸に紡ぎ、麻を作り、また楮、三桮、藤の皮の繊維を「うん」で地ばたで「木綿布」や「麻布」「多布」を織って衣類としたのである。染料も椎皮や楊梅の皮、藍草などの自家染めである。柿の渋染めは勿論おほぐろも家につけた。また手漉の仙花紙で紙子の衣類や紙の布団を作って使用した。蚊帳も仙花紙を貼りついたものを使用した。随分むし暑かったものと思われる。



太布の着物（町立民俗資料館蔵）

百姓は養蚕も行ったが絹物類の使用を禁じられていたので晴着にも着用することはできなかった。また着用を許可されたとしても平素の厳しい生活上着る機会もなかった。それでも自分の家で木綿をつむぎ、多布を織れる百姓はまだよい方である。そんな力もない小作百姓や問人^{もんど}たちは新しい着物を着ることができずいつも「ボロ」を身にまとい、肩はやぶれ、肘はぬけ、膝もほころびた姿の悲惨なものであった。

冬の寒いときでも足袋はけけないので、足の甲だけに布のある「甲がけ」というのを用いた。

儉約令そのまま、雨が降っても日が照りつけても笠の使用ができないので、照りつけ、濡れ次第であった。寒い冬でも冠りものは禁止されていたので手拭でする頬かむりが流行した。

布団も「ボロ」を中芯に入れた布団と名のつくものがあれば上等の部類で、多くは冬、囲炉裏に大きなクンゼをくべて夜中でも火をたき家族が四方から炉辺に足をのばしてむしる敷きの上に寝ころぶという悲しい状態であったという。

百姓家の自在鍵のかかった大きな囲炉裏が部屋の中にあつたのは家族のものが四方にすわってあたるだけのものでなく、夜ねるとききの便も考えて造られたものであろうか。

日常の食べものも儉約令の通りである。

飯は芋・キビ・麦・大根などに少量の米を混ぜた雑炊が主食であった。この他蔵のもち、葛や「シレイ」のもち、栗・檜・檜の実なども貴重な食糧の足であった。

塩は貴重な調味料である。豊永郷へは前ノ浜あたりから葦生越しにくる行商人と干柿、紙などを物々交換して手に

入れた。この塩で所謂「ツシ味噌」も作った。立川へは川之江側から笹ヶ峰を越えて商人が来た。帰りの荷は三極である。

貧乏百姓の副食物は「塩」醬油ガラ」又は辛いつけものが普通であった。この為百姓の多くは栄養不良であり、子供が生れても乳がなく、衣料も不十分で育てることが出来ない。生れた子は闇から闇に葬ってしまう惨事も公然の秘密として行われた。

死亡率も高い。天明年間における粟生定福寺の過去帳でみると、この頃は一年間に檀家で一五〇〜一七〇人の死亡が出ている。現代は人口も増加しているに拘わらず同じ檀家で六〇〜七〇人と死亡率は半数以下である。

百姓家の多くは邸というよりは茅葺の小屋であった。百姓、間人の家には「ひさし」も許可されなかった。

夜は灯火として肥松をつかった。種油を灯芯にひたして油皿に火をともしたが、大半は囲炉裏の火が灯火であった。行燈のある家は庄屋、名本、郷士に限られ、百姓家にはなかった。畳も敷くことも許されず、わらむしろや茅むしろを敷いた。

このように百姓は日常の生活程度を低くおさえられることにより、万事が自給自足で事足りる環境に馴らされたのである。

平凡といえば平凡、刺激も反撥もない百姓は米を作りそれを年貢としておかみに納めるのが第一の務めであり、そのことが一生の首枷として背負わされていたのである。

その他公用の出役が五人組みの連帯責任として義務づけられ、このため百姓仕事にも支障を来たした。

参観交代の際の立川送り出夫、番所詰、御普請人夫など百姓は何時でも名本や庄屋からの割当出役に応じられるよう、弁当の他干飯、米、わらじ三足、炬火用の肥松を用意していたものである。

御普請の出役は災害をうけた本田がかりの井堰や溝台、堤防の修理等で郷内は勿論、藩庁の都合で郷外にも出夫

し、すべて重労働を課せられた。

百姓のあけくれば生活苦に追われ、年貢に追われ、生きることのみに懸命であった。一年分の年貢を納めたあとの残った分は当然百姓のものである筈だが、酒にも出来ず、年貢の臨時追加徴収におののくのである。

寛永二十年（一六四三）山内忠義の書状に

「本年は事の外木の実が沢山に候故、百姓共来春のたべ物に致し餓死仕事に之まじき由さように可在之候」

とありまた寛文九年（一六六九）の記録にも

「今年は御国中山々に檜の実沢山に在之、只今迄五六万俵程拾夫食の便仕候、葛藤よりは勝手能御座候由にて諸人悦申候」とあって百姓を人間のように考えておらず、まるで鳥かけだものの如き扱いであった。

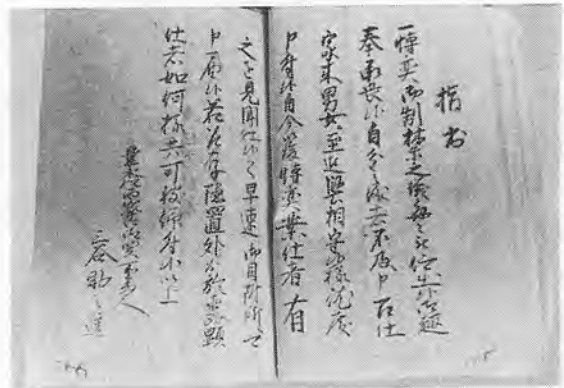
平野に恵まれない豊永郷の僅少な田畑の収穫物はそれが一反一石の割であつても余裕はなかった。しかも畑の年貢も米で上納させたため、腹が空いても食するものがなく、水を吞んで一時を耐えるのは百姓の常であつた。水呑百姓の語源である。

このように抑圧された百姓達が必然的に走るのは博奕のたのしみであつた。（現代でも世の中が不景気になると競輪競馬が繁昌すると云う）博奕は幕府も土佐藩も嚴重に取締つたが刹那のスリルを偷しんだり、あるいは金の工面に賭けた者も多かったようである。豊永のあちこちの谷間の岩窟に今尚「ばくちの岩屋」という名が残っている所からも、これが窺えるのである。

天保年間西峰口番人、三谷助之進の差出しに次のようなものがある。きびしい藩庁の態度がこの指出しの裏面に感じられる。

指出

一、博奕御制禁之儀毎々の伝出候趣、奉承畏候、自分之儀は申すに及ばず、百姓、家来男女に至迄、堅く相守候様、屹度申付



博奕禁制に伴う確認書

候、自今以後博奕業仕る者之有を見聞仕候上は早速目付所へ届申候、若し存年隠し置、外より露見仕るに於いては如何様共仰付被可候以上

豊永郷 西峰口番人

三谷助之進

(六) 切支丹宗門改め

寛永十四年（一六三七）天草四郎による農民三万五千が一揆を起したが、（島原の乱）これの鎮圧に苦心した幕府はポルトガルの来航を禁止し、キリスト教の取締りを強化すると共に踏絵、宗門改めの制度を強化、信仰を捨てない者についてはこれを死刑とした。

こうした幕府の制度に基づき土佐藩においてもいわゆる切支丹宗門の改めはきびしく行われた。次に見える差出しは西峰口番人三谷助之進の奉行所あてのものである。

註 三谷家文書によるとこの差出しは毎年行われており豊永郷には実際切支丹宗門は居らなかったようで、毎年の差出しも形式化しており、中には前年度の文書と一字一句同じものもある。

差出中、上とあるは家族であり、下とあるは家来、奉公人等である。

またこの副申（加判）に定福寺が加わっているのは面白い。（註 口絵参照）

差出し

一、男女上下拾六人

内

上一 男 參人 拾五歳以上

女 參人 拾五歳以上

下一 男 六人 拾五歳以上

女 八人 拾五歳以下

四人 拾五歳以上
四人 拾五歳以下

右不審成有老人も御座無候、出所並に宗旨相改め、寺請俗請吟味取置申候、此外老人も抱置申さず候、若し他所より切支丹宗門は、申出或は老人にても抱置きたる訴人之あるに於いては如何様共然るべく仰付候
一、切支丹之儀は申すに及ばず宗旨疑敷者之あるを見聞致候上は早速言上仕る可く候

天保五年

午十月十一日

西峰口番人

三谷助之進

諸免奉行所

右の通相違御座無候 以上

西峰村庄屋

松本馬之丞

同日

右三谷助之進家内より婦人に至る迄代真言宗当寺檀那に紛無御座候に付加判致し候 以上

五台山末寺 栗生村住居

定福寺

同日

右三谷助之進家内は私支配の豊永郷之内、西峰村に住居致し、疑処儀相違御座無候 以上

豊永郷大庄屋

山本 実蔵

同日

(七) 百姓の借金と飢饉

借金 不作や、不時の災難をうけると先立つものは金である。西峰口番所の三谷家文書には藩政時代における借用証が多く残っているが、そのうちの一つを紹介してみよう。

銀子借用手形

一、八錢、貳拾匁也

右は無抛入用之儀出来仕候処早速御かし被成被下所儲ニ借用申所実正ニ御座候、払之儀は木ヲ以払申定也、尤木は杉三本、そばノ木二本、かんばの木二本檜木老本相渡可申候仍而為後日如件

天保十三寅

借用主 土居村

亀 助

十二月廿九日

三谷祐之進様

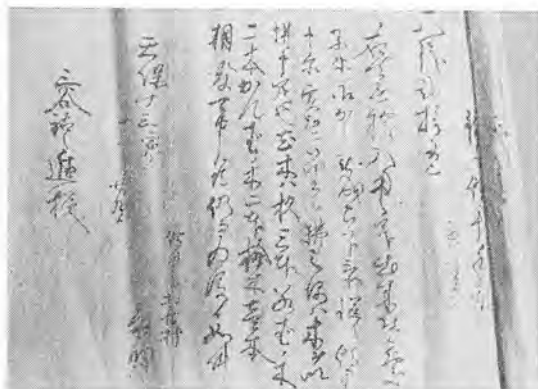
これは土居（西峰）の百姓亀助が歳もおし迫った二十九日、どうにもならなくなり、天保銭で二十匁を番人三谷家から借りた証文である。現金で返すあてもなかったものか、立木合計八本を充当することを約束している。

年は卯年であった事から卯年のききんと後世の語り草となった。この飢饉は天明二年の四国・奥羽・九州をはじめとして殆んど全国に亘ったが、中でも天明二、三年の飢饉は特にひどかった。

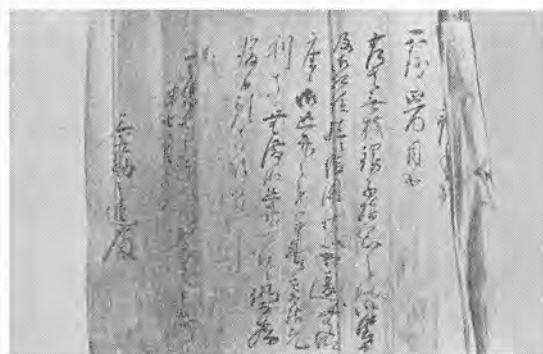
豊永地方の言い伝えによると天明二年は旱天がつづき翌三年は四月頃から九月の上旬にかけて長雨がつづき、甚だしいときは七日七晩豪雨の為川井村から怒田、三津子野が見えなかったと云う。

享保十八年（一七三三）の飢饉と天保の二回に亘る飢饉と、この天明の飢饉とを総称して江戸時代の三大飢饉と云う。

山村豊永の里もこの三回の飢饉の例外ではなかった。しかし広大な山野の草根木皮に支えられて、東北地方の如き



土居村亀助が木材を抵当に金を借りたときの借用証



天保七年 松本馬之丞（庄屋）が本家三谷助之進に差出した銀子借用証

この当時二十匁の金とはどの程度の値うちのものであったのだろうか。

この頃は貧農ばかりではなく、名元などでも金に困ったものか、隣国阿波の祖谷山阿佐の名元、阿佐脇之進の借用証も残っている。

（写真参照）

飢 饉 天明二年（一七八二）から同六、七年（一七八六～八七）までつづいた飢饉はいわゆる「天明の飢饉」と呼ばれ、特に天明三

惨状は少なかったようである。飢饉に関する当時の文書は見当たらないが、粟生山定福寺の過去帳によると

天明二年（一七八二）物故者 九二名

同三年 同 一三六名

同四年 同 一六三名

同五年 同 一三〇名

同六年 同 一〇三名

となっており、平均して定福寺檀家の年間死亡者は百名前後であったようであるが、天明二、三年の飢饉の影響と思われる死者が、同三年から五年にかけて増加している。

更にこれを天保の過去帳にみると、

天保 四年（一八三三）物故者 八七名

同 六年 同 一二二名

同 七年 同 八三名

同 八年 同 一〇一名

同 九年 同 二四六名

同 十年 同 二五〇名

同 十一年 同 二〇二名

同 十二年 同 一〇三名

同 十三年 同 七五名

となっている。天保の飢饉は四年（一八三三年）と七年（一八三六）の二回に亘って百姓の生活をどん底に落とし入れたが、それはこの死者の数でも判然とするのである。この時代においても定福寺檀家の年平均死者は百名以内である

ようであるが、飢饉の影響の出た六年、七年は落付くが八年から十一年にかけては平年の二～三倍の死亡者のある処からも当時の山村百姓の悲惨な生活が想像されるのである。

この様に可成りの死者も出たとは謂え、奥羽地方の如き死屍累々たる惨状に至らなかったのは山野のおかげであった。即ちシレイ・ホゼ・ワラビ・葛・榎の皮に至るまで食糧として活用されたからである。

こうした代用食の中で重宝されたのは稗の糠であつたという。隣村東祖谷山（徳島県）は稗の産地であり、稗は旱天にも長雨にも強い。そこで豊永では飢えた百姓達が祖谷山に稗の糠を買い求めに出かけたが、口番所や、大庄屋、名元もよく配慮し、この場合番所の通行手形は簡単に交付されたと伝えられている。

(六) 豊永郷の民家

藩政時代も終りに近づき民家のつくりも変つて来たが、豊永郷の民家の建築様式は殆んどが長州大工の流れを汲むものである。もともと長州大工は宮大工として来土したものであるがこれが民家に迄及んだ。

基礎はすべて「石口」と呼ばれ、川石を使っている。床は高く床下で南に面した所に「いもつぼ」（唐辛の貯蔵用）が掘られ他の床下は木材等の保管場所ともなり、中には地鶏の飼育場所ともなっている。

床下は開放され、高床式となっているため雨の多い豊永地方では家の永持ちと乾燥に役立っている。

生活の中心となるのは「ウチ」と呼ばれる六～八畳の間でその前が「ニワ」と呼ぶ土間になっている。土間の隅には楮、三桮を蒸したり味噌をつくったり、茶をいるための直径三尺以上の大釜が据えられている。

ウチの奥に囲炉裏（豊永ではユリと云う）が切られ、畳一枚を置いてすでに黒光りするマイラ戸で作られた戸棚がある。戸棚の上段には恵比寿、大黒が祭られている。

囲炉裏の右手か又は左手がナガシと呼ばれる所で水が引かれたり、汲んだ水を貯める水桶があり、座は竹を二つに割って編んだサザラが敷かれている。

ナガシに一番近い所の囲炉裏はたが主婦の座で、戸棚を背にして戸主、戸主から主婦の方に右廻りに長男、二男と座が決まっており長男の嫁は主婦の左隣り、娘は更にその左隣りと並ぶ。祖父母がある場合は主人と主婦の間に入り、客人は土間に近い正面に座る。

註 豊永地方では長男に嫁を取ると隠居しいわゆる「ヘヤ」に入るため同居の形は少ない。

食事は各人が膳箱をもち、食器類は一人前を全部その箱に保管し、戸主のが一番上になるよう膳箱棚に仕舞ってあり、食事毎に自分の膳箱を出して囲炉裏の回りへ出して済ませるのである。

ウチから続いて茶の間、その次がザシキと呼ばれる表の間である。大事な客や冠婚葬祭・祭事・正月・盆などおおいに使う部屋で、奥には先祖が祭られ仏壇がおかれているが平素は雨戸を閉め切って大切に保管するのが例である。茶の間の後にオクと呼ばれる部屋があり、産に使われたり、夫婦と幼児の寝起きする部屋である。

やや大きい家ではザシキを二つに仕切り、奥ザシキ、下ザシキとしたり、茶の間とザシキの間にしもの間というものもあった。

この建築の特徴として押入れや戸棚がなく、布団は積み重ねられ、衣類は部屋の隅に竹を横に吊ってそれにかけた。家の大小はそのまま力関係を表わし、その比較は障子の数で決められていた。

この他ナガシ側に敷地にもよるがナガヤと呼ぶ納屋が対角に建てられている。

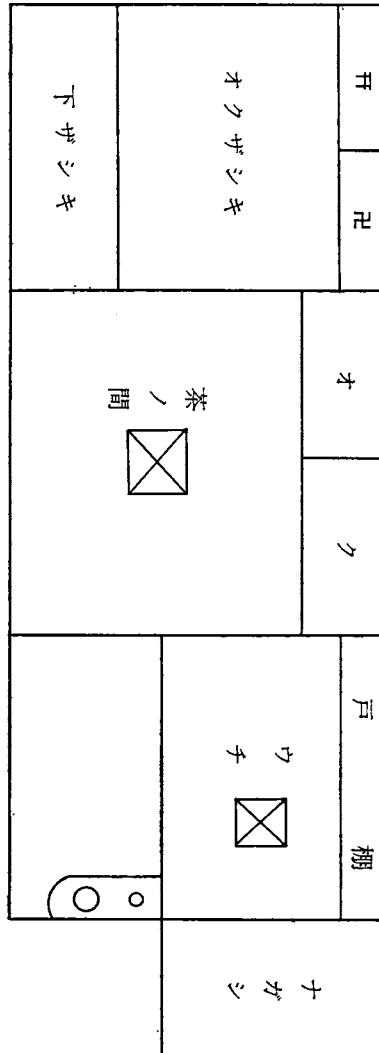
ナガヤは一方が庫になっており、米雑穀その他大切なものを収納する。一方は土間となっており炭俵や、むしろ等を編む作業部屋である。その隣が畜舎で牛や馬を飼う。小さな納屋では作業部屋の処がそのまま畜舎となり、作業は本家の土間で行う。納屋の天井は低く「ツシ」と呼ぶ所に藁を収納する。

便所、風呂は必ず別棟とした。

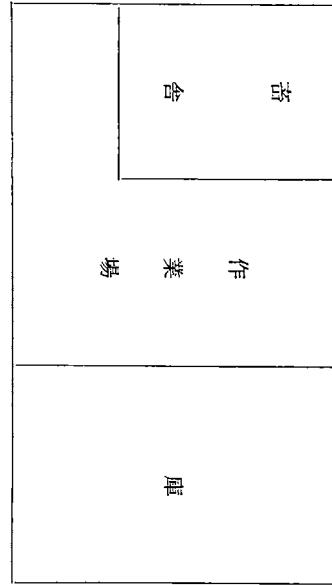
屋根は総て茅葺きであり、一代に一度の葺替えですんだ。これをすまसानければ一人前でなかった。葺替えは殆んど茅講「イイ」で行われる。

○当時の民家（平面図）

(イ) 母家^{おもや}



(ロ) ナガヤ



(ハ) 便所

便所は母屋と離れた独立した建物を持ち「センチ」とよんだ。

センチの溜は大きく、赤土で周囲をかため、水をもらさぬようにし、風呂やナガシの水を入れ量を増やして麦その他の農作物の肥料とした。

(ニ) 囲炉裏(ユルリ)

説明

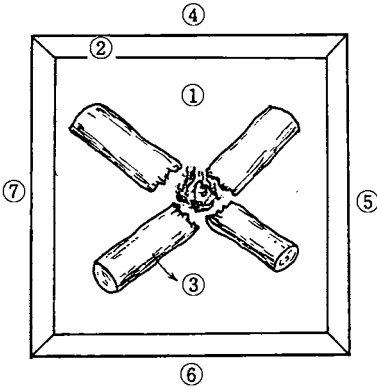
- ① ホクボ
- ② ロエン(カマチ)
- ③ クンゼ
- ④ カミザ
- ⑤ テ
- ⑥ キヤクザ
- ⑦ シモザ

(カ) 民俗習慣(衣食住)

衣生活すでに述べて来たように当時の衣類からつむぐ多布がすべてであった。その後寛永・寛文の年間に至って製紙が行わ

れるようになってからは紙子の衣類もできた。

敵しい土佐藩の儉約令が出てからはすべての笠もかぶることが出来ず、手拭いの頬かむりで寒気を防ぎ、鉢巻きで



汗を防いだ。女は姉さんかむりで日焼けをわづかに避けるのみであった。

「ソータ」や「絆纏」を着るようになったのはずっと後のことである。履物は藁で編んだ草履と草鞋わらじである。

作業の時男は多布の「カルサン」か禪の上に腰巻き、女は筒袖の単衣を裾まくりの格好であった。暑い時には男女共上半身真裸というのが山村のごく普通の姿であった。

食生活 当時の百姓は日の長い時季には四回の食時間をとった。即ち朝飯、小茶（午前十時頃）、二番茶（午後一時頃）、夕食の四回である。冬場と雖ども三回の食事が普通である。これは決して食糧が豊かなと云うことではなく、きつい労働に堪える為の腹の突張り食事の時間だけでも休むことが出来たからである。

常食は稗・唐きび・甘藷・里芋・そば・粟など雑穀諸類が殆んどで米麦は生産しても年貢用に当てるため減多に食膳に上ることはなかった。たまに食べても前者にごく少量混入するのが精一杯であった。芋飯・菜飯もよく食べた。

今も残る口碑に「ふり米」という諺がある。臨終の近い病人の枕もとで竹筒に入れた米を振って「元氣を出せよ、これが米の音ぜよ」と励まし、その僅かな米を炊いて病人に喰べさせるのが精一杯の親孝行であった。

食事は各人のもっている膳箱を使用し、栄養も衛生も考える余裕は勿論なく、とに角腹を張らすことが先決であった。山の木の実（栗、どん栗、椎の実など）や葛・わらびの根も貴重な百姓の食糧であった。

山仕事や野良仕事の弁当には「モッソウ」や「コリ」を用いた。「立川モッソー」というのは木挽きびき用で一升の飯が入る。副食は味噌が漬物ですまし、「菜喰い貧乏」と云って副食に金をかけることを極端に嫌った。

麦の熟れる頃には日が長い。百姓は麦や、唐きびを煎って挽いた「ハッタイ粉」を口に水や茶をのんで腹をはらしたものである。

大豊ではこれを「粉をはねる」と云う。

住生活 先にものべたように藩政末期から明治初年にかけて長州大工の来土により大豊の住家も今日の如き体裁

を整えたが、それ迄の長い期間百姓の住家は掘立小屋に毛の生えた程度であった。畳を敷くことは許されず、座敷構えは勿論、瓦葺も許されなかった。板敷の間に囲炉裏を切り、むしろの上で雑炊をする当時の生活を偲ぶとき今日の繁榮の上にあぐらをかく吾々として、これでよいのだろうかと思わずには居られない。

(三) 農作業（肥料、田植、虫送り、雨乞い）

肥 料 山村である豊永の郷にとって唯一の肥料は秋草・緑肥・堆肥・下肥であった。

秋肥は八月から九月に刈り取り乾燥して「肥ぐろ」に積み春になって田や畑に入れる。この秋肥を育てる場所を「肥山」とも「刈り場」とも云う。緑肥は田畑の畦畔の草を刈ってそのまま施すが、堆肥は牛馬の厩肥を基幹としたもので貴重なものであった。また下肥は大きな溜壺を造り人糞尿の他、流しの使い水、風呂の流しまで入れて利用したものである。

田 植 大豊では苗床のことを「ノウトコ」と云う。「ハシ」で大切に脱穀した実入りの良い種籾を時季を案配して水に浸し発芽を促す。

一斗の種籾が一反に植えられるのが当時の基準であった。田の面積を「一斗まき」「二斗まき」などの言葉で表現したものである。

本田は荒起しを牛鋤で行い、田がきは馬鋤とする。植付前にもう一度「起し」をして、代がきに入る。そして田植である。田植えは殆んど「イイ」で行う。畝せに当る田まで植えすんだとき田の神様である「オサバイサマ」を祭る。田の畦に栗の枝・柏木の枝・それに萱の芯を立て酒や供物を捧げ豊作を祈るのである。

虫 送 り 各村では六月の神祭前後に必ず虫送りの行事があった。豊永でも斉藤別当実盛の故事によって「チンチ

クリンコカイカイカイ、サイトウベツトウサネモリ、稲の虫やあ西え行け」と大声で叫びながら鐘と太鼓で川まで送って行くのである。稲に病害虫がついたら祈禱師にたのんで御祈りし、病害虫封じの御札を立てるのが精一杯であった。

雨乞い 日照りがつづくと雨乞いの行事が行われる。村人が打ち揃って大蛇である主の住むと云われる山奥の淵に行くのであるが、その際は必ず神に仕える太夫を先頭にするのが例であった。雨乞いの霊頭あらたかと謂われた淵は八畝の奥の「つづけの釜」沖野々川の「ローの淵」石堂の「三淵」が加持ケ仁保の「竜王の滝」など数多くある。

また高い所で火をたいて祈願することもあった。

(三) 相互扶助（戸番、氏子入り、講、イイ）

戸番 名本や庄屋からの伝達や村内の連絡には「ほら貝」を吹いたり、輪番で割当てられる戸番が名本や庄屋の役宅に詰めていた。現在でも月番を戸番と呼ぶ部落が多い。

氏子入り 子供が生れ、忌みが明けてから最初の神祭に両親は子供の初まいりを行い、神職から氏子入りの託宣をうける。これで公的にも村の構成員としての権利が生じる。

講 講で多かったのは子安講や、金比羅講など信仰講が多かったが、相互救済を目的とする頼母子講も盛んであった。これは家が焼けたり、不幸が重なって借金の返済に困った場合などに、親であるこの者に一番の借用権を与えるもので、親の名前をとって例えば「甚作講」とか「惣平講」とか呼んだ。また屋根替えの為の「茅講」も多かった。

イイ（結び、ユイ） 田植、稲刈り、草刈りなど百姓が忙しい時節に近所や、組の者と一緒に作業をして季を失しないよう農作業を行い、一日の手伝いに対し一日手伝いの御返しをすることをイイ、またはユイと云う。手伝いの御返

しを「イイ返し」という。

これなど典型的な藩政時代の相互扶助であった。

(三) 百姓の四季

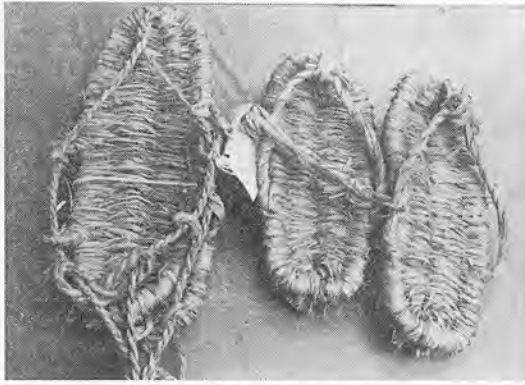
寛永十七年（一六〇四）幕府大老の土居利勝が久々に自分の所領である古河に帰った所、この領主として入国したときには家らしい家は一軒もなかったのに、今はどこにも一かどの家作の百姓が多く見える。そこで利勝は「これは百姓を少し勝手に生かしすぎたらしい。今後年貢の取り立ては念を入れ厳重にせよ」と命令したという。

当時の為政者の感覚が目に見えるようである。

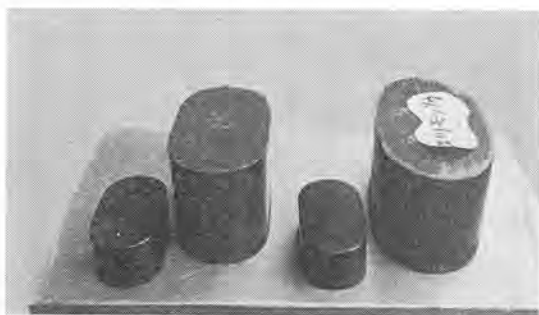
一月、二月 この頃正月を祝って食う餅の雑煮はごく一部の富農に限られ、普通の百姓は粃をするとき米と粃が交って出来る粉でもちを作り、もつと下層の百姓は団子雑煮を作り、正月を祝うのが普通であった。

正月も三日をすぎるともう元の食生活に戻る。雑穀や麦に野菜や雑草を多く入れた雑炊を食いながら春の準備にかかるのである。

毎日のように山通いをして木を切り薪にして運ぶ、庭をおり、草鞋を作る。女どもは太布を織り野良着のつくろいをする。とくに農具の手入は完全に行う必要があった。この頃は村にも鍛冶屋があり小百姓にも金属製の農具が手に入るようになったが、それだけに金の工面にまた一苦勞するの



「わらぢ」と「ぞうり」



モッソウ 立川モッソウは一升めしが詰められる

である。

二月も半ばになるといろいろと忙しい。各種の夫役が賦課される。水路の改修や、普請、更には藩の夫役がある。その暇をみて水田の準備や麦の入手に寧日がなかった。

三月、四月 「彼岸をすぎても麦の肥」と諺にもある通り、麦の入手も大詰めで追肥や、草とり、土寄せの仕上げにかかる。早目に馬鈴薯も植えなければならない。

四月になれば日は長い。牛で田をすく百姓はまだよい方で小百姓は荒起しも男たちの仕事であった。またこの頃は端境期で食うものが底をつく時期でもある。

少し残っている麦や、唐きびを煎ってつくった「ハッタイ粉」が唯一の食うゆしみであった。この時期に麦の中に夏作である粟・ヒエ・豆類・キビ・唐キビを植える。

五月 五月はいよいよ農繁期である。麦刈り、田植が一度に訪れる。相互扶助の「イイ」が大いに効果を発揮する。「腰の痛さや、この田の広さ、四月、五月の日の長さ」と唄われたように段々の山田でも随分広く見える時期である。子供達も一生懸命手伝った。この頃豊永郷の一部では煙草も作った。(東豊永が主産地) 一年の内一番つらい時節である。一息ついたと思えば一番草がはじまる「七ツ下り(午後四時)に田の草とれば、のぼる露やら涙やら」と百姓達は自分自身を哀れんだ。

やっと日が暮れて家に帰っても風呂に入るなど考えられず、水で手足を洗い、簡単な夕食をすませば直ぐ麦こきにかかる。女房は麦を「だいがら」について明

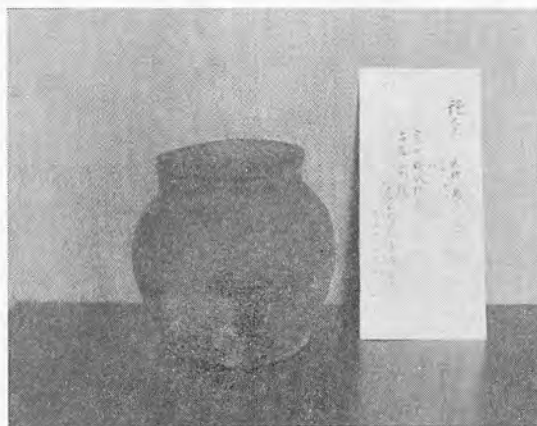
日の準備にかかる。

麦こきもこの頃になって「こきハシ」が出来て随分能率があがるようになった。九ツ(十二時)すぎやっと片付けて暫くまどろんだと思うともう起きねばならない。この頃は骨筋共に痛い。

しかしこうした苦勞も麦の収穫で救われる。年貢は六公四民できびしいが、山の百姓は裏作や、麦作で生きのびたのである。この時期、豊永方面へは松尾の峠を越して、立川の地域には伊予から笹を越して商人が入ってくる。「じゃこ」「塩」「油」の食糧品や、農具を持ってくる。時には禁制の反物や小間物、化粧品までこっそり持ちこみ山の女どもを喜ばしたものである。



種壺(古丹波) 鎌倉後期(東寺内出土)
(笹岡利美蔵)



種壺(古備前)室町後期の作(寺内若一
王子宮蔵)



こきはし（これも以前は竹製であった）



唐 臼

六月、七月 夏作の手入れ、田の草取り、相変らず忙しい毎日であるが、この時期は「盆」があり、各地域毎に恒例の盆踊りがはじまる。また七月六日は大田山豊楽寺の大祭でこれに行くのが老若男女の大きい楽しみであり、盆踊りやお薬師さまの縁日は若い男女の唯一の社交の場でもあった。

この頃は稲に虫や病気がついたり、旱天つづきで水が不足し騒動を起こすこともあった。虫送りの行事は村々で行い、雨乞いは郷をあげて行うこともあった。

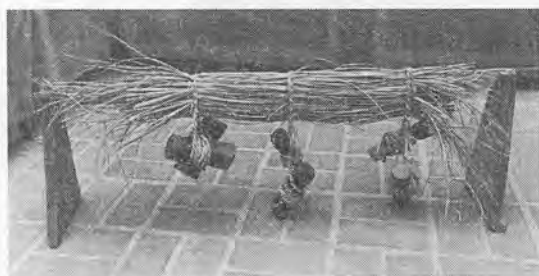
八月、九月 二百十日も無事にすぎればあとは刈入れや畑の収穫をまっばかりである。この頃から「田肥え」や「秋肥え」刈りがはじまる。田肥えは早目に刈り、秋肥えは畑用に萱の穂が出てから遅く刈る。畑作は収穫物を夫々「ハ

デ」にかけて乾燥する。それ迄にもう一つ大仕事がある。それは役人の「検見」であった。坪刈の結果はその年の年貢に大きい影響をもつため百姓も頑張らねばならない。ときには役人に名本を通じて御馳走をして、よその村の出作の悪い田を見せ坪刈りをさせたこともあったという。

そして稲刈り、これも一日を争うので「イイ」によって行った。十月、十一月 収穫した畑作や、稲を脱穀し調整するのは殆んど夜業であった。「粃すり」は木で作った臼で行ったがそのうち赤土を利用した「唐臼」が出来て能率があがった。



「ひきうす」と「さつま」



蕨、瓢、俵、炭俵等を編むコマン

検査役人の役得なので三尺もある「差し」で抜きとる役人もいたという。

それでも年貢を無事に納め、正月を迎えられるということは幸福なことでもあった。

十二月 寒い冬の中でも山の百姓には休みはない。楮も切って蒸し、冷たい水で紙も漉かねばならない。薪切りや、山に入って炭も焼かねばならない。残った煙草をのしたり、太布を編んだり、俵や蕨あみななど夜業仕事にもきりがなかった。……………

夜はしんと更け、風が止んだかと思うと白いものが落ちて来た。囲炉裏の火に薪をくべながら、すすけた顔で来年の豊作を語り合う。

煙草の収穫もこの頃である。煙草は現金収入の最たるもので、毎日のように馬につんで松尾を越して行った。また干柿づくりも女、子供の夜業仕事の一つであった。これは塩や油に換える貴重な財源でもあった。

年貢米の調整も行わねばならない。年貢に悪米を納めると罰を受けるので、一粒づつ選ぶような気持ちで調整した。御蔵での検査もきびしかった。抜き取り検査をして不足があるとその村の全俵数に対して補足させられた。抜き取った米は

このような四季が、農民たちのくり返して来た大豊のくらしであったのである。

(三) 豊永の隠居制度

杓子渡し 隠居制度の発達した豊永地方では、嫁を迎え夫婦の盃がすんだあとで、「巾着」を息子に嫁に杓子を親から渡して盃をする。これは吾が家の経済一切を若夫婦に委譲する儀式であったのである。

この儀式がすんだあとは両親は、公的（村の出役、会議など）にも私的（家内の差配）にも一切責任がない。弟や妹があれぱそれも連れて隠居に入る。この為狭い隠居屋は急ににぎやかになり、広い母屋は若夫婦二人だけの新世帯となるのである。

隠居制度 豊永地方では息子に嫁をとると「杓子渡し」をして隠居する。その両親に父母があるときは既に隠居しているのので、「中ベヤ」に入る。老父母の隠居している所を「古ベヤ」という。「古ベヤ」の扶養責任は「中ベヤ」の両親がもち、「中ベヤ」に対しては息子の責任となる。生活が当然別になるので、財産を一応分けて管理することになるが、普通母屋六割、隠居四割である。山林の権利は隠居がもち親の死亡と共に母屋に移る。隠居後老衰で働けなくなった場合、片方が死亡したときは隠居地を母屋に戻し世話になることが多い。

この隠居地へやぢに戻しても収穫は隠居に渡す場合もある。

分家 分家のことを「シワタシ」という。しかしシワタシをすることの出来るのは、財産の余裕ある家に限られる。従って豊永地方の二男、三男は養子か、あるいは一生懸命働いた金と親の援助で、土地を買入れ「有付く」かの何れかを選んだのである。

財産に余裕がある家では両親が管理する隠居地へやぢを、二男か三男に分与して一戸を構えさせる場合もあった。これを

「隠居株^{へやかぶ}」という。

(四) 大豊の年中行事

正月 様 この土地では正月神を一般に「正月サマ」と言う。旧暦十二月十三日が「迎え物」をする日であった。門松には榎の木を二本立て、これにしめ縄（一・五・三）を張り、それに「ウラ白」・「若葉」（ユズリハ）・「松」を飾る。その他、神前・仏間・水神・カマド・恵比寿様・荒神・御崎様・蔵等にもしめ縄で御飾りをする。神前の御供えには柿（かきこむ）御神酒の程度であった。

大晦日の夜をトシの夜、またはトシの晩といい、家族全員揃うのを常とした。この地方では正月早々火を起すことを嫌った。このため福クンゼと呼ぶ木質のよい薪（榎、檜、樺）をくべて火種を絶やさぬようにした。

正月の朝主人は「若水」を汲む、これは男の絶対的な役割りである。氏神や、先祖へのおまいりがすむと一同揃って雑煮、おかんの酒を頂く。これで無事年をとるのである。

雑煮を祝ったならば一番大切な本家筋へ年始に行く。これが「カドアケ」である。大豊の地域では家地類^{ヤチルイ}での「カドアケ」と一般の家への年始とは区別される。即ち「カドアケ」と「ネントウ」ということである。

正月の二日は鍬初め様をまつる。これは「アキホー」の田や畑に松を立て神酒、餅、しめを供えて二鍬、三鍬畑や田をうつ儀式で「鍬初め」という。藩政の時代は家地類の者が本家に集まり、鍬初めをし夕方方は渡り初めといって、囲炉裏端でゴロ寝をし、本家の者の鶏の鳴きまね声で夜が明けたといって仕事始めをした。

七日を七日正月といい、前の晩は大晦日と同じように神をまつり、七日はオジヤ（オミイ）をたべた。

十四日も七日の晩と同じく神を祭り、十五日は「奥正月」といい、若餅をつくのが例であった。夕方になると正月

の飾りものを集めて焼いた。この火で焼いた若餅を喰べると夏病みしないと言われる。

またこの晩は「カイツリ」も行われた。

二十日を廿日正月と言ひ粥を炊く習わしであった。これで正月の休み気分はなくなるのである。

節 分 節分には門の他すべての家の出入口に「カジガラ」にはさんだ雑魚やウルメの頭とヒイラギを立てる。

神前、恵比寿様に大豆と麦を一升ますに入れて供える。夕方になるとその大豆と麦を煎って奥の部屋から「アキ方」に向つて鬼はそと福は内と叫びながらまく。

渡辺の姓の家では豆まきは行わず、神前に大豆と麦を煎って供えた。先祖の渡辺綱が鬼より強かつたため、近寄らず、まくなが必要がないと言うのであらう。

節 句 三月三日の桃の節句にはよもぎで草餅をつき桃の花を添えて神に供えた。五月五日の端午の節句には男はショウブで鉢巻し、女は腰にまいた他、ススキとヨモギをショウブで束ね屋根にのせる風習があつた。この日は米の粉の団子を「カラタチ」の葉に包み、これを蒸してたべた。貧しい山の百姓達にとっては三月のおひな様も五月の武者人形も縁はなく、わずかに草餅と芝餅を喰ひ、たまの骨休みとしたものであらう。

半 夏 半夏は労働に明けくれる山の百姓にとって唯一の農作業の目安であつた。半夏半作というように植付もすべて半夏までを目標に頑張つたのである。

この日は麦秋にとれた小麦で団子をつくり久しぶりの休日を愉しんだのである。小麦でつくつた団子は禿頭の色に似ていたので「半夏の禿団子」と言つた。

神 祭 神社は山村農民の心のより処であり、神祭は村人たちの交歓と慰安の日でもあつた。

神祭は一月・六月・八月・九月の他氏堂の祭りも御祈禱もあり、村人たちはこの日をたのしみに農作業に励んだ。九月の神祭には「モモチ」や神楽もあり、この日だけは蓄えておいた米で白い飯も炊いた。

七夕 七月六日の前日即ち五日の夕方になると、家々には今年の若竹の葉に短冊を吊し、縄をなつてこれを張り、酸漿・唐きび・茄子などの農作物やタンスから出した一帳羅の着物をかけ七夕を祝うのである。

七日の夕方子供達の手によりこの短冊の吊された竹は川に流される。また芋の葉に包んで吊されたその水で顔を洗うと色が白くなり、キレイになるといふので娘達が奪うようにして使った。

盆 盆は七月十四日(仏)・十五日(神)・十六日(盂蘭盆)の要領で行われる。

初盆のある家は七月一日灯しはじめといつて近親者が集まり、灯のとほし初めをする。

十三日の夕方近所の人達の奉仕で灯棚が作られ、迎え火の提灯に一斉に灯がともされる。墓地が遠いと百八灯の灯がつづき壮観である。死者の霊が家に帰る道明りである。

灯籠は三日間これを吊して灯をとぼす。二年目の盆(送り盆)がすんだとき(とほし上げ)、飾りの花を子供達に分け与える。

子供達にも楽しい盆ではあるが、この日はエンコーが出るので川に行くなと厳に戒められていた。

この頃は各村々で十五日盆踊りが盛んであった。若い者の唯一の社交場でもあった。

亥の子 十月はじめの亥の日を亥の子といい、この日は餅をつき、団子をこしらえ神をまつる。また近親の家にこの餅をもって訪れる習慣もあった。

(四) 村づくし

大砂子村の吉松象之丞は仲々文才のある人で、雅号を「盛紗連」と称した。弘化三年(一八四六)のこと彼は豊永

郷の村々を歌に詠んだ。題して「村尽し」。その歌詞が現存している。この即興的で素朴な歌の中からも当時の村々の特長や、作者の浪漫的な心情が窺えるのである。(以下原文のまま)

一、二人連れ立つ初旅の

まづ豊永と心ざし

恋の粟生や大平

可愛い川井を打ち過ぎて

二、中内村の伯母さんに

頼んでなりとかごかりて

高い大滝打越して

西峰村にひと休み

三、好いた柚木の二人連れ

怒田の穂波の秋風を

眺めて越える八畝路や

南大王こことかや

四、道もけわしき立野路を

こえてと渡る西川や

つい佐賀山も行き過ぎて

もう泊りたい下の土居

五、渡りあんじた八川村

嬉しや見れば筏木の

ふとい岩原ちよいちよいと

走り渡りし大久保路

六、すまいも広き大砂子

柳野村もあゆみ越し

深い長淵後にして

桃原村と心ざし

七、二人連火で川戸がた

無事に通りにて安野野や

西久保村も行き越して

露に濡れ合う梶ケ内

八、結ぶ妹背と二世三世

かるた結びに神かけて

後世も願いて寺内に

浮みて渡る舟戸村

九、床し二人が世の中屋

□□かい黒石に

起請誓紙を庵の谷

思いて登る杖立路

十、下りて渡る北川や

しげる楠木行き越して

二人戸手野をとりかわし

浅い馬瀬をかし渡り

十一、愛の中村大王に

一人二人もこみ合へば

ゆたかに長く豊永の

郷の道の記角茂谷

十二、稲の甫岐山行き越せば

里もかわりて入野村

須江たのもしく植村や

山田も実る豊の秋

十三、紅葉色づく西野地と

なれば祭りの賑わして

いろめき渡る廿枝や

旅やせ癒ゆる酒きげん

十四、比翼れんりの中島に

露の玉よね小籠村

はや布師田に岩田帯

安産祝う一宮村

十五、親子もろとも比島村

首尾よく渡る山田橋

五穀成就民豊か

栄える御代ぞめでたけれ

(三) 小踊りくどき(花づくし)

(作者盛紗連)

敬い申奉る、ここに豊永大田寺、寒紅梅の色はえて、俗にもまれな花男、盛りの梅の粧で、むくげにむつき有明に、表は隣寺へ御年始の、帰りはむぐらに粟生山、

おたちもちょうどよい時分、人目もかすむたそがれに、けさ衣に引きかへて、かぶと頭巾に長羽織、しのび桜の折姿、にくや川戸の立浪に、もみたてられし形勢は、嵐に花の散るころ、泣く泣くたどりついたのを屋形をたよりてお情けを、頼むに甲斐も梨の花、嬉しい言葉もくれないで、そり下げびんずが手まりこや、一族揃うて大田口、身はひぐるまの一つ立ち、風にもまるる芥子坊主、心もやたけ、せきちくの胸のしゃくやくやるせなく、泣いて明石の浦千鳥、四方に八声のとりにつれ、次第に晴るる東雲に、柳の葉のしらんふりと、その家を出て雲の萱、何処へきつくきりしまも、心細道、さかい路の南無や大悲の観世音、助け給へと念誦して、行けば程なくわが寺に、諸業無常と鳴り渡る。少しは力つく杖の漸く帰り大田寺、されども弱き岩つつじ、とくる桔梗はなでしこの、いや増す思い百合の花、口さが達が連行で、無釈は朝げ、うどんげや、糖に打ちわり白湯でとく、今は何とか水仙の、なみだ積りて川戸がた、歓喜の御住持お立ち越し、どちらもよし野にお扱い、顔に花は八重桜、数もかぎらぬ山吹に、生ぐさ坊さんもきくの花、胸のしゃくやく柔らぎて、にごりに朽ちぬ蓮の花、お裁きいかにと松の萱、梅に音をますうぐいすの、ねぐらと頼む竹林寺、役僧達の御差図で、二たび花咲く粟生山、しのびの里にはあらねども、すむはすんだが蘭菊の、びんすの一族七人は大田寺へは村不足、あやめの一札柿の花、下のもつれは葉がくれて、上房見事に藤の花、こんども是で萩の花、何処のお花さんなりと、乙女のつばみひらかんせ

(三) 薬師の掛合い口上

薬師の祭りの夜、昔盛んに行われた掛合い口上を大豊の地では「柴を折る」という。口上をしかけた方が相手の帶をつかみ、問答に負けたらその帶をほどいたとも伝えられる。この掛合い口上は智恵比べでもあり、この祭りの宵を機に結ばれる男女は多かった。晴れて神に認められるという信仰の基盤に立った不文律が歌壇の遺風習俗として発展したものである。



若一王子宫例祭奉納太刀踊り（旧7月6日）

即ち柴折りは集団見合の場であり、百姓仕事の多忙にかまけて日常離れて暮す若い男女が伝統的に祝福される清い場所で、邂逅するのである。そこで妻となる娘を見付け、幸せを神と共に約諾し、また知りあった男女は「柴を折って話そう」と祭りの清き柴を手折るのである。

ここで云う柴とは単に薪やその他に使う柴の觀念ではない。幸せをもたらす神の霊を留める地をあつらえる用をなしたものと考えるべきである。即ち榊が必ずしも榊一種に限られぬように、枝の盛んな木を祓のヤサに使用した如く、「柴折」とはこのように考えるべきではあるまいか。

さて西村自登氏取材（案名正仁氏口伝）による「口上」にはつぎのようなものがある。

男へ今宵この御所に花のよろ柴とう立ちます。日天月天咲き栄える提灯ともし、蝶や花やで御遊びされます御咲花様は、立てば芍薬、坐れば牡丹、御立

姿、おんぐしに見とれ入り五色の御袂にとりすがり、心のたけを御挨拶申上げとうございますが、いかにとり図らいますうや。

(御咲く花様は、何処はいつくいなばの里の御花様であらせられますか)

女へこれはしたり、どこ何処、因幡の里の御殿御様かと存じませぬが御所御姓名を御聞き申しあげとうございます。

男へ私ごととはこれ土佐の奥、伊予の境、越裏門寺川より流れ落ち流れ来ます吉野川に流れ合います。御花様へ文、角茂谷、聞くものとは谷の音、猪・猿・狸を友と致しまする〇〇〇と申します。

女へこれはこれは御殿御殿は花なら蕾みか、草なら芽立ち、日なら日の出か、一の谷では敦盛様か、絵にあるような維盛様か、諸国万人、人目はばからずおすがり下されましても、私風情の奥山育ち、聞くものとは鹿の声、猪の子守り小屋同然の山小屋にあい暮します私の身、何卒御見捨おき下されますように。

男へ御花様には秋咲く桔梗か、野山におくのはいとおしすぎます。八重九重の菊の雲井で咲きはころびましよう高い御姿、昔で申せば素通り小町か、照天の姫御か、御花の御唇より色よい御返事が頂けますように。

女へ今宵は夜もだんだん更けわたります。夜明けがらすは、かあかあと母のねぐらを鳴きそめますれば、次の柴を御約束しまして、その日をお待ちいたませう。

男へ山の木の数、芽の木の数、七里小川の砂の数、天の川原の星の数、思いつもる数々の千の一つもいえませぬ。男心のはかなさをお察し下しおられますように。

また桑名志津馬翁の伝えた口上によると、

男へ今宵は七月七日、七夕様の御宵とて、牽牛織姫の二つ星、天の川原に立ち向い、年に一度の逢瀬を楽しみ、恋をさゝやき給ふとかよ。

今宵はからずもこの柴で、花の御方様を見参らせ、花の御顔、朱のみくちからはころびそめしかことの、一葉なりともうかがいますれば、神の結びか、仏のご縁か、八重の柴垣、垣ごしに、思いのたけを三輪山に、しずのおだまきくり返し色よき御返事願ひ上げます。

御山育ちのあの柚さんは厚い仲をも引き分けます。所詮この身は埋れ木の花咲く春はないものを、思いあきらめいたなれど、今宵はじめて見そめたる、君がなさけの春風に、ほころびそめて咲きそめし、初恋山の初ぶみを、お手ひき願いいります。女へこれはこれは御方様は、どこいづこいなばの里の御方様かは存じませねど声きくものは鹿の声、ねざめに聞くは谷の音、読み書き手習い手にもせず、持つものとは鎌と鎌、女の手ぶりと身につける。機織りたちぬい針仕事、いっさいかつさい知りませぬ、深山育ちのならずもの、女の道にくらければ今日もお山に参詣し、救い給えや薬師尊、南無地藏尊、大道も迷わず花の彼の岸につかせ給えと伏しおがみ、念ずる程に八雲立つ出雲八重垣妻ごみに、この柴垣に誘われて、諸人万人いる中で恥かしつらしまたうれし、夜明けがらすもかあかあと鳴けば今宵も更けました。今宵はここに草枕、かわす言葉もありませねば次に立つ柴おん待ち申しあげます。

謙遜しつつ相手を口説いてゆく詞はさながら恋文とも云えるようである。

大砂子の中西はな女の伝えた「口上」ではこの掛合いの内容がどのような種類の言葉をもつて唱えたかが判る。

女へはんごんこうで参りませうか。

ひらことはで参りませうか。

百人一首で参りませうか。

やまとことばで参りませうか。

高き御君さまの衣裳をたとえておきますれば、上に縮緬のつかみ染め、模様は天津のたべしまさをぎ、帯を申せば豊前小倉の小笠原、大小を申せばこがね作りの大小を坂田ふうにさし落し、ざうしはかみの江戸しぼり、煙草はやまだのしんでんもよう、かおりよし、お声は高野の白雲へ、かようつれなきひじりのお声でけいはい私ようにおすがりおおせつけられました。私におきましては何より本望、恐悅のいたりよと存じおきますがのうし、

註 はんごんこうとは季夫人反魂香の故事から出たもの問い、かけることにより異性の魂を自己のものにしようとする呪詞の言葉に用いられた。渡辺昭五著柴折薬師の歌垣より

六 豊永郷の農民騒動

(一) 百姓一揆の起る要因

上なる為政者に仁徳の心があり、下なる庶民に悦服の情があれば国家は常に安泰であり、社会は和風の喜びに楽しむ。その然らざる場合は世を挙げて騒乱の巷と化すことは古今を通じて変らない。

庶民が時の支配者に対して破壊運動を起こした例は史上少くないが、著しい社会現象となって世を驚かしたのは足利時代の所謂土一揆又は草一揆である。足利末期、世は群雄割拠の時代、当時の庶民が蜂起して政府に借金の手引を強要し、酒屋質屋に乱入して帳簿を破棄し、富豪の邸宅を打ちこわし足利將軍家の統卒力の末路であることを世に示したのである。織田・豊臣により天下は平静に帰したが、徳川氏が代って幕府を開いたのち、各藩の苛斂誅求、あるいは代官・役人等の非行・専横が原因となって、又は社会のむじゅんに不平をもち暴動、一揆を企てるようになったのである。「百姓は生きぬ様、死なぬ様治むべきこと」という家康の信条に基づき幕府は社会階級を士農工商の四大層に積み上げ、その中武士を以って治者とし、農工商をもって庶民とし、庶民は武士を給養すべきであるとするのが、徳川氏の封建政治体制の特色であった。かくて武士は法度と剣の威圧によって貢物の名のもとに絞れるだけ絞りとったのである。

しかしながらその対象となる庶民（百姓）とても人間であるからには上層よりの抑圧に堪え得ざればついには堪忍

袋の緒を切つて、逃亡逆転するか、又は身を犠牲にして反抗するか困窮に悩まされた百姓が最後にとるべき道であったのである。

幕府、列藩もまたかかる百姓の逃亡を防止するため精細なる法度を設けて彼等を土地に結びつけ強制的に耕作を求めたが、この束縛に堪え切れず爆発したのが即ち一揆である。

然るに治者たる武門階級は一揆の起る要因については何の顧慮もなく、強訴徒党に関する厳しい法令をもつて臨んだため、一度これにふれんか、悲惨なる最後をとげるに至るのである。

(二) 豊永郷の農民騒動

土佐藩の土地租税制度は、地種が複雑であつた為、一律ではなかつたようである。

税制の根本原則は寛文四年（一六六四）の改訂前は二公一民、それより以後は六公四民というのが本田に対する収穫分配の掟であつた。新田は四公六民でこれに多少の例外が認められる。云う迄もなく本田は山内氏入国以前からの耕地であり、新田は山内氏入国後の開発分である。

六公四民とは藩の定めた上田・中田・下田の収穫基準に対し六割を租税として納め残りの四割を耕作者が取得することであり、現在の感覚から云えば予想も出来ぬ重税である。

勿論この当時化学肥料とてなく、山草・木灰・人糞尿などが唯一の肥料であり、病虫害に対する対策も加持、祈禱の他はなかつた。その上耕作面積は少なく、家族は多いとなれば、農民の生活はきわめて苦しいものがあつた。まして不作が続いたとするならばその困苦は想像に余りあるのである。

百姓が公租公課にあえぎ未納者が出た場合、これは五人組、村方の連帯責任として処理されなければならない。従

つて未納者だけが逃げる訳には道義的にも出来ない。そこで困り果てて百姓が団結して精一杯の手段を講ずることになる。

元禄十四年十二月（一七〇一）豊永郷桃原村の百姓等四十八人が連署して旱天の被害で免租方を奉行所に提訴した。この年はいにく旱天続きの為、諸所に水が足らず植付不能の田が出てきた。桃原はそれが特にひどかった。是利用して庄屋を罷免さすべく策動をするものが現われ、糺明の結果それぞれ調書を提出させた所、庄屋の偽り、手落ちもあって事件は落着いた。この経緯を記したものが山内家所蔵の資料にあるので紹介する。

乍恐御歎申上連判口上書之御事

一、当年早損に付毛不付在々に御座候故、豊永郷に御検見衆御入被成候に付桃原村に毛不付二十石余程御座候に付、庄屋七右衛門殿へ百姓相談之上を以御検見請申度と願申候得ば、中々百姓之痛に成候間免奉行所へ直に罷出、御断を申立免下り申様に可仕と被申付、左様かと存候得は御訴に不被出候に付、百姓中又々七右衛門殿へ申様は、大庄屋殿に村々小庄屋衆相添、免御訴に御出被成と承候間、七右衛門殿も御出被成免御訴被仰上様にと達て申候得ば、大庄屋殿を願申し免は下候筈に相極候間其御心得候へと被申候。大庄屋殿をも頼不被申其尽に捨置、十一月二十五日に被申様は、米盛致候間急度御買物銀懸け候得と仰被、乍迷惑種物、諸道具質に入売立、毛不付や一合も無御座所に五つ物成余に御買物三ヶ二払は仕申候。庄屋七右衛門殿御断不被成故かと奉存候。乍恐御歎申上候御事。

一、去年新改村文左衛門一儀に付、高知に永々相詰、桃原村百姓大方たおれ申すに又当年の早損にかかわり可申様も無御座、迷惑仕御事

右之通少も偽無御座有躰を申上候間、被為が御不便候は、難有可奉存候。若偽と被為思召候はは損毛一々地引仕御見物を請可申御事

元禄十四年巳十二月十四日

桃原村百姓連判

御奉行所様

註 連判者名、惣吉、源介、権右衛門、権丞、松右衛門、弥吉、庄兵衛、大兵衛、徳左衛門、八兵衛、弥右衛門、仁兵衛、右平、三丞、次郎左衛門、安兵衛、孫市、市郎右衛門、加兵衛、伝丞、又兵衛、源七、小平、理右衛門、清八、久平、長右衛門、孫右衛門、清吉、文太夫、太郎兵衛、清右衛門、大右衛門、孫左衛門、役右衛門、平左衛門、次太夫、安丞、忠右衛門、長左衛門、喜右衛門、儀右衛門、大丞、六左衛門、左右衛門

(註抄訳) 当年は旱損につき植えつけのできない在所がございます。それ故、豊永郷の方へ御検見衆が、御いで遊ばされました。その時桃原村にも、植付のできない所が二十石余りほどございますので、庄屋七郎右衛門殿に、百姓たちが相談の上で、御検見をおねがい申し上げたいと申しました。

すると庄屋殿は、そうすると百姓たちの中々の傷みになるので、直接御奉行所に出て、御ことわりを申したて、免租をさげてもらう方がよいと申されました。

それで、直接御奉行所へは訴え出ることはできないからというので、またまた庄屋七郎右衛門殿へ申し出ました。

七郎右衛門殿の申されるには、大庄屋殿に小庄屋衆を相添えて免租の御訴えに御出になされてはと承りました。それで七右衛門殿もおいでなされ、免租御訴え申上げられるようにと申しました。すると大庄屋殿にお頼み申し上げて免租をして下さるはずにきまっているからそう心得ているようにとの話がありました。

ところがそのままに捨て置いて十一月二十五日に庄屋の申されるには、「米盛をするからきつとお貢物銀懸りにせよ」と仰せられ、迷惑ながら、種米、諸道具を貢物に入れたり売立ったり。兎合もございせんが、何とか五つ物成り余にお貢物の三分の二は払いました。

庄屋七右衛門殿が御断りなされなかった故かと存じ奉りますが、おそれながらおねがい申し上げます事は、去年新改村の文左衛門のことで、高知に永々相詰めて、桃原村の百姓は大かた倒れつき申しました。また今年の旱損にかかってどう申しあげてよいか申しようありません。迷惑していることでございます。

右の通りでうそいつわりはございません。ありのまま申し上げますので、ごふびんを加えられますなら有難く存じ上げます。

もし偽と思し召さるるならば、損毛地を一々御見分下さいますようお願い申し上げます。

奉行所ではこの訴えによって、豊永郷大庄屋豊永藤太夫を尋問すると、こうである。郷中七ヶ村は中見巡検衆に願ひ出て検見をうけ残る三十一ヶ村のうち五ヶ村については、巡検衆の韭生方面へ退去後追訴して減免を許された。桃原村を含む二十六ヶ村からも歎願が出たが、すでに時期を失して目的を果さず、百姓共は七月中に検見願を庄屋まで出したというが庄屋は確とその願ひは聞いていないという。しかし桃原村の損毛は百姓の訴える通りだとの返答であったことが次の公文書にみえる。

即ち、

右の通り庄屋七右衛門に対して、百姓どもが訴を差し上げ申しますことにつきまして、私に委細をお尋ねになられますが、この秋、御中見舞お越しになられましたにつき支配の村に庄屋を召し寄せられ「被害の傷みの村があるならば、ご検見をうけるように」申し渡しました。七か村はご検見を願ひ出まして見分をうけました。

残り十一か村分は勝手次第にするように二度触れておきましたが、お願ひ申すものはありません。

ところが、五か村は韭生へお通りの後に、私がまかり出まして、お断り申し上げました様に申しますので、庄屋一所にまかり出まして御断り申し上げ、御用捨仰せ付けられました。

二十六か村桃原とも全体のお断願を申すにつき書つけを差し上げましたけれども、庄屋まで七月中から、御検見願う仕度とその由を達しました。この由、ただいま百姓ども申します。

庄屋儀は、その段たしかに承らず由申します。桃原村は今年の傷みは百姓の申す通りでございます。以上

同日 豊永大庄屋 豊永藤太夫

桃原村庄屋（名本）七右衛門の口上も大庄屋のそれに大同小異で次の通り答えている。

御請仕口上書の事

一、去極月に御巡見様お通り遊ばされましたおりに、桃原村のみな百姓ども連判して書付を差し上げましたことにつき、私儀、この度御請仕りましたが、仰付けられました右百姓どもの申し上げました段は皆、偽りを申し上げている事でございます。

一、百姓どもの申し上げます通り、去年は在所に早損がございましたことについて御中見衆の匪生へお通りなされた前後、大庄屋方から、度度お触れでございました。それで桃原の百姓どもは相談をし、序に御見分を請申しますと存じまして惣百姓ども、私宅に揃うように申し渡しました。

すると、そのうち年寄作助、組頭六内計参、百姓一人もまいりませんので、桃原をお通りになりました。お役人様方へ御見分をお願い申し上げておりません。

一、百姓が申し上げました通り、なかでも損毛の村五か村ございます。その大庄屋を頼り、小庄屋一所に罷り出てお断り申上げましたよう承りますが、桃原村の儀も御用捨なし下されます様に、大庄屋を頼り御断申上げましたが、最早その節立毛引ましたのでお断相立ちません。

一、御中見衆様お越しになられますまでは、御検見の願い仕り、百姓一人もありません。しかし余村は過分に免租が下りましたという事を知つて、その後に私方へ申し届けてきましたが、その時節は麦作等をしていましたので前後のことでございます故、豊永二拾六か村、桃原とも御断相叶いません。

一、百姓が申し上げますのは、御貢物銀に、種米や諸道具を売りたて、三分二払つた。これには迷惑をしましたように申上ますが、これはいつわりのように存じます。もともと御貢物銀は茶代でもつて毎年御納申あげいる所でございます。

右申し上げました通りで少しも相違は御座いません。在所免下りがありますと百姓ばかり勝手に成りますことでは御座いませんで、私も相應に御貢物相たてますことができますと勝手のことでは御座いますけれど、御中見衆御通りの時に、耆人もまかり出ません。書付もを差し上げましたしません。この点毛頭合点がまいりません。それで御吟味を仰付けただければ有難く存じ奉ります。以上

豊永之内桃原村庄屋

元禄十五年午三月十六日 七右衛門

御奉行所様

このように四十八名の百姓が旱害による免租の訴えと、庄屋七右衛門が言う、百姓の言うことは偽りであると言うのが最初である。

これに対して、豊永の大庄屋の豊永藤太夫は、「桃原村の今年の傷みは百姓の申す通りでございます。」とその被害は認めている。一方で「―庄屋儀は、その段たしかに承らず由、申します。」と、前段の「二十六か村桃原とも全体のお断願を申すにつき書つけを差し上げましたけれども、庄屋まで七月中から御検見願う仕度とその由を達したが、」庄屋は承知していない。

それぞれ願出、申立、等にちぐはぐな処があり、これが事実か偽りかの調査がつづいている。

次の桃原村庄屋七右衛門の一札で、庄屋が段々偽りを申し上げたことを自白、此科でどうなってもよい、申しひらきほしいといっている。

これについて百姓の四十八名は、庄屋七郎右衛門が誤りであったなら、私共は何も申すことはございませんとあっさりしている。

庄屋の手落ちであり、偽りであった。

ところで庄屋にも不平の点があり再吟味をした。ところがまた意外のことがでてきた。

それは、この訴書の下書を、もと庄屋久右衛門の^{せがれ}粉久平が書いていた。久平の親の久右衛門は何の不都合があったのか、庄屋を追放になっている。その後任が七右衛門である。

そこで久平はこれを恨みに思い、七右衛門を失脚させるように書いた。その庄屋のあとに自分が任命をうけてすわる心づもりである。

そこで再吟味は、初め四十八名が、次の時は僅に八名で、これが真実を吐いている。

百姓伝兵衛が、訴状の下書を頼まれて書いている最後の口実で、これが不実の訴えであることがわかる。こんな訴えもめずらしい。

一札

一、桃原村百姓共去秋旱損ニ付、御検見請くれ候様にと申届候得共私取次不仕と御巡見様へ捧直訴依之被召出御吟味被付左ニ申上候御事

一、私申上候へ去年在々旱損御中見を並生村へ御通り被成候前方大庄屋藤太夫殿より検見請中村へ指出仕様にと度々御触有之由申上候 桃原村百姓共検見請申候へ、私宅へ揃申様ニと百姓共江相触候得共 其内年寄作介組頭六内式人計参小百姓等人も不参由申上候

一、年寄作介御吟味被仰付候処 作介申上候へ検見之触ニ而へ不参 桃原村加番役人弥吉殿方へ参候序に七右衛門方へ参申候 其時七右エ門申候へ 大庄屋藤太夫殿より検見請申候へ指出仕申様にと御触有之由申聞候 作介申候へ 百姓共呼寄相談被致候様ニと申罷立候

一、六内儀へ 御公儀様御用之掛り茶七右衛門方へ持参之序ニ 七右衛門申候へ 大庄屋藤太夫殿より御触有之由申聞候ニ付 六内申候へ 惣分百姓共呼集相談被致候様ニと申罷立候

右之通百姓共御検見之儀ニ付奉捧直訴御吟味被仰付候 私百姓共へ申付候は 御検見請不申差出 年寄作介と一所ニ連判仕大庄屋所へ差出申由申上候 御吟味之上相頭候へ 巳ノ八月十四ニ私一判にて支配之百姓ハ 検見請ものは忝人も無御座候由差出仕申所 段々偽を申上候 庄屋役目相勤申ものには不相応之申上様と被仰付奉誤候 此科を以如何様ニ被仰付候而も 申披無御座候仍一札如件

元禄十五年三月晦日

桃原村庄屋 七右衛門

御奉行所様

右ハ七右衛門ニ対御巡見様に訴差上候処 於御郡方ニ 御吟味被仰付 七右衛門奉誤候赴右之通口書奉捧候上ハ 私共何之申分無御座候

同日（元禄十五年三月晦日）

右 百姓 連判

右之通私一所ニ罷在承申所相違無御座候

已上

同日（元禄十五年三月晦日）

豊永大庄屋 豊永藤太夫

右者去冬桃原村百姓共対私ニ御巡見所へ訴差上 依之双方被召出 於御郡方被遂吟味候之処 私申分不相立奉誤趣書付仕差上候処 於御横目所ニ被入 御念御再吟味被仰付候

一、百姓共訴 去年早損ニ付 桃原村不毛付地式拾石程在之候ニ付 御免方御役人豊永郷へ 御越候節 百姓共御検見請申度

趣 私迄願出候得共 百姓共痛ニ相成候間 免御奉行所ニ直ニ罷出御断申上 免下り申様ニ可仕と申聞候へ共 私不罷出候ニ付 其後又百姓共私ニ申様 大庄屋藤太夫ニ 村ニ小庄屋相添免御断ニ被出と承候間 私儀も罷出 免御断申上候様にと達て申候得者 大庄屋を頼不申 其分ニ捨置十一月二十五日ニ 急度御貢物銀払候へと 申付乍迷惑種米 諸道具 質物ニ入 或充立毛不付 田地又ハ宕合も無之所ニ 御貢物御定目之通三ケ式払仕候 私御断不申上故と百姓共書付差上申候

一、私御請狀ニ去年（元禄十四年一一七〇一）御免方御役人中 菲生へ御越被成節 豊永郷御通に付 大庄屋藤太夫方より御検見請候ハバ其赴差出仕様ニ度々相触候故 百姓共と相談仕 御検見請可申と奉存 惣百姓私宅に揃申様ニ申触させ候処 其内老作助、組頭六内迄參 百姓耆人も不參候ニ付 御役人中 桃原村御通之節 御見分不奉願由書付差上候 依之双方被逐御吟味候処 百姓共御検見請可申候間 揃候様ニ相触候儀 不分明 其上右作介、六内儀随触私方へ参ニ而無之段相頭且又早損ニ付不毛付田地等 於在之ハ 百姓検見も願不申出候共 大庄屋より 右之通相触上ハ 百姓其召寄詮議仕必定立毛痛ニ相極候ハバ 御検見請可申所無 其儀剩百姓申分ハ不承 大庄屋藤太夫へ検見請申者支配中ニ宕人も無之趣差出仕段旁申分不相立趣 被仰聞奉誤候

一、百姓共訴ニ 御貢物、銀、種米、諸道具、質物ニ置 銀子かり立 又は売 御定目之通 三ケ式払仕段迷惑仕様ニ申上候私御請狀ニ是以偽の様に奉存候 爾來御貢物銀は 百姓共仕成茶代金を以 毎年納所仕趣書付差上候 此ケ条を以被仰聞候は 山分方御貢物ハ 銀子を以毎年極月限三ケ式払候儀 御定目ニ候 其歳の茶代 銀を暮迄貯置 毎年払候哉 茶代銀ニて払候儀は 右残銀 翌年六月限上納仕ニ付 翌年春以来之茶代ニ而 払申筈ニ付 暮払之銀子茶代を以払申と申上儀 不合之申分と被仰聞 此段爾來之申上様迷惑仕候

一、於御郡方御吟味之節 御検見請申者無之之趣之差出ニ 年寄作介と連判仕、大庄屋藤太夫へ 相渡申由 申上候処 已八月十四日私一判ニて 御検見請申者耆人も無御座旨差出仕段相頭 此儀私覺違を以卒爾成申上様奉誤候

右之通相違無御座候 去秋御検見役御通の節 検見願申 百姓無御座候 九月末分免之御断申出儀ハ 百姓申上通相違無御座候 検見之願申出候と申儀ハ御吟味之ニ百姓共不実之申懸ニ罷成奉誤候 然を私儀大庄屋藤太夫より 検見願候ハバ差出仕様□度□相触候処 其旨百姓共ニ不申聞 私一存を以検見請申もの一人も無御座段 差出仕儀并右差出 私一判ニ仕候所 年寄作介と連判仕赴於御郡方に御吟味之節申上候段 且又検見願候ハバ 百姓共私宅へ罷出候様に相触候処 年寄作介組頭六介まで罷出候由申上儀 御吟味之上不実ニ罷成 此三ヶ条私申分 不相立赴被仰聞奉誤候 此科を以如何様に被仰付候而も申分け無御座候 已上

桃原村庄屋 七右衛門

(元禄十五壬午一七〇二) 年六月二十五日

御横目所

右七右衛門御再吟申口私承所相違無御座候 已上

豊永大庄屋

同日

豊永藤太夫

右之通去冬御巡見所へ 訴差上候ニ付 双方被召出於 御郡方被遂御吟味候処 庄屋七右衛門申分不相立 奉誤旨書付仕差上候

然上は私共申分無御座候ニ付 其赴書付仕差上候へ共 弥被入御念 於御横目所御再吟被仰付 双方申口御聞届之上 私共申分も 不相立旨被聞赴左之通

一、去年早損仕立毛不付 田地貳拾石程有之由 去秋御検見方御役人 豊永郷へ被参候節 百姓相談ノ上を以 御検見請申度旨 庄屋七右衛門へ願出候得ハ 百姓ノ傷に成候間御免奉行所へ七右衛門罷出 直ニ御断申上免下り候様ニ可仕と申ニ付 其通心得罷有候処 断に不出候ニ付 其後 七右衛門へ申様は 近村小庄屋は 大庄屋藤太夫へ相添免御断ニ罷出候由承候間 七右衛門も罷出御断申上候之様ニ達而申候得ハ 大庄屋を頼免下り申答ニ相極候間 其分ニ心得候へと七右衛門 申

候処大庄屋をも頼不申捨置冬十一月二十五日 御貢物急度払候様ニ七右衛門申聞ニ付 乍迷惑種米諸道具 質物ニ置借リ立 御定目之通三ヶ式払仕 迷惑仕由申上候 此儀御吟味被仰付候処 御免方御役人被通候節 御検見の願七右衛門へ全不申聞段 年寄作介申出私共不実ニ相極候

私共より七右衛門へ免御断願出候ハ 九月末方ニ近村之者共 大庄屋と一所之御断ニ罷出候由承候ニ付 其節七右衛門方まで免之御断願出申処実正御座候 然ハ粒毛取込申以後ニ而御座候得ハ 御断相立可申様無之趣被仰聞得心仕候 然上ハ私共申分不相立 其上庄屋七右衛門へ不実之申懸仕段奉誤候

一、去々年新改村文左衛門儀ニ付 永々高知へ相請 私共大形つふれ申所 又去年之旱損ニかわり可申様 無御座迷惑仕由書付差上候ニ付 被仰聞候ハバ 庄屋七右衛門仕成を以文左衛門不届仕御吟味被仰付ニ而も無之 又旱損之儀ハ御一同之儀ニ候得バ 七右衛門ニ申分無之筈と 被仰聞得心仕候

一、私共連判之者ハ 不残旱損仕候哉 右之内にも用水かかり候処も在之筈 不残不付と申に而も 有之間敷候 有躰白状仕候様被仰付候 右連判人数之内 半分程ハ井掛惡敷毛付不申ニ付 大豆等仕付申候 残者共ハ田方毛不付と申に而も無御座候 然ハ右之者共をも 連判に加候儀 頭取人 可有之儀之間 有躰申上候様ニ御吟味被仰付候 右連判之内前庄屋仕久右衛門 久平と申者存立 訴之下書相調 則同存百姓 伝兵衛に申聞 近所川渡村ニ受取罷在 治右衛門と頼相調中に実正御座候

一、私共訴ニ免五ツ成余ニ 御貢物払申趣書付差上申候ニ付 免高御吟味被仰付候所 四つ九歩に相極 是以私共不実ニ罷成奉誤候

前書之通相違無御座候 右訴久平存立下書相調申処 実正御座候 私共儀ハ免之御断申上候間 判形仕様可申聞ニ付 免一通之御断申上儀と相心得 何之年も不仕 判形仕所相違無御座卒爾成判形仕段奉誤候 以上

(元禄十五)午(一七〇二)六月二十五日桃原村百姓

小平 左平 三郎右衛門 市左衛門 三丞 左右衛門 六左衛門 市郎右衛門

御横目所

右之通私存立下書仕 伝兵衛へ相渡申所実正御座候 然ハ如何様之儀を以 不実之訴存立候哉と御吟味被仰付候 私親久
右衛門儀爾来庄屋役 相勤申所御追放被仰付 右七右衛門ニ 役目被仰付候儀 心外に存奉ニ付 右訴差上候ハバ 七右衛
門庄屋役可被召上と相考 文書等作下書仕申所実正御座候 然ハ親久右衛門儀ハ 其身不埒を以庄屋役被召上候ハバ 对七
右衛門ニ 意恨在之咎ニ而も無之候外に 存分可有之候間 有縁申上候様ニ被仰付候 実ハ七右衛門儀 庄屋役被召上候ハ
バ筋目之儀ニ御座候間 私ニ可被仰付哉と相考 不実之訴存立申所 実正御座候 此科を以如何様に被仰付候とも 申訳無
御座奉誤候 以上

同日

桃原村百姓 久平

前書之通訴下書久平 相調私ニ相渡し申に付 右治右衛門に頼相調申所実正御座候不実之訴方判仕 百姓共催し候儀不届
と被仰付申わけ無御座奉誤候 已上

同日

桃原村百姓 伝兵衛

右百姓共御再吟之申口 私承所相違無御座候 前廉訴差上候刻 百姓共四拾八人連判仕差上候得共 素何之申分無御座申
ニ付 右之者共まで御当地に罷出 前書之通本人相願外之者共得心仕所 相違無御座候 已上

同日

豊永大庄屋

豊永 藤太夫

一、去冬 桃原村百姓庄屋七右衛門ニ対訴差上候ニ付 双方被召出御吟味被仰付候処百姓共申分相立 七右衛門へ不実之申懸罷成本人被逐御吟味候処 私ニ頼右訴相調候由申出ニ付 被召出 御吟味被仰付候

一、去冬御巡見之御衆 桃原村へ御越ノ前ニ百姓市郎右衛門、清八、文太夫、久左衛門より申越候へ 類書申度もの之候間 参調くれ候様に 使を差越候ニ付 早速参候処左兵衛と申者方に 百姓数々罷在 訴之下書出し候ニ付 達而断申候得共 是非調くれ候様ニ申ニ付 見合申候処 わけなきケ条有之故 ケ様之儀執筆仕候儀不成旨申聞候得ハ 左候ハバ 其外指除一卷迄相調くれ候様ニ申ニ付 下書之通相調遣し申所実正ニ御座候 則右百姓共より私方に銀子四匁当座為礼くれ申候ニ付 請取申候 全文言等私作為ニ而無御座候

右之通少も相違無御座候 右訴状頼申候はば下書有之候 其入念相調可申処 百姓申口と慥存相調遣礼銀迄取申段申分無

御座候 已上

元禄十五年午六月二十四日

豊永之内川渡村百姓

治右衛門

御 横 目 所

右治右衛門御吟味申口私承所相違無御座候 已上

同日

豊永村 大庄屋

豊 永 藤 太 夫

結

末 これを要するに桃原村前庄屋(名本)の息子久平がこの訴状を起案し、同村の百姓伝兵衛と打合せた上、隣村川渡(川戸)村の治右衛門が依頼をうけて作成したことが判明したのである。久平はこれによって庄屋七右衛門を失脚させ、父久右衛門が前庄屋役を勤めた筋目からも自分が七右衛門の後任にもがなどの野心を抱いたのであった。

尚横目役は連判状の「迷惑ながら種米、諸道具質物に入れ売立て毛不付や一合も御座無き所に五つ物成余に御貢物三分二払い」とあるのを重視し、調査の結果五つ物成余は四つ九歩の誤りであることが指摘され、「不実の申立て」と

決定、七ヶ月に亘る争議は庄屋、農民とも全く不首尾な結果に終わったのである。

(三) 寛政の騒動

寛政九年（一七九七）十月豊永郷で農民が騒動を起こした。

御国年代記には寛政九年丁巳十月豊永郷中百姓徒党訴訟とあるのみでその経緯が明白でないが、事前に鎮定したので史料も残さず終ってしまったことであろう。

事件は、寛政九年の九月にはじまる。豊永郷中の八か村、梶ヶ内、安野々、川戸、長淵、桃原、八川、西久保、柳野の村のものが、切手相場の高値に苦しみ、藩主が江戸参勤の時の送夫の出役を拒んで愁訴嘆願した。それでこれに説諭を加えたため一応鎮静になったように見えた。

ところが再度燃えあがって、八か村の郷民三百名が強訴を企てた。それを藩史が知って主謀者を捕えて弾圧を加えた。そのため大事に至らず落着いた事件である。

この事件は町奉行馬詰親音（享保一三〇一七二八〇文化五〇一八〇七）の日記によって知ることができる。
寛政九年（一七九七）九月二十七日に次の通りある。

「先達て豊永郷之内、梶ヶ内、安野々、川戸、長淵、桃原、八川、西久保、柳野八箇村之百姓申合相願候筋有之、意趣は近年切手相場高値に付、迷惑之旨〇御上下御旅行送夫に出候儀難儀之由。

其余少細之儀爾来相済来候事共を今更出来候様に申立訴候趣之所、御郡方より取締置候得共、兎角又々大勢申合候に付、御郡方先遣郷廻り等差遣し、且足輕へも被仰付、若様子に寄、早速被遣候筈之処、先さきやり参り申聞候筋有之所承引不仕、弘き河原へ三百人計も集、其所にて委細可申上と申出、大勢之中へ張本を置、先遣り共申聞候事を一方向とも不致不屈之事共多候

に付、こらへ兼ね郷廻り三百人計のなかに有之張本人をふみだたき伏せ、搦め取り、段々郷廻り使番等こみ入り候て、召取之、跡々之者共へも能論聞け、致安心騒不申様に申聞置帰候由。」

捕えられた主謀者は、梶ヶ内村組頭の熊右衛門、百姓の重次郎、みこの市太夫の三人。安野々村の元組頭、今は百姓の要助と現在組頭の五右衛門の二人。川戸村の社人西村文吾と組頭与太夫の二人。長淵村で百姓総左衛門と嘉助の二人。桃原村の百姓亀丞と源介の二人。八川村の百姓市右衛門と半兵衛の二人。以上十三名である。

なお、馬詰親音日記の九月九日の記録——つまり問題の十八日前——には次の通りある。

「豊永郷之百姓申合願筋之事有之、先日高知へ出居候処、先止居候。然に又他国へ逃散の様子に去る六日相聞候由。」

昨日は諸役所余程右の事に詮議等も有之候由」

と見えている。ここではすでに準備態勢の行動が燃えていることが判明する。

なおまた宮地日記十月五日に次の通り。

「先達て豊永郷中百姓共訴訟の事ありて、御城下へ押かけ出んとせしを、御郡方より押留、作配ありて静謐せしが、其後又々訴訟を企てる由聞えて、御郡方下役共数々被差立、大勢集居る処を取込。張本人召捕りし也」

騒動のあと 捕えられた十三人がどうなったかの記録は見つかっていない。

騒動鎮撫に功勞のあったものは次の通り賞をうけている。

土地の豪族の豊永惣次右衛門と、豊永甚右衛門である。二人とも賞賜をうけた記録が、九月十八日の山内家日記にある。

申渡 覚

豊永惣次右衛門

右者此度豊永之中、村方より願筋有之趣を以 百姓共不埒之儀相企候節、彼是厚相心得之趣相聞、当然之儀とは乍申 畢竟兼

而心得方宜件之次第、依右金子三百足被成遣之。以上

賞詞は奉行職柴田織部から言い渡された。甚右衛門は当時在郷のため、惣右衛門から伝達された。

藩吏で首謀者を捕縛したものは十月三日それぞれ恩賞があった。

郡方先遣久万八郎右衛門、島村庄五郎にそれぞれ米五俵。

郷廻役の惣助、七助、七兵衛、庄藏の四名には、それぞれ米五斗の加増。

使番の文作は三斗の加増。

使番の又七、忠六と勇助は定小者に昇格。

(以上平尾道雄著土佐農民一揆史考)

それぞれに賞を 西峰庄屋松本家年譜差出に次の通りある。

一、初代松本丈左衛門前方孕石祐右衛門様譜代にて 代々相勤居申所 安永八亥年西峰村庄屋 三谷重次郎分他統讓請庄屋役 被仰付

——中略——

寛政九巳年豊永郷八ヶ村之者共 願筋有之趣を以騒立候節 諸事御用方厚引請致出精候趣御聞届之上御奉行中へ御達被仰上 寄特に被思召依右為御褒美 御米六斗被遣候趣寛政十二申年二月九日於御目附所被仰付申候
また西峰道番庄屋三谷家年譜書に

一、八代三谷加太夫の条に ——上略——

尤勤役之内寛政十二申二月御目付所へ被召出 去巳年豊永郷八ヶ村之者共願筋存立候趣取扱方致出精候趣相聞え 御奉行中 へ御達寄特の思召 依右為御褒美 御米一石二斗頂戴仕候。

また豊永岩原口道番庄屋吉川家年譜書中に吉川常永がある。その条に次の通りある。

——上略—— 寛政十二戌二月御目付所に被召出去巳年、豊永郷八ヶ村之者共願筋候趣風聞達村々へ立越論方を取扱方出精いたし候段御奉行中に相達寄特に被為思召、依右御褒美御米一石を被遣候

以上のように騒動から二年五ヵ月後の寛政十二年二月に、それぞれ、西峰庄屋は米六斗、西峰口番所役人は米一石二斗、同じく岩原口番人庄屋は米一石を褒賞としていただいている。

(四) 阿波農民の土佐逃散

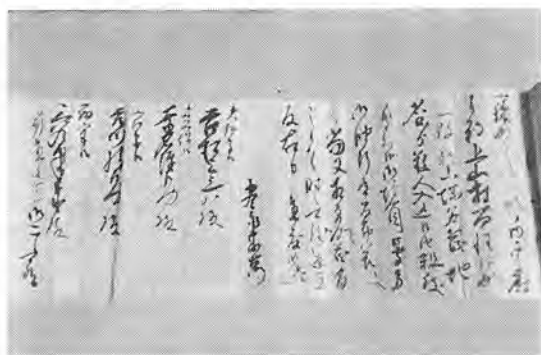
天保十三年（一八四二）十二月二十三日の夜のことである。

徳島県美馬郡東祖谷山村の農民六百人が、同村落合村名主庄屋である喜多源五左衛門の家宅に乱入して、家屋を破壊し、乱暴の末小川、樫尾を経て土佐西峰に越境逃散して来た。このことは土阿両藩の政治問題にまで発展したが幕府への聞えを憚って、秘密のうちに処理したので資料らしい資料が伝わっていないのが事実である。

これより先、天保十二年十二月四日の夕方から夜にかけて、徳島県三好郡で山城谷百姓六百三十一人が、伊予宇摩郡今治領上山村へ越境。十七日同地の太庄屋井川太郎左衛門宛十七ヶ条の「口上之覚」を差出した。

同二十日美馬三好郡代の高木真之助、三間勝蔵から「申聞個条書の覚」を一揆に手交し、一揆の者達はこれを了承した。

阿波の役人に対しても、一揆が帰郷してからも処罰はしないことを約束した。ところが翌年の正月四日、一部の百姓である佐野村、西山村の組頭が庄屋に対して押出さんとして、山城谷の郷士大野薫八に説き伏せられて引



阿波人の土佐への逃散について大庄屋より各口番所にてた公文書

返した。

これを理由にして藩は一揆全体の者を取り調べて処罰をしようとしたが、一揆の者達はそれに服しなかった。妥協した藩の役人達は病気で死亡した一揆の一味の承作という者を、首魁者としてその首を頼広峰の四つ辻に梟して終結した。

山城谷の一揆に続いて翌天保十三年十二月西庄山井の内容谷、加茂、大利村、中西村、昼間村大刀野山等が再び一揆を企て、西庄山の暴徒は辻町で乱暴し、その他の村の者は足利村に押入り秋田屋宅を打ちこわし、夜明けと共に引揚げた。この一揆騒動も鎮定されてから首謀者三名が処刑せられたのみでその他の者は説諭で終った。

安政三年（一八五六）讃岐鵜足郡中通村の百姓が三好郡大刀野山村に越境して来る。それを池田村に引き取って、両方の大庄屋の交渉で越境人を処罰しない条件で讃岐の庄屋に引渡した。

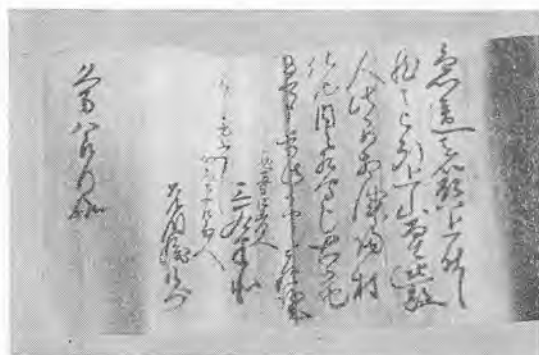
その後讃岐豊田郡黒淵村の百姓が、白地村に越境して来て、同村の大庄屋と先方の大庄屋と交渉の結果、これまた処罰をしない約束で引渡した。

このように当時は阿讃でも越境が流行し、しかも無罪で放免になっている。そしてほぼ目的を達することができていたので、これを好いことにして、東祖谷山村でも、土佐越境を企てたようすである。

この経過を「西祖谷山村史」から転記する。これは喜多源内氏著である。

天保十二年十二月二十三日の夜、東祖谷山東分は三好郡内山城谷外九か所の一揆に依じて一せいに蜂起し、落合名主庄屋喜多源五左衛門宅へ押し入った。

柱をきり、戸障子を砕いて家をこわした後、小川、樫尾を通して土佐国へ越境し



阿波人の土佐への逃散についての報告書（本文参照）

た。その数およそ六百人。

この騒動で郡代以下多数の人人は西祖谷山の政所役場へ繰り込んだが、西祖谷山は静穏で暴動はおこらなかった。しかし、この越境した六百名を、阿波藩の役人は土佐藩とかけ合い阿波へ引戻しの上、それぞれ尋問取調べた結果、発頭の三人を死刑にし、土佐国境檉尾峠、京桂峠に梟首にせられた。

この三人は、本祖谷で大枝名の国五郎、中上名の武右衛門、西山名の円之助である。

武右衛門と円之助は牢死し、実際に斬首せられたのは国五郎の一人である。前の二人は死後の首を梟首にしたものである。昔から祖谷山の村治は他村とちがって、年貢も檀完料で納め、諸懸夫役も、政所・名主が手心を加えていたことである。それで年貢の誅求も直接細民窮民には及ばさなかった。そこで西祖谷山の暴挙は理由がなかったのが事実である。つまり本祖谷山の一揆に応じたのは隣地の暴発に附和雷同したに過ぎないといつてよい。

この逃散騒動を、西峰生れで、当時大砂子で寺小屋師匠などしていた吉松象之丞が作詞している。新版潮来節という。この歌詞がよくこの事件を説明しているので次の通り掲載する。

1 当流新版伊多粉婦志

一、唐と日本の不思議一つ

扱も阿州の騒動の

始めは天保十二歳

諸国勝れし米相場

その上新たな運上を

迫る厳しき触付に

諸人も胆を冷しつつ

それから人氣が立やした

五常にくらき政道じや

二、巳の霜月下旬の事よ

年貢の風の烈しきに

山城谷も水増して

涙浪うつ一揆がた

師走始めの四日の夜

騒ぎ出たる人高は

六百三十ばかりにて

伊予路の方へ越しやした

ゆるぎ上りしねずぎ峰

三、ここに予州の今治御領

その名も高き上山と

恵みも深き安楽寺

諸行無常の鐘の音

突留られし身の上や

妻子の上も願いつつ

それより領主のお耳だち

大きなお世話になりました

運ぶお米や何やかや

四、民に非道な山城庄屋

さてはと驚きかちはだし

城下へ急を申すやら

残りの百姓なだめるやら

手足氷りて肝に汗

齒ぐきがちがち胸ぶるひ

徳島役人駈けつけて

伊予路の帰国はさせやした

井上喜代治の智謀にて

五、明けて目出度い八千代の祝い

今年ぞ寅の豊年と

空も長閑けき初春に

千代をかざしのみしめ縄

あがるもまたぬ一字山

俄かに黒雲立登り

今ひとしきり村雨に

井の内容谷も荒れやした

加茂の雷いかづちすざましく

六、叫び出たは三千ばかり

馬場や秋田が家蔵を

暫時にこぼつ勢いは

昔もろこし硫黄山

獅子の荒れたる如くにて

家財残らず破却して

妻子が晴の小袖まで

悪事の手縄になりやした

家内となりての無念さは

七、土地で名高い滝下屋とて

数代伝はる酒屋にて

兼て勤める庄屋役
家名繁昌富み栄え

奢りは積りて富士の山
ちばんの恨を晴さんと

豊戸、障子諸道具を

川辺に投込む有様は

秋の木の葉の散るごとく

八、数も限らぬ大酒がめや

醬油桶や油樽

一度にどつと割るときは

庭は忽ち批把の海

川原家内一同に

鳴いて明石の浦千鳥

途方にくれし折柄に

防ぎの役手馳付ける

其数三百ばかりにて

九、望み如何にとお尋ねあれば

唐津、川人兩人が

欲と役威の天狗鼻

かんば泉屋ひじり野に

利欲の高柵踏落し

他国へ出んとひしめけば

あわてふためき諸役人

ようようその場を留やした

大小投捨て丸腰で

十、山家そだちの青民草に

何の軍慮もなければ

流石一揆の大勢に

遺恨持たれし家々の

女・童わらわの胸の内

心せきちくしゃくやくの

顔は上気のちり紅葉

みな乱菊となりやした

もつれも深き藤の花

2 従是中の切

一、扱も祖谷山千二百石

深山の奥に花ありと

高位武官の遺跡は

数多聞ゆるその中に

喜多源内と名も高く

先祖の武威を鼻にかけ

身の重末は気もつかず

権柄我慢の政所

その名をさらす吉野川

二、喜多が末家の勇介、利喜多

東西分て大庄屋

身内ばかりに勤めさせ

心まっせの諸作配は

上見ぬ驚の強欲に

いち味の小鷹に蹴立られ

わづかな小鳥たまりかね

一度にさつと飛びやした

翼そろへて魚鱗だち

三、東庄屋の利喜太が館

今宵の難は露しらず

酒のきほいの寝入ばな

やだけ心の一揆ばら

相図の小筒に馳せくるは

かなへのわくが如くにて

徒党蜂起の手初めは

見世屋をつぶし品々は

嵐に花の散るころ

四、加勢揃へば人数を配り

鉦鼓・筒・具・大鼓打

紅粉すり茶ざらししやは染

白地銀黒藍染や

旗は八色にひるがへし

手毎に明松灯しつれ

数十の鉄砲打立てて

一度にあげる鯨波の声

山河しんどうおびただし

五、時刻よきぞと張本達の

下知に従ひ乱れ入り

平生手練の三つ道具

はつり手斧や大柄鎌

我劣らじと振廻し

財宝一々破却して

柱戸障子鴨居まで

皆ずたずたに切やした

手並の程ぞおそろしき

六、かかる所へ久保源三郎

身はかちだちの一騎がけ

恐れげもなく馳けこんで

しばししばしととむる声

遺恨重なる源内と

くらがりまぎれに取ちがへ

無念齒がみの竹槍を

穂先そろへて突きやした

さつても危ない事ぢやいな

七、受けつ流しつ秘術をつくし

折角防ぎ囲めども

多勢に無勢の悲しさよ

さしもの久保も逃出せば

砂玉筒やら小石やら

しぐれあられの降る如く

傍若無人の働きに

ようようくぐり抜けやした

誠に一生懸命じや

八、西の味方へ合図ののろし

煙硝袋へ切れ火縄

竹につらねて差かざし

炎天地にみちわたる

これより阿佐を一揉と

息つぎあへず攻込めば

卑怯未練な左馬之助

行方も知れずにげやした

寄手もどつと一と笑ひ

九、土佐へ逃散その道筋で

大黒平石藤川が

止めんとするを竹鎗や

焼研鑢で一となぐり

かしづく二人の奴まで

終に巻込取やした

匹夫に似合はぬ不敵わざ

十、足手まどいは皆蹴ちらして

上る坂路は名にしおふ
大坂山にあらねども
その名尊き京柱
越ゆればすぐに一城の

3 従是下の切

一、里は土陽の西峰口へ
備へ置れし御番所は
常々堅き御構へ

猶も厳重守るうち
群衆越境と聞くにつけ
物見の小使走らせて

追々出向ふ役人衆
その訳一応聞やした

二、見る目も哀れな次第なり
来込む凡夫がそのなりふり
見れば月代一二才

一筋蘂のつかね髪
破れ股引太布襦袢
露も凌げぬ蓑と笠
背負ひつれたる風俗は

お傘の露のうるはしく
きらめき渡る御威勢に
心細道下り坂や
御見使まちる嫁がしわ

乞食姿に異ならず

ふびん至極に見えにける
一つは是もはかりごと

三、人数改め居村を尋ね

一人限りの差張に

嬉し悲しを喰まぜて

袖は涙の沖の石

その数六百二十人

御番外への宿くばり

胸の板屋も和ぎて

ご飯もたんと久生野や

心も今は大畑井

四、今は初春下旬の四日

委細注進申上げ

それより郷中手配りは

かねて覚悟の米俵
膳や碗・家具夜着ふとん

運ぶちまたや片里に

古今稀なる往来は

家業の邪魔にもなりやした

婦人や子供も嘶しぐれ

五、時に西祖谷六百人も

源内勇助源六や

小野寺有瀬を採破り

是も同じく逃散と

評議まぢまちある内に

徳島役人数百人

村々ばつと入込んで

お褒のお酒に酔やした

出るに連れられぬ拍子ぬけ

六、さればあちらの役人方も

西峰口の御番外

下番宅まで参る由

それについてはこちらからも

豊永近郷役人衆

件くだんの場所へ御立たちあ会

あちの役人挨拶に
重々国の不調法

執成頼み奉る

七、否やこちらの御城下よりも

お役人様お立越

仔細委しく御尋ね

仁義智勇の御捌き

逃散者へ御慈悲の

国退散のその訳を

記し出せと御意により

遂一認め出しやした

言葉に余る御憐愍

八、あちの国にも徳島役手

数もかぎらず入山し

日毎に懸合ふ文通は

実にも今度の一件は

お詫に尽し御厄介

隣国同志の御情合

何卒公辺御内治に

御済願入やした

偏に厚き御仁慈で

九、引くに引かれぬよきなき頼み

逃散人ども御諭され

頭の人々申には

民が難治の廉々を

お国で御慈悲の御作配と

願いのまを御引会

早速あちらの答えには

望みはどうなといたしやしよ

宜敷き様に御教訓

十、とかう言ううち日も重なりて

所により上るご寸志は

銀子もお米も里しれず

寸志療治のお医者やら

右一件について考証、豊永西峰道番三谷家年譜書、三谷馬之丞の条に、

天保十五辰年（弘化を改元その元年一八四四）五月於御目付所被仰渡左之通

其方共義去る寅年（天保十三一八四二）阿州地下人共逃散を以豊永郷西峰村へ罷越之節御費用の筋相考一同寸志米指出御取上被仰付追々右地下人共致帰国諸事都合宜敷相済候訳を以御吸物御酒頂戴被仰付候。

また、同三谷家の別家である郷士三谷馬之丞、同郷士三谷助吾郎兩人も前同文の褒賞を受けている。そのことが両家の年譜書に見える。

右三家とも地元の道番、又は郷士として、金子穀物を支出して逃散民を救恤する等多大の功を認められ、同日に召

寸志の御祈禱上るやら

あたらの人々貴賤とも

よっぼどあきれ入やした

諸国へ輝く御威勢

十一、頃はきさらぎ切めの八日

御引渡しと定まれば

逃散者も勇みたち

国の掟は白紙に

納得始末召置かれ

両所役人御立会

霞も晴るる京柱

難なくお渡し済やした

目出たう治まる豊の春

出されて其勞をねぎらわれたものと思われる。

また、文政三年に豊永郷総老に任命せられた山中万之丞（現寺内の山中家祖）の二代為六代の記事に次の通り。

一、弘化元辰年（一八四二）正五日、去寅年阿州地下人共逃散者、豊永郷西峰に罷越之節御用方出精相動、且御費用之筋相考一同寸志銀米差出追々右之者共帰国に相成諸事都合宜相濟候訳を以削物御酒頂戴被仰付（長岡郡郷長根拠）

なお、岩原村名本兼豊永郷総老の小笠原順平も、天保十五年（弘化元辰一八四二）六月十一日召出され、前記同文褒詞を以て御吸物御酒を頂戴した。とある。

尚土佐ではこの他寛文三年の「百姓町人愁訴、宝暦五年の佐川一揆、天明七年の池川一揆、森山北川一揆、天保十三年の名野川一揆、万延元年の津野山騒動」などがあるが、何れも山間僻地であり、当時の交通不便の地で、経済の窮迫した山間百姓の姿を如実に物語っている。

七 苗字と家号

（一）地名と系図

吾が国の苗字については、略鎌倉時代の半ば頃まで、文字通り其の在名、即ち家の所在地の地名であった。承久又は弘安の役以後から関東の名門末流が遠方の地に新恩の地を給せられて入国するに当り、多分は本家の威勢を誇る下心か、故の苗字を改めず名にのるものが出始めた。それがついには今日の固定を来したのである。今日の家号の交錯

は多くの家筋の集合を示すものでもある。

一つの村に住む多くの家筋には必ずその土地に住みつくいわゆる土着の先祖があった筈である。甲が住んでいる豊饒な土地に何かの縁を手繰って乙が移り住み、ついで丙が来住するという場合が普通であるが、中には戦乱をさせて集団的に落ちついた場合もあるう。しかしその場合でも先住者が居たことには疑いが無い。

これは其の部落の産土神に開発当時に奉じて来て祀った祭神と境内社、又は相殿として後から落付いた人々が奉じて来て祀った祭神と二神の祀られている部落の多い事実からも裏書きされる。

さて前述のとおり苗字は其の多くが地名によって名づけたものであるが、封建支配体制の確定によって一般庶民には四、五百年間姓の空白時代を生じた。しかし名本、庄屋などである程度の勢力をもつものは姓を潜称していたことが社寺の棟札などに偶々ある所から、その姓が其の家系ではもち続けていたものであろう。寛永以降郷土格を取立て苗字帯刀を許す制度によって苗字を名のるものが増加したが、その多くは元の長宗我部氏の遺臣であった。

明治初年この禁が解かれて苗字の自由が許されることに従い、特に伝えて来た家筋の外はその部落の名本や郷土の姓を用いたものが多かったようである。また中には天正地検帳に書き記されている姓氏によらず姓氏の変っている家筋もある。もっともこの場合は元の姓氏を有する者が転出名、その跡に入った家かも知れぬし、元々草分けの百姓ではなく武力侵入者（平氏の落人）が家名を誇って源平藤橘の姓を勝手に名乗ったかも知れない。

中世各地に輩出した名族の系図は何れも家が栄えて後始めて作成せられたもので、初代からの家の祖先が自から当代毎に書込んで来た例は皆無である。即ち作成以降の分は確実であるが、以前は漠々たる記憶に拠ったものにすぎない。

「寛政重修諸家譜」又は「群書類従」などの中に取入れられた諸家の所伝を見ても十中八九は源平藤橘である。これは公平にみてありうべからざることであり、而も歴史の学問が進まず、殊に年代の勘定や比較研究の幼稚な時代に

作られた系図であつてみれば尚更のことである。

云う迄もなく吾民族は先住の蝦夷人を始め北方、南方より移動して来た種族であるが、永い世代の間に優性は劣性を圧倒して日本民族として渾然同化した。これは吾々が一代で父母二人の血を承け、二代で四人、三代で八人、四代で十六人、五代で三十二人、六代で六十四人という風に、十代では実に千二十四人の夥しい多数の先祖の血を承けていることになる。このように考えてみると、古代の郷内結婚の事実からも忘れられている血族関係も沢山ある訳である。例えば朝鮮から渡来した武蔵国高麗郡高麗村の高麗某は中世以来東国の武士であり、長宗我部氏もその祖は中国から渡来した秦氏であるといわれる。

土佐の系図では史家の信を措くものとして、源頼朝の建久四年（一一九三）六月香美郡宗我部、深淵両郷地頭に補任されて土佐へ下国した中原太郎秋家の系図だけがある。

(二) 地名、家号は生きた口碑

前述の通り系図に信を措くべきものは至つて少いのを反し、地名、家号は庶民史上至つて重要な価値をもつものである。

先住者は位置を定めてそこに有着くと、まず屋地を開き小屋掛を作り、周囲に耕作地を拓いてゆく。そこで先ず屋敷の名が生れ、その周囲の耕作地の地字即ち「ホノギ」が同所の上下西東というふうに呼ばれる。年月を重ね二男・三男が分家しその周辺に新屋敷を作ったり、その間に外来の有着がある。そこで其の本家を「母屋」「部屋」「新家」「中」「上」「下」「西」「東」等の家号が生れる。更に「後」「前」「畝」「さこ」「谷」「窪」「渡」等地形によつても命名せられる。又日当りによつて「蔭」「日浦」「西向」「西浦」等の家号も生れた。のちのちはまた身分によつて

御屋敷、名本屋敷、代官屋敷、土居屋敷等ができた。

このように戸口が殖えるにつれ、その処に一つの「名」が出来た。名が出来るとはじめて其処を開いた先着者が名主となり、名子は名主の支配を受ける防禦団体として外部からの侵入に備えることになる。名主はいきおいその聚落の君主的存在となり、首長の地位を占め、今残る名本屋敷又は「御方」(岡田)なる地字に住んだものである。

こうした名主の中でも門閥の高い者、あるいは鎌倉時代以後その莊園の地頭として赴任して来たもの、又は名族武門が来村しそれら名主を威庄、征服して其の地方の領主となり、城を構えて支配するようになったものもある。その領主の居宅を「土居」といい領内飛地には代官を置いたがそれも「土居」又は代官屋敷といった。

山頂の岩屋で越年し、名主のすきを窺って元日の朝名主宅に押入り、

「名主方へ押掛けしに思ひもよらざる不意をうたれ、忽ち降参しける間に、国盛の勢強くなり、此辺り残らず切離け、一人も手指者あらざりしかば云々」(東西祖谷山記深山草)

このようにして平国盛を自称する武力侵略者は土地の名主等を威庄して堂々たる邸宅を構えその地の土豪となったのである。

天正地検帳によれば名主と書かず名本の字を使っている。古く草分けの家を名本と云い、是に従って村の開拓を行った戸々を扣(控)と云い永小作権をもって名主に隷属した。天正地検帳にある名本分とは名本の所有地であり、公事分とあるのは国領の管理する処である。

さて農民が地名を付けるのは至って無雑作なものでいわば自然的なものである。例えば社寺があればそれを中心に「宮の前」「宮の後」「堂の前」「堂の後」、道があれば「道の上」「道の下」「古道の下」といえば新しい道が出来てからの命名であることは明らかである。「野地」「野地の前」等は村が出来てからも其辺が尚原野などであったことを物語り、「坂」「平」で其の地勢を示している如く地名は自然発生的に生じたものと云えよう。

(三) 字と開墾

村を開墾した当初の人々が一定の個所を数年もかかって開拓した例は少ないようである。即ち年内農閑の時期に一定数の農夫が合同して開き、実力に比例して話し合い又はくじ引きで分けたことである。古い字は疑いもなく箇々の開拓地の名である。その中には門閥家が下人を指揮して拓き下人に小作権のみを与えて自分が全部の所有を独占し、のち分家に一部を割くというのものあれば、最初から、三反、五反と各戸に分けて拓いたものもある。後者の場合は字の中に小字が入ることになる。所謂「ホノギ」である。

字や小字にはその時代の特色がある。

開墾の方式としては名主の居住地からの遠近、往來の便不便から推量しても、まず中心部（番肥沃な処）から始まり、自給が出来る頃から次の地域、更に次にと漸次手を延ばしたものである。「野地」などは村の発生した後の開墾地であろう。

(四) 山窩と木地屋

林産物を加工して器物を作り、その製品を販売し生活を送る住所不定無宿の世帯で道具を負うて山から山へと漂泊放浪の旅をつづける一家族あるいは二家族と集団して茅葺の小屋掛の中で山中生活をする、これを古来山窩又は木地屋と呼んだ。

この山窩については作家三角寛が全国に亘る三十年の研究結果を東洋大学学位論文審査委員会に提出（昭和三十七年



木地 天明4年正月吉日と記入し小椋の銘がある
(町立民俗資料館蔵)

三月二十九日、当時の鈴木栄太郎教授が「前人未踏、先人不入」の研究と激賞し、満場一致を以って文学博士の学位号を授与されたことは衆知の通りである。山窩は古来箕造りを以って生業とする。

箕は櫟の皮をうすく剥いで組合せ、取手は雑木の細長いものを曲げて挟み、つづらで締める。

山窩の祖先は吾が国生えぬきの出雲種族である。阿波から土佐へと一族乃至は数家族が集団して山から山に移動して来た。この移動の状況を見た古老も豊永には居た。この箕作りの他に「十二部」といい、ザル、茶セン、茶杷杓、釜敷、ヒツ入レ、すの子、煙管のラオなど合わせて十二種類の品物をつくって物と交換で生活を立てる部族もあった。芸のある者は「ナエラシ」と云って俵ころばし、小法師、四ツ竹、猿舞など十種類の遊芸で生活する。

外に傘直し、竿師、いかけ屋を営むものも居た。

註 昭和二十四年の調べでは所得平均月二万八千円と云う。当時としては高収入である。その収入の一部は全日本箕製作組合で積立て、昭和三十六年二月現在基金は二億円にも達している。

さて木地師のことである。県境、市町村境に近い山の七、八合目によく「キジャ」という地名が残っている。また「轆轤屋」等の地名もある。豊永郷にも佐賀山はじめ数ヶ所「キジャ」の地名がある。これは古来木地挽が住んでいたことを表わしている。

徳島県三縄村（現在の池田町）の舞の山という処に「木地屋、九州小倉の住人」と刻みこんだ石が残っていると云う。木地屋のいた所である。今も次の挿話が語り伝えられている。

舞の木地屋の娘キクは絶世の美人であつた。山通いの人々は必ずこのキクの家に立寄り渋茶一ぱいでも振舞つてもらえば無上の喜びとした。このため池田辺の在所からもキクの顔をわざわざみに来る人さえあつたと云う。もともと小倉姓の木地屋には美人が多い。

本郷の近くでは前記三繩の松尾の舞、山城谷の三名に木地屋、木地床という所があり、西宇に木地屋敷、佐馬地の佐野に矩野谷、立川の峰を越した新宮の堂成にも矩野がある。

何れも木地師の住んだ地名である。

豊永にも西土居、佐賀山に一戸づつの小椋姓があり、西峰にも小倉姓がある。何れも元は兄弟一族で阿波より転住して来たもので、先祖は小野宮惟喬親王の末孫であり、日本国中、お山御免の許しが出ていることを常に誇りとしていたのである。

そもそも木地師の出生は明らかである。近江国愛知郡小椋村がその本拠で文武天皇の皇子小野宮惟喬親王を始祖とする名門である。殆んど日本全土を漂泊して山地に良材を求めて轆轤を使用し、つねに小野宮を祀つていたのである。

つぎは幕府より出された木地師の往来手形であり、これがあれば全国を自由に通行出来た。

木地引免許往来手形

諸国木地引就有之 山手者如定可有其沙汰如前々之諸国関係等令免許候 尚以上杉左衛門佐可申候 如件
延文二年三月十二日

尊氏將軍

江州小倉一類

君畑木地引中参



幾多の哀歎を秘めて……西峰京柱峠……

宗旨請印証

日本国中木地引師之輩者大園明神惟喬親法王之御命 永代務其職業之条 依之何国致
存候共 随于当山之下知相守 禪宗旨違背之間敷候 雖於遠所遠国者 雖於遠国者
任便宜仮寺相候義者致免許 尤邪宗門者公制般重之間 堅可相守御制禁候 則宗旨印
象差出之条 申渡処仍而如件

江州愛智郡君之畑 高松御所

寛政九年四月金竜寺

木地引小棟善四郎尉へ

註 この往来手形は「憲章藩郷人之部四七所収」のものである。

尚大野見村の小棟家にもこれに類した文書があるという。左記の文書は蕪生郷
谷相村の山番名本曾右衛門が、木地製造のため阿波国の木地引を雇用し豊永郷西
峰の関所通行の許可を求めたものである。

奉 願

一、木地挽男女貳拾人 阿州者

内男拾壹人 女九人

但今申ノ九月より来西ノ八月迄豊永郷西峰口より入来申様ニ出入御遣付奉願候

右者私儀香美郡蕪生郷谷相大屋敷御留山之内にて木地任成御山拝領仕申候。右阿州木地挽共雇入仕度奉存候間 豊永郷西峰に

出入御遣付 今申ノ九月より来西ノ八月迄老々年分 御遣付被仰付下度奉願候

右奉願通 乍恐宜御聞届被為仰付被下候はば難有仕合に奉存候 以上

天明八申ノ年八月十九日

蕪生郷谷相村御山番名本

曾右衛門 印

御奉行所様

右奉願通相違無御座候間 宜御聞届被為下度奉存候 以上

莊生郷大庄屋

柳瀬尉右衛門 印

同郷惣年寄

儀助 印

これの裏書きに

「表書之式拾人宗旨等相改於無疑は可通者也 申九月三日 尾池彈藏」

とある。

この文書は豊永郷西峰口番所三谷家のものである。尚之に類する文書は多い。

「土佐藩林業經濟史（平尾道雄著）」に

指 出

御遣付壹枚

一、木地挽伐子男女貳拾五人

右者赤岡町美屋清兵衛 土佐郡森郷地藏寺村御留山之内木地任成奉願 右伐子雇入申度奉願上候所御聞届去酉ノ正月より同

十二月迄西峰口出入御遣付被仰付之

御遣付壹枚

一、同伐子男女參拾九人

右者赤岡町綿屋仁兵衛香美郡莊生郷久保村御留山之内木地任成奉願 右伐子雇入申度奉願候所 御聞届之上去申九月より

酉ノ八月迄西峰に出入御遣付被仰付候

御遣付沓枚

一、同伐子四拾沓人

右者森郷木地挽台右衛門本山郷下川村御留山之内にて木地任成奉願 右伐子雇入申度奉願候 否御聞届之上 去酉ノ四月よ

り同七月迄西峰に出入御遣付被仰付候

但年経に候へは右廉々其儘記返上仕候

御遣付高三枚

右御遣付 此度返上仕候 右之外御遣付無御座候 以上

西峰口番人

享和二戌ノ三月廿五日 三谷半蔵 印

御仕置方 御役人所

以上のように阿波より韭生方面へ越す木地師らが通行するには東祖谷より西峰京柱越えが便利であるため、集団で一ヶ年間土佐に出張って働き、または木地を持帰って半田辺りで漆塗りの漆器として販売したものであろう。

土阿国境の西峰口番所をはじめ岩原口、大久保口、大砂子口、奥大田口、立川口等番所ではこうした木地師の出入も多かったようである。

西祖谷（徳島県）の大步危駅の上方に「西岡」と云う部落がある。もとは「ろくろろ」と称し、今でも古老はそう呼んでいる。轆轤細工を業とした人々が集団で住んだ部落で、国見山の麓に位置するため、各種の良材に恵まれた為、土着したものであろう。

大豊の地にも木地師が住んでおり、天正地検帳にも、



木地屋の奉納した各種木地（西峰十二所神社蔵）

キチャンキ

一、沓反拾五代四歩下屋敷 給キチ

同名峰村 助衛門居

センソク

一、沓反

下山屋敷

同名北川 きち居

と出ている。

(五) 十二所神社の木地

西峰村総鎮守であるナガセの十二所神社に当時の木地が長持に一杯保存されている。「奉寄進、木地屋惣中」と書いた直径三十糎の見事な木地で、何れも表は朱、裏は黒で塗ってある。

当時の木地師、特に阿波の木地師は西峰の京柱を越す機会が多く、その為西峰口番所の世話を受けることも多く、そうした縁故もあって寄進したものであろう。